

令和8年6月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月15日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	1
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算議案及び報告議案説明	3
学事振興課長補足説明	5
予算議案及び報告議案に対する質疑	6
予算議案及び報告議案に対する討論	16
《委員会》	
総務部長所管事項説明	16
陳情審査	18
議案外所管事務一般に対する質問	18

(第2日目)

1、開催日時・場所	27
2、出席者	27
3、経過	
(教育委員会)	
《分科会》	
教育長予算議案及び報告議案説明	29
決議に基づく提出資料（政策的新規事業）説明	30
教育人事課長補足説明	30
高校教育課長補足説明	31
特別支援教育課長補足説明	31
児童生徒支援課長補足説明	31
生涯学習課長補足説明	32
体育保健課長補足説明	32
予算議案及び報告議案に対する質疑	34
予算議案及び報告議案に対する討論	50
《委員会》	
教育長総括説明	50

教育政策課長補足説明	5 4
議案に対する質疑	5 5
議案に対する討論	5 9
決議に基づく提出資料説明	5 9
高校教育課ながさき次世代高校創生室長補足説明	6 0
陳情審査	6 4
議案外所管事務一般に対する質問	6 4

(第3日目)

1、開催日時・場所	9 5
2、出席者	9 5
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

《分科会》

福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	9 6
こども政策局長予算議案及び報告議案説明	9 7
決議に基づく提出資料（政策的新規事業）説明	9 9
医療政策課長補足説明	9 9
医療人材対策室長補足説明	1 0 0
長寿社会課長補足説明	1 0 1
こども未来課長補足説明	1 0 2
こども家庭課長補足説明	1 0 3
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 0 3
予算議案及び報告議案に対する討論	1 3 0

《委員会》

福祉保健部長総括説明	1 3 0
こども政策局長総括説明	1 3 1
議案に対する質疑	1 3 2
議案に対する討論	1 3 3
決議に基づく提出資料説明	1 3 3
陳情審査	1 3 5
議案外所管事務一般に対する質問	1 3 5
委員間討議	1 5 9

・審査結果報告書	1 6 0
----------	-------

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (追加1) (総務部)
- ・委員会関係説明資料 (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1) (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加2) (教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)

- ・分科会関係議案説明資料（追加１）（福祉保健部）
- ・委員会関係議案説明資料（福祉保健部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加１）（福祉保健部）
- ・分科会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・分科会関係議案説明資料（追加１）（こども政策局）
- ・委員会関係議案説明資料（こども政策局）
- ・委員会関係議案説明資料（追加１）（こども政策局）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月15日

自 午前11時53分
至 午前11時58分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長（分科会長）
饗庭 敦子	副委員長（副会長）
堀江ひとみ	委 員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

な し

6、審査の経過次のとおり

— 午前11時53分 開会 —

【中村(俊)委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、川崎委員、松本委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和8年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 異議なし 〕

ご異議ないようでございますので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時54分 休憩 —

— 午前11時58分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないようですので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

— 午前11時58分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月29日

自 午前 9時59分
至 午前11時57分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長（分科会長）
饗庭 敦子	副委員長（副会長）
堀江ひとみ	委 員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

早稲田智仁	総 務 部 長
松島 勝久	学 事 振 興 課 長

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第70号議案

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

第84号議案

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
（関係分）

報告第2号

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）
（関係分）

報告第3号

令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）

報告第13号

令和7年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）

報告第16号

令和8年度長崎県一般会計補正予算（第1号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1)議 案

第73号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び
市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（関係分）

第75号議案

長崎県認定こども園の認定要件に関する条
例等の一部を改正する条例

(2)請 願

な し

(3)陳 情

・要望書

・離島地域における夜間の急患搬送体制の確

保に関する要望書

- ・ 要望書（松浦市）
- ・ 令和9年度 県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・ 高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
- ・ 国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）

8、審査の経過は次のとおり

―― 午前 9時59分 開会 ――

【中村(俊)委員長】ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第73号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか1件でございます。そのほか、陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び予算に係る報告議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにサイドブックに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

まず、分科会による審査を行います。

【中村(俊)分科会長】 予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【早稻田総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料及び同説明資料の追加1をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第2号「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

はじめに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策的経費を除いた骨格

予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策にかかる予算を計上しております。

歳入予算は5億4,758万9,000円の増、歳出予算は29億3,117万5,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

本県教育の振興に私立学校は大きく寄与しておりますが、少子化による生徒数の大幅な減少により、私立学校を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況において、県としましては、私学振興の観点から学校法人に対する経常的経費に対する支援の充実を図り、魅力ある私立学校づくりを支援してまいりたいと考えております。

国の支援制度である就学支援金や奨学給付金については、令和8年度から大幅に制度拡充され、家庭の教育費負担が軽減されたことから、県においては、私立学校における入学金や校納金等の経済的負担の軽減を図ることとしております。

具体的には、県内私立高校入学金に対する支援及び生活保護世帯等の授業料軽減支援を拡充し、家庭環境にかかわらず自らの希望に応じた教育を受けることができるよう支援を行ってまいります。

これらの支援に要する経費として、高等学校私立学校助成費24億7,193万8,000円の増、中学校私立学校助成費3億1,044万3,000円の増、小学校私立学校助成費1億4,879万4,000円の増を計上いたしております。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料追加1の2ページをお開きください。

次に、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご

説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は219万7,000円の増を計上いたしております。この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校に対して、電気・ガス料金にかかる高騰分の一部を支援する経費として、私立学校助成費219万7,000円の増を計上いたしております。

続いて、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料にお戻りいただき、3ページをお開きください。

最後に、報告第2号「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております、令和7年度予算の補正を、令和8年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は6,476万8,000円の減、歳出予算は2億79万9,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の補正の主なものは、運営費交付金の減、高等学校私立学校助成費の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、学事振興課長より

補足説明を求めます。

【松島学事振興課長】 おはようございます。

私のほうから、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、学事振興課関係の補正予算について、補足してご説明いたします。

令和8年6月定例県議会文教厚生分科会学事振興課補足説明資料1をご覧ください。

今回、私立学校助成費で主に4事業分、合計29億3,117万5,000円を計上しており、その内訳は表に記載のとおりでございます。

まず、「(1)長崎県私立学校教育振興費補助金」については、令和8年度当初予算において、骨格予算として令和7年度当初予算額の2分の1相当額を計上しておりました。今回、肉付けとして令和8年度所要額について高等学校、中学校、小学校のそれぞれ差額分の合計25億9,466万4,000円を計上するものです。

次に、「(2)長崎県私立高等学校入学金支援事業費補助金」については、新規事業でございます。

国の支援制度である就学支援金や奨学給付金については、令和8年度から大幅に制度拡充され、家庭の教育費負担が軽減されたところです。

県においては、私立学校における入学金にかかる経済的負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることができるよう、昨年度まで授業料負担軽減に活用していた地方交付税財源を活用し、本県の独自支援として、私立高校入学金に対する支援を行いたいと考えております。

県内の私立高校入学時に必要となる入学金について、3万円を上限にあらかじめ減免を行うもので、令和9年度入学生からの実施を予定しており、その経費として1億2,303万円を計上するも

のです。

次に、「(3)長崎県私立学校授業料軽減補助金」については、これまでも就学支援金の県単独の上乗せ補助として実施していたものであり、令和8年度当初予算編成時において、就学支援金制度にかかる国の令和8年度予算案が国会審議中であつたため、これまでの支援制度を継続とした場合の予算額として71万1,000円を令和8年度当初予算に計上をさせていただいております。

その後、国会において予算案や関係法改正が議決され、4月以降、保護者等の授業料負担軽減が図られているところですが、生活保護世帯及び施設入所者には授業料の自己負担が生じないよう、令和8年度における県内授業料の最高額を上限として支援を行うこととし、授業料軽減補助の所要額について、当初予算額との差額分の128万5,000円を計上するものです。

次に、「(4)長崎県私立高等学校等就学支援金」については、令和8年度当初予算において、年間所要見込額50億2,808万3,000円を計上しておりましたが、積算にあたり生徒数が一部正しく反映できておりませんでした。

そのため、改めて新年度の生徒数を基に積算したところ、年間所要額52億4,027万9,000円が見込まれることから、当初予算額との差額分の2億1,219万6,000円を計上するものです。

続きまして、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、学事振興課関係の補正予算について補足してご説明いたします。令和8年6月定例県議会文教厚生分科会学事振興課補足説明資料2をご覧ください。

物価高騰の影響を受けている私立学校の負担軽減を図るため、エネルギー価格、とりわけ学校施設への影響が大きい電気代とガス代の高騰

分への一部支援を行うものです。

対象施設は、私立の高等学校、中学校、小学校及び専修学校で、全67施設、規模別に12区分の単価に応じて所要額合計219万7,000円を見込んでおります。

なお、単価の根拠につきましては、国において電気・ガス代の支援対象期間が電力使用量の増加する7月から9月の3か月間と示されていることと、県の補助率4分の1を踏まえまして、今回の経済対策補正における学校施設等の物価高騰の影響に対する県の支援は、全庁的に年間影響額の16分の1で統一しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず70号議案について、質問します。

今回、私立学校授業料軽減補助金等、いろいろされていますけれども、自己負担なく、自らの希望に応じた教育を受けることができるようにということなのですが、今まで、現在どのような自己負担が生じていて、それから軽減補助金によってどう軽減されるのか、学事振興課の資料として、何て言いますか、可視化した資料と言いますか、4段階とか3段階でどこにどう補助して、負担軽減になりますというのが今まで出されていたと思うのですが、3月の学習会の資料は、まだ国会前、国会の論議の最中でしたので、あれはちょっと参考になりませんので、そういう資料というのはないのか、最初に質問します。

【中村(俊)分科会長】 休憩いたします。

―― 午前10時14分 休憩 ――

―― 午前10時15分 再開 ――

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【松島学事振興課長】先ほど堀江委員から質問のありました件について、お答えいたします。

お手元に配付させていただきました資料をご覧ください。全日制を例にイメージ図を作っておりますけれども、左側が昨年度で、右側が今回の補正予算後という形です。

まず、令和7年度の左側をご覧くださいのですけれども、この太線のところが国の支援になります。横軸が世帯の所得、縦軸が国と県の支援額という見方になりますけれども、真ん中にある590万円を境にして、国の支援が590万未満の世帯については最大月額で3万3,000円、590万円を超えますと9,900円ということで、2階建ての支援になっておりました。

ただし、その2階建ての差額、3万3,000円と9,900円に2万3,100円の差がございまして、非常に大きな差であるという議論がございまして、その階段を若干緩和する形で、黄色に塗っております県単独補助として、590万から720万円の世帯については月額上限として6,600円、また生活保護世帯、施設入所児童については5,300円ということで、令和7年度県と国と合わせて4段階の支援とさせていただいたところです。

今回、国の制度が大幅に拡充になりまして、国の支給上限が月額3万8,100円ということで、昨年度までは、国と県を合わせた支給上限が3万8,300円でしたので、ほぼ変わらないぐらいの額を所得制限なく国のほうから就学支援金としていただいているという状況になっております。

そういった中、生活保護世帯と施設入所児童

につきましては、関係部署の支援制度の仕組みも確認いたしましたけれども、自己負担分への支援がなされていないといったようなところもありましたので、ここの部分については、やはり家庭の経済環境によらず、自らが望む教育を受けられる環境の実現に向けて支援が必要ではなかろうかといったところで、今回、県単独の追加支援という形で計上させていただいております。

実際、今年度の県内の全日制高校の授業料最高額を見ますと、4万3,900円という実態がございますので、授業料の自己負担は最大で5,800円ということになっております。ただし、生活保護世帯と施設入所児童の方につきましては、自己負担がないような形で、そこを県単独の補助で埋めるということで、授業料の軽減補助制度を行っていききたいというふうに考えております。

【堀江委員】可視化する資料、よく分かります。ありがとうございました。

そこで、この生活保護、あるいは児童施設の子どもたちに対する補助ですけれども、県内の授業料が全てこうではなくて、私学によって授業料は当然違ってくるので、例えば校数で言うと、どれぐらいの学校でこの県単独を活用できるというか、利用する形になるのかと、ここのところ、ちょっと説明してもらっていいですか。

【松島学事振興課長】今現在の授業料といたしまして、最高額4万3,900円で、国の支給上限額3万8,100円を超える学校が私立の全日制高校22校中、6校ございます。そこに在学されている方については、この県単独の支援を活用いただけるという設計になっております。

【堀江委員】説明ありがとうございました。よく分かりました。

家庭環境にかかわらず、自らの希望に応じた

教育を受けることができるようにということでの授業料軽減の拡充というのは、よく理解をいたしました。

もう一つ、今回新たに新規の事業となります入学金の支援事業、これは令和9年度、来年度の入学生から実施をするのですが、予算として、この6月議会に計上されたというのは何か根拠があるのですか。

【松島学事振興課長】今回の入学支援によりまして、金銭的負担が大きくなる入学前のタイミングで、家庭の負担軽減を図りたいというふうに考えております。

具体的には、学校が入学金を徴収する際に、あらかじめ減額をしていただいて、その減額分について、県から学校へ補助を行う形を想定しております。

今現在、各私立学校におきましては、既に来年度の生徒募集に向けて動いておりまして、学校説明会やオープンスクールの開催が既に始まっているところでございます。

そういった中、入学金支援にかかる学校への制度の説明、それと生徒・保護者への周知期間がやはり必要ですので、このタイミングで計上させていただいて、来年春の入学生の負担軽減を図っていききたいというふうに考えております。

【堀江委員】最後にします。

84号議案なのですが、発信します。今回、物価高騰の影響を受けての私立の小学校、中学校、高等学校、各種の学校というのは理解いたしますが、昨年と同じ時期に、この物価高騰対策の補助をしているのですが、昨年と違いますよね。今回は16分の1、あるいは12区分なのですが、昨年は県の支援を8分の1で統一するとか、11区分にするということでしたので、変わっているのですが、これは何か理由があ

りますか。説明をお願いします。

【松島学事振興課長】 まず、区分のお話から先にさせていただきますと、この物価高騰対策につきましては、生徒の実員数に応じまして、規模別に学校区分を設けまして支援をしておりました。昨年度までは、生徒数の実数が最大で1,320ということで、昨年で言うところの11区分の中で収まっていたのですが、今年の入学生を見たときに、1,320名を超える学校がございましたので、その学校にも対応できるような形でもう1区分増やした12区分ということで対応したいというふうに考えております。

あと、補助率の、昨年8分の1といったところが、今回16分の1となった理由は、というご質問でございますけれども、令和7年度における私立学校の電気・ガス等の支援に当たりましては、国において支援期間3か月間ということで示されておりましたけれども、その際の県の補助率を全庁的に2分の1としておりまして、2分の1かける、月数でいくと年間の4分の1ということで、8分の1ということで統一をさせていただいておりました。

今回、支援期間の3か月間というのは変わらないのですが、電気・ガスにおいては国から電気会社ですとか、ガス会社等への支援単価が2倍になっているといったようなところで、一定その上昇率も抑えられているのではないかと、いったような状況もございまして、補助率については昨年度の2分の1ではなく、今回は4分の1という形で変更いたしましたので、4分の1かける期間率の4分の1ということで、16分の1ということで統一をさせていただいているところであります。

【中村(俊)分科会長】 よろしいですか。

ほかにございませんか。

【松本委員】、私も私立学校の入学金の支援事業費について、質問をいたします。

今年度からですね、私学の授業料が無償化と、国の方針でということで、私も受験生の娘を抱えている中で、保護者内でもかなり大きなインパクトがあります。さらに今回、入学金も補助が出るということで、これは保護者にとっては非常にありがたい話なのだと思うのですが、そもそも今回入学金を補助しようとした要因となる、公立と私学の入学金の格差というのがどれくらいあったのか、お尋ねをいたします。

【松島学事振興課長】 県内の私立高校の入学金について、平均をいたしますと約12万円という状況になっております。

一方で、全日制の公立高等学校の場合は、県の条例にて入学手数料5,550円と定められており、入学金だけで見ますと、公私間で10万円以上の差がある状況でございます。

【松本委員】 分かりました。

これだけ大きな差があるということで、全額ではないけど3万円を上限にということで理解いたしました。

今回の1億2,303万円ですが、この積算根拠は何人に対して支援を想定しているのか、お尋ねをいたします。

【松島学事振興課長】 今回の支援の対象ですが、今年入学された県内の私立高校の入学者をベースといたしまして、1年生の生徒数4,101人を基に算出をしております。

【松本委員】 今年の私立高校の1年生の現在の生徒数が4,101人ということですね。ただ、来年入学する人数というのは、これから受験されるから分からないと思うのですが、その部分はもう足り得るというふうに想定しているのでしょうか。

【松島学事振興課長】今回設定をしております1人当たり3万円というのは、あくまで上限額といた中で、実際には学校独自の減免措置後の入学金を基に支援を行いますので、全員に対して満額支給にならない可能性もあります。また、令和9年3月の県内の中学卒業生数が、令和8年3月と比較して減少する見込みということでございますので、私立高等学校の定員数に対する実員数等を勘案しますと、現時点で予算の範囲内で収まるのではないかというふうに見込んでおります。

【松本委員】1つ、その3万円を上限にということとは、全員が3万円ということではないという、何か上限があるのでしょうか。

【松島学事振興課長】あくまで上限額が3万円ということで、これは保護者側の負担、実際、私立学校によりましては、いろいろな減免の措置が行われております。例えば入学金12万円でも、減免後、実際に保護者さんに求める入学金として2万円ということでありましたら、そこは県の補助としても2万円という形で措置をさせていただきたいというふうに考えておりますので、全てが全て上限3万円補助かどうかというのは、来年の春を待ってみたいと分からないといったようなところがございます。

【松本委員】最後にします。補助率10分の10ということで、これは国の交付税措置だと思うのですが、今回から新たに新規で県独自でやるということで、やはり気になるのは、1回きりで終わっても困りますので、授業料のほうは国が措置しますけれども、県独自で入学金支援をしたと、それが来年、再来年もずっと続く担保というか、そういったものが本当に大丈夫なのかということを確認したいのですけれども、この交付税措置の財源というか、今後担保はし

っかりとできるのでしょうか。お尋ねいたします。

【松島学事振興課長】今回の財源につきましては、先ほど委員からお話ございましたけれども、普通交付税措置がなされる分ということでございます。

一方で、先ほど、説明をさせていただきました県単独の授業料軽減、これにつきましては、今年度からの国の支援が非常に厚く拡充されましたので、その分の財源を新規事業に振り向ける財源として確保できる見込みだということでございまして、その財源を活用して、県の独自支援として、今回、入学金支援を立ち上げたということでございます。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

【千住委員】失礼します。説明ありがとうございました。

私も入学金の件なのですが、先ほど各学校によって、減免があると、特待生等があるということで、上限3万円ということだったのですが、例えば入学金を全額減免しますよといったところに行くと、そこにはこの県の費用は入らないということでしょうか。ちょっと1つ確認させてください。

【松島学事振興課長】今回の入学支援金につきましては、あくまでも保護者負担の軽減を図りたいということが目的でございますので、保護者負担がない場合につきましては、県の支援もないというような形で考えております。

【千住委員】はい、ありがとうございました。はい、それは分かりました。

先ほど上限3万円ということだったのですが、その3万円とした根拠と言いますか、何でこの3万円という数字が出てきたのかというのを、ちょっとお尋ねします。

【松島学事振興課長】今回の支援に当たりましては、入学支援金の上限額、これ高いほうにこしたことはないといったようなことはございますけれども、一方で、やはり財源の問題もございます。

そういった中で、私どもとしては国の就学支援金の制度拡充されましたけれども、その制度拡充と併せて、今までなかった地方負担ということで、4分の1が地方負担と、4分の3が国の負担、そういう制度設計になっておりましたので、その制度設計を参考にしながら、地方負担4分の1というところで設計をさせていただいたところでございます。

【千住委員】 はい、ありがとうございます。

平均12万円の4分の1で3万円にしたということですね。財源の問題もあると思うのですが、ありがとうございます。

続いて、拡充の内容として、生活保護世帯及び施設入所児童の授業料の無償化の拡充ということで、先ほど、3万8,100円を超えているところが6校というお話がありました。

実際、私立学校、今年が、4,100人入学という話があり、全体でいくとかなりの数いるのですが、私学全体で、生活保護世帯、あるいは施設に入所されている方の総数、今どれくらい在籍されているのか、また今後その対象になる生徒さん、今年でいけば、どれくらいおられるのか、参考までに教えていただきたいと思います。

【中村(俊)分科会長】 休憩いたします。

— 午前10時34分 休憩 —

— 午前10時35分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【松島学事振興課長】 先ほど質問にございました生活保護世帯等の数なのですが、一応、

今回補正予算を計上するに当たりまして、想定している人数といたしましては、81人分を想定しております。内訳といたしましては、生活保護世帯69名、施設入所者12名、合わせて81名分の計上を考えているところでございます。

【千住委員】 総数は後ほどで構いません。

すると、この今回積算で81名ということなので、その超えている6校での生徒の割合でいくと、どれぐらいの割合で積算をされたのでしょうか。

【中村(俊)分科会長】 休憩いたします。

— 午前10時36分 休憩 —

— 午前10時36分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

先ほどの千住委員の質問に対しては、後ほどお答えをいただきたいと思います。

【川崎委員】 おはようございます。お尋ねいたします。

私も長崎県私立高等学校入学金支援事業費補助金1億2,303万円について、お尋ねいたします。

今、質疑も大分ありましたので、大体理解をいたしました。全員が対象であるということと、3万円上限については、様々、学校での減免措置があるので、差がありますよということでありましたが、一応確認ですが、所得制限という考え方はないのでしょうか。

【松島学事振興課長】 繰り返しにはなりますけれども、家庭環境によらず、自らが望む教育を受けられる環境の実現という方向性を見据えまして、今回、所得制限については考えておりません。

【川崎委員】 ありがとうございます。

先ほど、ありがたいことにこの資料をご提示いただいております、今年度から、いわゆる

授業料等支援の就学支援金には所得制限はなく、全員が対象ということですから、いわゆる調査という意味で、世帯の所得の調査はやはり行うのですか。

【松島学事振興課長】今回その就学支援金というところでいきますと、このあくまで生活保護世帯、施設入所児童だけに所得の調査をかけることになるというふうに考えております。

【川崎委員】そうですね。誰が対象なのかということであれば、一定の調査は必要ということですね。分かりました。確認でございました。

この入学金の支払いのタイミングなのですが、古い話、我々の時代は、公立の発表の前に、納めないといけないと、入学金は入学する権利を得るための権利金という理解をしているわけですが、そうすると、公立に、結果的に行くというときには、それが戻ってこないというのが、当時の我々の制度であったと思います。

今はどういった状況になっているのか、お尋ねをいたします。

【松島学事振興課長】今回の制度設計を見据えまして、各私立学校に問合せをいたしましたところ、ほとんどの学校において、入学金の納付時期が公立学校の合格発表の後という状況がございますので、そういったところから考えると、私立学校に入学金を払う方は、もう私立学校に入る方という状況だと思っておりますので、一旦、そういう状況を踏まえまして、あくまで公立学校の合格発表の後の私学の入学金の入金時期ということで、確認をしております。

【川崎委員】そこは大分、もうありがたい制度改革をしていただいたなと思っています。やはり、一部は払わないといけないということでありましたが、それは恐らく第一志望でしょうか

ら、そこはもうほぼほぼそういった負担はないというようところで理解をいたしました。

ちょっと細かい話ですけど、この補助をいただいて入学金を納めた後、入学したけれども、短期で退学をするというケースもゼロではないと思いますが、そういった場合については、これは学校側への支援なので、学校側が補助金を返還するというような制度になっているのでしょうか。お尋ねです。

【松島学事振興課長】この入学金支援の制度設計なのですが、今回予算をご承認いただいた後に、学校側と話を詰めて、仕組みについては確定をさせようと思っておりますけれども、先ほど委員からお話ございました、入学をされたけれども間もなくして転学とか退学される方がいらっしゃるのとは事実でございます。

そういった状況を踏まえて、私どもとしては、学校に対して保護者様から納付されました入学金が、生徒側に返還されない限り、県としてもその補助金の返還を求めることは、今のところ想定はしておりません。やはり事情があって転学、退学をされる方というのはいらっしゃるのですけれども、それは相当な理由があつてのことで、しかも少数、もう本当、やむにやまれぬ理由だと思いますので、今のところその返還を求めるところまでは考えておりません。

【中村(俊)分科会長】よろしいですか。

ほかにございませんか。

【大倉委員】私からも同じ項目です。私立高等学校入学金支援事業費補助金に関してです。

これは、要は国からの就学支援金では対象となっていない入学金の部分を補助するというものだと、認識をしているところでございます。いわゆる高校授業料無償化で、授業料は補助されるのだけれども、入学金の部分はやっぱり保

護者が負担しなければいけないので、そこを補助するという事で、非常に画期的だと思っていますところでございます。

上限3万円について、あらかじめ減免ということですが、このあらかじめ減免というのは、要は、県から学校側に、先に補助をするということだと思います。そのスキームについて、ちょっと伺いたいと思います。

【松島学事振興課長】ただいま委員から話がありましたとおり、今、私どもとしては最終確定ではございませんけれども、学校側にあらかじめ県の補助金を概算にはなりますけれども一旦お支払いをして、実際の入学金の納付状況を見ながら精算手続に入っていただくような形を想定しております。一旦保護者が立て替えるといった部分を、とにかくなくして、あらかじめ県の補助金を引いた上での入学金支払いになるような制度設計にしていきたいというふうに考えております。

【大倉委員】県から学校へ補助ということで、いわゆる償還払いなどでもない、つまり保護者の方が煩雑な手続をする必要もないというところでよろしいのですね。その確認をもう一度。

【松島学事振興課長】実際の手続なのですが、ここは最終的には学校側とお話をしたいというふうには思っておりますけれども、やはり学校側、当然ながらまずは生徒側、保護者側の負担軽減を図るという観点で臨みたいというふうに考えております。入学に当たりましては、何らかの書類を書きますので、その中に例えばですが、県からの補助金上限3万円があつて、その分も申請します、そういった意思表示にもつながるような、そういった既存の手続の中で今回の支援が受けられるような形で学校側とお話をしたいというふうに考えております。

【大倉委員】この今回の入学金の支援というのは、いわゆるこれまでの授業料の支援とは全く別の支援というふうなことで、考えてよろしいのですよね。これも確認です。

【松島学事振興課長】授業料の支援につきましては、先ほどから申し上げております国の就学支援金、それと県の授業料軽減がございまして、今回の入学支援金というのは、これとは別の位置づけで考えております。

【大倉委員】国の授業料への支援がある、そしてそれは収入要件が撤廃されたというところで、大変すばらしいのですね。このたび補正予算で、この入学金の補助という部分も予算が計上されました。

ただ、やっぱり私立の学校というのは非常にお金がかかる部分でして、先ほど松本委員もおっしゃっていましたが、私の子どもも、2人が私立の高校を卒業しております。非常にお金がかかりました。授業料、入学金だけでなく、制服とかかばんとか、タブレットとか、あとそれから、施設整備費なんかも必要なのですよね。そういった辺りの支援を受けることはできないのですよねという確認。そういったところは、やっぱり既存の奨学給付金、そういったものを別途申請してもらう必要があるのですよねという確認をさせてください。

【松島学事振興課長】授業料、それと入学金については、説明をしましたとおり、支援がございました。

授業料以外の教育費負担、いろいろございます。そちらに向けましては、国・県で支援制度がございまして、私立高等学校等奨学給付金事業という形で実施をしております、この分につきましては、今年度から金額面と所得要件が緩和された形で拡充がなされております。

所得要件はありますけれども、授業料以外の教育費であれば、使途に制限がございませんので、この奨学金につきまして、県内の私立学校に学校が代理受領していただいて、授業料以外の、先ほどお話がございました施設の整備関係とか、諸々の費用、いわゆる校納金と相殺をしていただくような制度となっております。

【大倉委員】 理解できました。

いわゆる授業料以外の教育費全般の部分は、奨学給付金を利用してもらおうと、そして授業料は、国からのいわゆるこの無償化という支援がある、今回、県から上限3万円の入学金の支援があるというところで、理解できました。ぜひこれは、保護者の皆さんの負担軽減につながっていけばいいなと期待している事業でございます。以上です。ありがとうございます。

【中村(俊)分科会長】 ほかに。

【前田委員】 出ている数字を審査するところだと思うのですが、あえて、ちょっと確認をしたいと思います。

84号議案の物価高対策の中で、前回の物価高対策の中では、スクールバスの燃料費の補助もしてたと思うのですが、今回それが入っていないのはなぜかというところをお尋ねしたいと思います。

【松島学事振興課長】 今回の追加補正に当たりましては、スクールバスの補助についても内部で検討をいたしましたけれども、今回の国からくる財源、その規模感等を考えまして、どうしてもその規模感的にも優先順位をつける中で、まずは全ての私立学校が対象となる電気・ガス代への支援という形で、今回はスクールバスの支援については、計上をすることができませんでした。

【前田委員】 そしたら、ちょっとあえて総務部

長に確認したいと思うのですが、物価高対策という中で、私学の運営が厳しいという中で、前回、寄り添った形で、スクールバスの補助を出してもらったのですね。やっぱり、額の多い少ないは別としても、学校側としては非常に喜んでいらっしゃったのですね。専門学校も含めて。

今回、課長のほうから、国から来る金額の総額を含めたところで、なかなか難しかったという話がありましたけれども、今回5億4,000万近くな、出てる中で、総務部学事振興課は219万じゃないですか。でも一方、福祉保健部辺りは5億ぐらい出てるのですね。そういった意味で、部局間のバランスが非常に悪いと僕は思っていて、ガソリンの補助って多分800万ぐらいだったですか、前回ね。そういうことを考えたときに、ガソリンを取り巻く環境がよくなっていれば別ですけれども、よくない中で、全体が厳しいから、今回ちょっと出せませんでしたというのは、なかなか、このやり取りの中では理解されても、何かそこは、全体考えてどうだったかなと思うのですが、部長のほうからもご答弁いただきたいと思います。

【早稲田総務部長】 今回の物価高騰対策ですけれども、先ほど学事振興課長のほうから説明があったとおり、国の交付金というものは一定限りがありまして、スクールバスの燃料費支援ということを昨年度行っておりましたけれども、全体的な優先的な順位というものを勘案して、全学校への支援が可能な電気代、ガス代支援というものを今回優先して予算計上させていただいたところです。

一方で、福祉関係の施設というものも、委員のほうから触れられましたけれども、非常に全体の施設数が大きくなりまして、バランス的に

はそういう教育面のところですか、福祉施設面というのを、予算編成上、配慮して措置しておりますので、額の違いというのは、それは施設数の違いが主によるものということでありませう。

今後、また国のいろいろな対策を見極めながら、さらなる支援というものは、内部のほうでも今後検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】 事情は分かったのですけれども、せっかく新規でついたものがなくなるというのは、ちょっとそこは何とか検討できなかったのかなという思いがいたしています。

その上で、部長の説明の中で、専決でやった分を含めて、減額修正を今回かけてますけれども、物価高対策も、あれだけ急いでやったのですけれども、僕の見間違いだったらご指摘ください。小中高合わせて1,200万ほど減額が入ってますけれども、この要因は何ですか。

【松島学事振興課長】 これにつきましては、端的に言うと執行残という形で、減額しているのですけれども、せっかくの予算がこういう形で専決減をせざるを得なかったという使い勝手の部分については、学校側にも状況を確認したいというふうには考えております。

【前田委員】 せっかくつけてもらった予算で、当然現実に発生するものだから、執行残が出るのは分かりますけれども、これだけ大きな金額になったときに、先ほどの積算の単価の根拠とありましたけれども、やっぱり今後も、調査をしていただく中で、本当にニーズがあるものに、適正な金額をつけてほしいと、さっき部長のほうからも、限られた財源ということありましたけれども、1,200万残が出るというのは非常にもったいないなと思いますので。

あわせて、そのこのところの項目で、私立学校

耐震化が6,600万減してますけども、これは見込みと実際が違ったという理解でいいですか。

【松島学事振興課長】 この部分の減額の要因なのですけれども、この分につきましては、令和7年度の国の耐震化の補助金を活用して耐震化に取り組まれる予定だった学校において、予定外に工期が延びまして、令和7年度完了予定が令和8年度までかかるといった中で、国とも調整をしたのですけれども、結果的に補助の対象外ということになってしまいました。県の補助につきましては、国の支援を前提に上乘せ補助をしておりますので、大元である国の補助の対象外になったことから、あわせて県のほうの補助の対象からも外れたという形で、全額減額をしているという状況でございます。

【前田委員】 すみません。もう一回確認しますが、今の答弁でいくと、工期が延びたから国の補助が出なかったもので、県も出さなかったという、工事自体やってるのですよね。来年出てくるのですか。すみません。ちょっとごめんなさい。うっかりして聞き漏れてました。もう一遍説明してください。

【松島学事振興課長】 工事については、補助を受けずに、学校側の負担で実施をしております。あくまで、この国の補助の建付けというのが、単年度で終了するという前提の補助制度でございまして、そういった中で2か年にまたがってしまって、結果的に補助の対象外ということになりましたものですから、それに合わせる形で、県の補助も対象外になってしまったという状況でございます。

【前田委員】 私学、ずっと運営が厳しい中で、なかなか耐震化が、一定のところから進まないじゃないかという指摘をずっとやってますけれども、その指摘は、運営が厳しいからなかなか

その財源が確保できないということで、実施できてなかったと思うのですが、今の話でいくと、国のルールは分かりますけども、単年をまたがってしまったから、出さないとなったときには、もう全額学校側の負担になるわけじゃないですか。そのことって、学校のほうって全く困ってないというか、県に相談あってないのですか。

僕は国の負担、国のルールに準ずるというのは分かるけども、県は県の判断があっていいと思うのですけども、その点は厳密にルール化されているのですか。

【松島学事振興課長】 まず、国の方の手続で、詳しく申し上げますと、学校側が繰越しの手続を経ずに、年度を超えた契約を結んでしまったといったところで、私どもも学校と国の間に立って、何とかできないかなというふうな調整はさせていただいたのですけれども、結果として、学校法人の方から補助の申請を取下げという形で行われたという形になっております。

また、県の補助につきましては、どうしてもその県の補助のしくみというか、ルール上、国の支援を前提にした補助制度という状況がございましたので、そこがなくなってしまうと、私どもとしても、状況は分かるのですけれども、補助ができなかったという状況です。

【前田委員】 ありがとうございます。詳しく答弁いただいて。申請を取り下げたということは致し方ないと思いますし、今の答弁の中で、間に入って何とか調整をしようと試みたということは、非常にありがたかったなと思っています。ここで理解をしました。

最後にしますけれども、前回の委員会の中でも、専門学校の学生に対する経済的な補助、1人当たり幾らという補助に、不用額が出ていたということで、その団体からの要望を受けて上げ

たにしたら、上げ幅が300円と少ないから、物価高を含めてきちんと見てほしいということで要望したのですけれども、それは今回の予算の中では、どんなふうに反映されているのですか。そこだけ、最後、聞かせてください。

【中村(俊)分科会長】 休憩いたします。

— 午前10時58分 休憩 —

— 午前10時58分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【松島学事振興課長】 先ほど委員からお話ありがとうございました専修学校の経常費支援なののですけれども、一応状況としては、こちらとしても検討はしたのですけれども、結果として、総額については、昨年度と同額の支援という形で対応しております。

【前田委員】 要望だけしておきたいと思いますが、専門学校の団体のほうから要望を受けて、その要望を受けて上げた、上げたことについてはもう非常に評価していますが、金額が、さっき言ったように300円という金額だったということ。今、物価高が進む中で、学生を支援するという意味でも、そのこの上げ幅をもう一遍上げてほしいということで、専門学校と協議してほしいということで終わっていたと思うのですが、結果、同額となっているということなので、その分は致し方ないと思いますけれども、今般、専門学校も、県と連携協定等も結びながら、しっかりと、専門学校の団体、専門学校としてどうやって県に貢献できるかということも、前向きに取り組んでいますので、ぜひ、今の物価高見たときに、僕はもっと上げるべきだと思っていますし、それがその学生の確保にもつながると思ってるし、今言ったように、ここと一概に比較するわけではありませんけれども、

そういった負担の軽減にもつながりますので、ぜひ、この点については、学生数はそう多くないですから、増額について要望して、質問を終わりたいと思います。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、第84号議案のうち関係部分、及び報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【中村(俊)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査及び議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、総務部長より所管事項説明を求めます。

【早稻田総務部長】 総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

総務部の文教厚生委員会関係説明資料をお開

きください。今回ご説明いたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰等に係る実態調査についてでございます。

まず、私立高校の就職状況についてであります。今春卒業生の就職率は、令和8年3月末現在で、96.1%となっており、前年度と比べ1.6ポイントの減少となっております。

一方、就職した生徒のうち県内就職者の割合は75.9%で、前年度の76.6%からはやや減少しているものの、引き続き高い水準を維持しております。

県内就職割合が高水準を維持している要因といたしましては、県内企業において給与や休暇等の処遇改善や魅力的な職場環境づくりが進められてることがワーク・ライフ・バランスを重視する若者の意識と合致したほか、独自に県内企業説明会を実施する学校も出てきており、高校生が県内就職を前向きに捉える動きにつながっていることが挙げられます。

また、関係機関と連携した企業セミナーや面談会等の情報発信、学校関係者による丁寧な進路指導が県内就職の魅力を効果的に伝える結果となったものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携し、地元企業の情報や魅力等の情報発信に努めるとともに、県内就職推進員の配置や学校関係者との面談など連携を一層強化し、インターンシップや企業説明会、見学会の充実などを通じて、さらなる県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学の就職状況についてであります。今春卒業生の就職率は、令和8年4月末現在で99.7%と、前年度と同率となっており、学部別では経営学部が99.4%、地域創造学部が

99.6%、国際社会学部及び情報システム学部、看護栄養学部が100%となっております。

なお、全国の大学生の就職率は、前年と同率の98.0%と、人手不足を背景として企業の採用意欲が高い状況が続いておりますが、県立大学においては、例年同様に全国より高い就職率を達成しております。

また、就職者のうち県内就職者の割合は33.4%で、前年度と比較して0.2ポイントの増加となっております。学部別では、情報システム学部が27.5%、経営学部が29.0%、地域創造学部が31.4%、国際社会学部が44.9%、看護栄養学部が46.2%となっております。

県内就職率向上のため、県立大学においては、県内企業でのインターンシップや県内企業の合同企業説明会、企業見学バスツアーなど県内企業との接点を増やす取組のほか、県内就職した卒業生との座談会など県内就職を具体的にイメージしてもらう取組を推進するとともに、県内就職支援員を配置して、企業情報の開拓と個別面談等を活用した学生への情報の提供に取り組んでおります。

また、令和7年度においては、学内合同業界セミナーや業界研究会に1・2年生も参加可能とするなど、学生が早い段階から県内企業を知る機会を提供する取組を進めたところであります。

県といたしましては、関係部局と連携して県内企業の魅力発信や学生と県内企業との交流の機会をさらに増やしていくとともに、県内就職率が高い県内高校生の県立大学への進学促進に向けた取組を推進するなど、引き続き県内就職率の向上に取り組んでまいります。

最後に、体罰等に係る実態調査についてですが、体罰等の実態を把握し、その根絶を図るため、平成24年度から毎年私立学校の教職

員、児童・生徒及び保護者を対象に体罰等に係る実態調査を実施しております。

令和7年度の調査結果では、体罰及び不適切な指導と認知された件数は30件で前年度より6件増加、体罰等を行った教員等の数は26人で前年度より4人増加、体罰等を受けた児童・生徒数は35人で前年度より2人減少しております。

県といたしましては、体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認した上で、その防止策が確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修内容の充実を依頼する等、体罰防止の徹底を図ってきたところでありますが、依然として私立学校における教職員等の体罰が無くならないことや、不適切な指導に対する認識が不十分であるということを示すものとして重く受け止めております。

今後とも、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、体罰根絶、不適切な指導の防止に向け意識の向上を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、提出のありました「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【松島学事振興課長】私のほうから、6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

「令和9年度政府施策に関する提案・要望について（総務部関係）」をご覧ください。

総務部関係につきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充の2項目に

について、文部科学省及び総務省に対し、総務部長及び学事振興課長により要望を行いました。

このうち、私立学校の耐震化に係る財源の充実につきましては、国において高等学校等就学支援金の制度改正など、私立学校に対する予算が大幅に拡充されている中、さらなる拡充というのは難しい状況ではあるけれども、耐震化に必要な予算の確保にしっかり取り組みたいということ。また、補助率の引上げについては、既に本事業を活用して耐震化整備を行った学校との不平等感について懸念があること、国の補助制度自体は延長を行った旨の回答をいただいたところでございます。

以上が総務部関係の要望結果であります、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】 ありがとうございます。

では、ここで一旦休憩をしたいと思います。

それでは、11時20分から再開いたします。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

サイドボックスに掲載しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】 議案外の県立大学の就職状況について、先ほど部長の報告の中で、今年の県内就職の割合が33.4%ということで、依然として低い状況にあります。ずっと委員会で、協議、審議、いろいろとしていますけれども、売り手市場で、企業としては人手不足が続いているわけでございまして、やっぱり大きくこれから何か手を打たないといけないという中で、インターンシップについて、ちょっと確認をしたいと思います。

説明の中で、県内企業でのインターンシップを実施しているとありますが、まず毎年何人ぐらいが、どのくらいの規模で行っているのか、お尋ねをします。

【松島学事振興課長】 インターンシップについてのお尋ねでございます。

令和7年度の実績といたしましては、佐世保校、シーボルト校、合わせまして、227事業所で、延べ501人が参加をしております。

期間といたしましては、単位認定されるインターンシップの場合は、2から3週間、それ以外は5日から2週間程度で実施をされている状況にございます。

内容といたしましては、受入先の企業によって異なりますけれども、受入先の社員に同行しての職場体験ですとか、企業から提示された課題の解決策の検討、そういった実践的な体験、

経験に結びついているものというふうに考えております。

【松本委員】 昨年、227事業所で延べ501人ということで、かなりの人数だと思います。

それでは、インターンシップの成果はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

【松島学事振興課長】 インターンシップの成果についてのお尋ねでございます。

これまで座学中心の教育から、実践的な力を養う教育の一環として、実際の企業での就業体験を通じて、課題解決ですとか、実務的な問題処理能力などを学んでいるという状況の中、実際にインターンシップに参加した学生から提出されました報告書によりますと、主体性でありますとか、課題発見能力など、社会人の基礎力の部分において、成長が実感できたというような意見もいただいております。

また、実際にインターンシップの受入先の企業に、実際に就職した事例も発生しているというような状況でございます。

【松本委員】 やはりアルバイトと違って、目的を持ってその企業にインターンシップをするわけであって、課題解決や実務的な問題処理能力を学ぶという意味では、実践的な教育で、非常にいい成果だと思うんですが、実際のところ、県内就職につながった実績はどれくらいあるのか、数字の確認をいたします。

【松島学事振興課長】 インターンシップを受け入れた県内企業への就職としての事例が、令和7年度卒ですので、今年の春の卒業生の方で9人、その前の年で15人、その前の令和5年度卒で9人というような実績になっております。

【松本委員】 昨年は501人が延べで体験してそのうち9人ということで、とても実績としてはなかなか厳しい現実だと思います。もちろん就職

するためのインターンシップではなく、学習の一環であると思いますが、全体でも30%台で厳しい状況の中で、やはり県内就職につなげるために、このインターンシップ、何か課題があるのか、そして、受入れ企業を増やす取組とか、今後インターンシップを県内就職につなげるために、どういうところが足りないのか、お尋ねをいたします。

【松島学事振興課長】 インターンシップ実施に当たりましての課題といたしましては、基本的には学生の希望を聞いて、受入先企業に派遣はするんですけれども、全ての学生が、希望どおりの企業で実施できているかということ、そうではない事例も少なからずございます。どうしても企業側にも一定の負担を強いることですので、当然受入れ枠もございます。そういった、どうしてもその希望どおりになっていないという部分も一部にあるということ。それと、どうしても期間が2週間から3週間、場合によっては5日からというのがありますけれども、講義に影響がない長期の休業期間に実施したほうがいいということでございますけれども、そういったこちらの事情と受入れ企業側の事情というのは、必ずしも一致しないところもございますので、やはり受入先の企業を増やしていく必要があるのかなというふうに考えておまして、そこについては、大学のほうで県内就職の支援員を配置しておりますので、それと就職課の職員もですが、随時新規の企業開拓とか、訪問とか、そういったところを通じて受入先の開拓についても常時進めているという状況でございます。

【松本委員】 今、長女が神奈川の大学2年生で、これから就職活動をしていくということをちょっと聞いたのですけれども、もう最近の学生は3年生じゃなくて、2年生から就職活動に向かっ

で動くそうです。何か一部解禁されるところもあって、2年生の夏休みの時点で、企業のインターンシップを何社か受けるそうです。そのインターンシップの試験を受けて、インターンシップを一定期間やった後に、3年生でエントリーするそうです。そのときには1次試験が免除されるそうです。そういったインセンティブがあるから、関東の学生の子たちは、短期間ではありますが、何社もインターンシップをしますけど、何社もインターンシップをすることによって、やっぱりその会社の実情が分かるから。でもインターンシップも結構倍率が高くて、なかなか入れないところもあるけど、そこは試験になってるそうです。

それは関東だから、企業数が多いからできることだと思うのですが、私が考えるのは、学生や企業に、やっぱりインセンティブが一定ないと、なかなか進んでいかないのではないかな。例えば、学生であれば単位が取れるとか、スキルが習得できるとか、何か企業側から受けるものがあるとかですね。インターンシップの時期も2年生の夏休みとか、春休みとか、早いタイミングで、企業側は前倒し前倒しで人が欲しいから取りにきます。県外の企業は就業条件もいいですし、いろいろな有利な条件を出してくるので、やはり県立大学としても県内企業との連携の中で、企業側にも人材確保の面でプラスになりますよと、県立大の学生にインセンティブがあるような形で打ち出していないと、なかなか県外の大手と比べられたら、県内企業というのはいろいろな意味で厳しいと思うのですね。

ただ、早い段階、1、2年の段階から企業とのある程度の接点をつくる、双方のインセンティブをつくることによって、県内就職率が上がっていくのではないかな。何回合同説明会したとこ

ろで、やはり条件を変えるのは難しいですから、そういった機会をもうちょっと増やしていく取組が、県内就職を増やしていくためには必要ではないかなと、それはもちろん学校側が考えることではありますけれども、大学側に対しても、県立大学ですので、ぜひとも今後取り組んでいただきたいと思います。最後に部長、県内就職についてのお考えをお尋ねいたします。

【早稲田総務部長】ただいまのご質問の県立大学の就職率の部分ですけれども、昨年度と比較しまして0.2ポイント増となっていますが、やはり33.4%ということで、令和8年3月に卒業した県立大学の就職率というものが、まだ低い状況にあります。

学生からの聞き取り調査によりますと、やはり県外就職を選択した主な理由としまして、自分のスキルを生かせる企業で働きたいということですか、県内に希望する業種がないですとか、また給与、福利厚生水準が高いところを望んでいるなどの理由がございます。

現在、県立大学においても、就職率の向上に向けまして、県内就職支援員等による就職相談や就職先の開拓といったほか、学生の県内企業訪問会、卒業生との座談会などを開催しているところです。

これらに加えまして、委員からご指摘がありましたように、早い段階から企業に触れる機会をということで、令和7年度から新たに合同業界セミナーに、1、2年生も参加可能としまして早い段階から学生が県内企業に触れる機会というものを設けているところでございます。

学生、それから県内企業双方にインセンティブがやはり働くような仕組みづくりというのは非常に大切だと思いますので、県としまして、県立大学と協議、相談しながら、さらに県内就

職率の向上に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 まず、生徒の安全管理という点で2点、ご質問させていただきます。

部活動等の送迎バスの件であります、5月に福島県のほうで、残念ながら生徒が1名亡くなるというような重大な事故が起こっております。非常にずさんなバスの運行管理だったと思っておりますが、この事件発生後、県内の学校に対しまして、注意喚起を行ったのか、またあるいはルールを明確にされたのか、お尋ねをいたします。

【松島学事振興課長】 ただいま、委員からお話がありました事故、5月6日に発生をいたしましたけども、5月8日に学事振興課から県内の私立学校に対しまして、学校部活動における生徒引率の安全管理の徹底といったようなところで、通知を出させていただきました。

また、5月20日には、文部科学省のほうからも部活動の遠征における安全確保について、通知がございましたので、併せて通知をさせていただきました。

その後、各学校の状況を確認するために、調査も実施いたしました。調査の結果といたしましては、各学校法人の規定に基づく運用がなされているといったようなところは確認をいたしております。

今後、6月末めどということなのですが、国の方から方針等が出る予定というふうに伺っておりますので、そこを踏まえて必要な対策を速やかに講じまして、子どもたちの命を最優先に、安全で安心な部活動実現について全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

【川崎委員】 しっかりと対応していただきたい

と思います。

その背景にあるのは、学校側で、いわゆるバスを所有しながら、顧問の先生が運転したりとかというケースもあれば、保護者が運転するということもあるのでしょうか。そうせざるを得ない背景としては、やはりコストもかかって、いわゆる緑ナンバーの貸切バス等になかなか発注も難しいという背景もあろうかと思っております。そういったところも、ぜひ支援の対象にしながら、安心安全な学校生活が送られるように心を砕いていただきたいなと思っております。

次に、安全管理という意味で、いじめ対策について、お尋ねです。

文科省の発表を、先ほど確認いたしておりました。令和6年度であります、76万9,000件の認知件数があって、前年から5%増加をし、過去最多になったという状況。一方で、解消率、解決したのは今76%ということで、これを高いと見るのか、低いと見るのか、要は起こらなければ一番いいわけでありまして、そこについては、徹して取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

よって、いじめ撲滅に、本当に学校全体、そして県もバックアップしながら、取り組んでいただきたいと思いますところではありますが、現在、こういった取組がなされているのか、お尋ねをいたします。

【松島学事振興課長】 いじめに関するお尋ねでございます。

児童生徒の様々な悩みですとか、心の変化を早期に把握して、適切な支援につなげることが重要であるというふうに認識をしております。

今後も相談体制の充実ですとか、心のケアの強化を図りますとともに、当然、教職員に対する、自殺予防に関する研修を継続的に行うなど、

学校における安全安心な環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

具体的な県からの支援という部分についてでございますけれども、相談対応の面でいきますと、実際、保護者さんから直接、学事振興課に相談があることもございます。そういった相談がありました際には、学校に対しまして助言等を行っておりますし、実際、スクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーの配置についても、支援に要する経費を支援させていただきまして、専門的な支援ができるような体制の充実を図っているというような状況でございます。

なかなか、いじめという対策において、これをやれば全てが解決するというのは、なかなか難しいところがありますけれども、できることを関係機関と連携をしながら、いじめがない学校、そういった環境の実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】冒頭おっしゃった早期把握、そして解決にという姿勢は、ごくごく当たり前で、ぜひそこは徹してやっていただきたいと思います。ただ発生をして、対症療法的に行うということについて、それはそれでやらないといけないと思うのですが、まさに今、一番最後に言われた、起こさせないためにどうするかという、その根を断てば、対症療法も要らないわけで、なぜそういったところに力を注いでももらえないのかなというところなのですね。

人と人との関係で起こり得ることだから、機械的にできないということについては、十分承知をいたしますが、いじめを起こさない、起こさせない、そういったことに徹して取り組んでいただきたいと思うのです。

議会でもピンクシャツデーを、2年ぐらいです

かね、やらせていただいて、国民運動にしないと、世界ではやってるわけですから、国民運動にしないといけないというふうに思ってるのですけれども、そういった意識が醸成されれば、いじめなんて起こらないと思うのですね。なのに、認知件数は上がっていくというところ。そこをぜひ深掘りして、対応を行っていただきたい。ぜひそういった決意をお聞かせいただきたいと思います。

【早稲田総務部長】いじめ根絶に向けた取組ということで、県としましても、あらかじめやはり対策を講じることが必要であるというふうに考えておりまして、校長会ですとか、教頭会における説明の際に、体罰や不適切な指導の根絶に向けた各学校での取組というものも依頼しているところです。

また、各学校におきまして、校内研修の機会というものを設けまして、体罰、それから不適切な指導への理解というものも認識していただくように理解を促しているところです。

さらに、県教育委員会主催の人権研修等への参加についても案内を行っておりまして、様々な対策を講じて、いじめの根絶に向けた対応というものをさらに検討しまして推進してまいりたいというふうに考えております。

【中村(俊)委員長】 よろしいですか。

ほかにございませんか。

【千住委員】 私からは、まず先ほどからありました私立中学校、高校の支援金の拡充で、今後、私立学校の人気が高まっていくのではないかなと、ますます思うのですが、県立高校では78%ほど定員割れということを聞いております。全国の私立学校でも70%が定員割れをしているような状況の中で、一応、今、県内の私立の高校、中学に関しまして、定員割れがどれぐらいある

のか、ちょっとお尋ねします。

【松島学事振興課長】今年の5月1日現在の私立中学校の定員充足率、いわゆる受入れ定員の1年から3年までの総数に対して、実際にどれぐらいの生徒がいるかといったところで、その充足率につきましては71.6%、私立高校の全日制につきましては89.1%という状況になっております。

【千住委員】 はい、ありがとうございます。

高校でいけば、約9割ぐらいが定員に達しているということで、推移として見たら、前年、その前と比べると、その推移と言いますか、傾向と言いますか、その辺りはいかがですか。

【松島学事振興課長】 高校で言いますと、昨年よりも今年のほうが充足率は若干上がっております。一般質問でもありましたけれども、一定、就学支援金の充実ですとか、国の制度の拡充もありまして、私学に対する魅力が上がってくる中で、私学のほうに流れているのではないかなというような質問もございましたけれども、その中で、一定、私学の魅力が増して、その結果として私学を希望される方もいらっしゃるという状況にございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

今、県が、大綱をつくっている段階ですので、その辺の参考にさせていただけたらと思っていました。ありがとうございます。

それともう1点、国が、大学・高専機能強化支援事業ということで、約3,000億円の基金を積みまして、デジタルやグリーンといった情報系学部・学科の新設に対して補助金を出しています。、来年度から県内で約400名ほどの入学の定員が増えると、情報系の学部が、総科大、国際大学ということで、300名近くと、100名近く。また2年後には、鎮西学院大学が100名程度、情報系が増えるということで、トータルすると500名。

さらに総科大がまたちょっと増やすのではないかなというようにお話もお聞きしているのですが、そういった点を踏まえて、県立大を所管している学事振興課としてはどのように見ているのか、情報系の学部をもっていますので、その辺り、あるいは定員について、どう思っておられるのか、ちょっとお聞きします。

【松島学事振興課長】 ただいま委員からありましたとおり、県内の、私立大学において情報系の学部を新設を予定されているといったようなところは承知をしております、実際にその学部ができたときに、県立大の情報システム学部の志願状況にどれだけ影響を与えるのかといった部分については、正直未知数なところがございますけれども、ただ、一方は見方を変えると、進学を機に県外に出られる若年層の方、いらっしゃると思いますので、そういった目線で考えると、県内の情報系学部が増えるといったようなところについては、一定その歯止めというか、受皿につながるのではないかなというふうな側面もあるのではないかと考えております。

当然、県立大学を所管している私どもとしても、当然ながら、県立大学の魅力を高めて、ぜひ県内を含め多くの高校生に選んでいただけるように充実した教員による専門性の高い教育ですとか、産学共同研究センターの充実とか、また高い就職率とか、そういったところを発信しながら、周りの私学でそういった動きはありますけれども、県立大学の情報システム学部としては、ちゃんと志願者数を確保、選んでいただけるような努力は引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。

県立大の情報システム学部は非常に優秀で、全国にもあまり類がないような中身ということ

だったので、すみ分けにはなっていくのかなと思うのですが、そもそも子どもの数が今から減っていく中で、新学部がこれだけできると、情報学部だけではなくて、ほかの学部にも、恐らく影響してくるのではないかなと思います。影響が出てからどうするかとかではなくて、普通、企業とかでいけば、事前に対策をやっていくと思うので、今後、そういった情報も早く仕入れられて、後からではもう遅いと思いますので、その辺りを早めに検討いただきたいと思います。

一定受皿になるということもあるのですが、逆に新しい情報系の学部というのは、全国にできていくので、そっちも逆に考えないといけませんので、その辺りの対策もぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【松島学事振興課長】 おっしゃるとおり、その情報系に限らず、国のほうとしても、理工系の人材を、AIが発達してきますので、将来の労働予測というか、就職先の状況からしても、理工系人材を増やしたいということで、補助金も投入する、そういった動きがございます。

委員もおっしゃるとおり、全国の中でそういった動きが加速する中で、県内だけの争いではないということは、当然あると思いますので、そこについても、当然大学側が、教育関係、就職、そういったところの充実を担う部分がございますので、そういったところも踏まえて、大学とも情報共有しながら、将来当然、数的には減っていくという大きな方向性は分かっているわけですから、それを前提にして早めに取り組むといったところは、大学とも一緒に協議をしていきたいというふうに思っております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【饗庭副委員長】 私もちょうと質問をさせていただきます。

ご説明があった体罰について、ちょっとお伺いしたいと思います。

ご説明があった中で、体罰の根絶ということで、毎年いろいろな形で研修はされておられることは承知しておりますけれども、そういう中で減らない、前年度より6件増加し、体罰を行った教員は4人増加しているという状況の中では、もっと別の形での研修会も含めて、私立学校へ県として関わる必要があると、その辺りをより積極的にしていけないといけないと思うのですが、その辺りの考えを教えてください。

【松島学事振興課長】 今回、6件増加という報告をさせていただきましたけれども、その増加の要因といたしましては、例えば教員が生徒に対して大声でどなるとか、そういった、体罰というよりも不適切な指導、これが増えている状況でございます。

県では、先ほどから申し上げておりますけれども、校長会、教頭会、そういったときの説明、それと体罰や不適切な指導根絶に向けた取組を依頼しております。

そういった中で、例えば大声でどなる方、そういった事例があった教員に対しては、特にアンガーマネジメントとか、その不適切な指導に応じた研修、そういったところを学内でもお願いをしておりましたが、今年度からは特に、教育庁のほうで主催されている各種研修に積極的に私学の先生も参加するようというところで、ご案内をしているところでございます。そういった対応を通じて、先生方の不適切な指導がないように努めていきたいというふうに考えております。

【饗庭副委員長】 不適切な指導が増えているということですが、そういう指導を受けることによって、子どもたちが登校できなくな

るというような事例もあるかというふうに思いますので、そのアンガーマネジメント、すごく必要な研修だと私も思っております。

そういう研修をした効果というのがどのように出ているのか、お伺いします。

【松島学事振興課長】 今、効果といったところでのご質問がございましたけれども、すみません、ちょっと効果といったところがすぐに出る、出ていない、結果として今なのかなといったようなところがありまして、効果については、もう少し長い目で見させていただければというふうには考えております。

【饗庭副委員長】 なかなかすぐには出ないとしても、一定の検証をしながら、その方に対しては、やはり大声を出さないように本当に細かく指導していかないと、なかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、個別指導も含めて私立学校にどこまで関わられるかというのはあるかと思いますが、進めていただきたいと思います。

次に、先ほどいじめのお話があって、いじめのない学校をつくっていくことが大事ということで、未然に防止することが本当に重要であるというふうに思っております。

私、今回一般質問もさせていただきましたけれども、私立高校の高校2年生の男子生徒に関する訴訟が、いまだに続いていると、やはりご家族の方も非常に悲しい思いをされている中で、なかなかこのいじめ防止策が現実的に浸透していない、特にその私立高校のときの、県の関わり方も大分その頃、言われてたかというふうに思います。

今後は私立高校であっても、やっぱり子どもを守るという点では、県も関わる必要があるというふうに思っております。

そういう中で、今後どのようにして本当にいじめをなくしていくのか、もう自殺というようなことが二度とあってはならないと思うのですが、それに県としてはどのような対策を講じていくのか、お伺いします。

【松島学事振興課長】 対応については、先ほどからお話ししております、いろいろな校長会、教頭会を通じた、そういったいじめをなくすることが大切なのだとといったところの啓発は、当然のことながら実施してまいります。やはり県でどこまで関与できるのかといった部分については、かなり公立学校と違うといったところもありはしますが、いじめをなくしていきたいという方向については、一定、公立も私立も関係ないというふうに思っておりますので、そこについては、これをしたら全てがなくなる、全てが解消するというような手法については、正直いってまだ分かりませんが、ただ、やれることをやる、そういった中で私どもの学事振興課には、実際教育の現場で携わられた方もいらっしゃいますので、そういった方のご経験も借りながら、学校側と、個別の訪問も含め、全体だけではなくいろいろな機会を通じて、その認識、それと実際の行動に移す、そういったところについて、お話をしていきたいというふうには考えております。

【饗庭副委員長】 ぜひなくしていただきたい。その中で、やはりこの私立学校において、いじめの件数の推移がどのようになっているのか、ちゃんと皆さんがされておられることが功を奏して、少しずつ減っているのか、その辺りを教えてください。

【松島学事振興課長】 いじめのその認知件数ですけれども、令和6年度におきまして、144件、令和5年度が90、令和4年度が96ということで、

年度ごとに、若干ぶれはございます。でも事実は事実として、いじめの認知件数ということではございます。

ただ一方で、解消件数、いわゆるいじめを早期に認知して、教員等を含めいろいろな対応をした結果として、いじめが一定程度収まったという解消件数についても、例えば令和6年度でいきますと、144件認知件数がございましたけれども、解消件数としては123件、解消率としては85%、同様に令和5年度における解消率は約80%、令和4年度が85%ということで、一定発生はしている一方で解消もしていっている状況です。今後そういった解消率を上げる、当然ないにこしたことはないのですけれども、早期にそういったいじめを発見し、それに対応して、解消を図るといったようなところもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

【饗庭副委員長】 いじめを早期に発見して早期に解決する、おっしゃったように、いじめのないのが一番ですので、県としても各学校を訪問しながら、積極的に関わっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時57分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午前11時57分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年6月30日

自 午前 9時59分
至 午後 4時22分
於 委員会室2

白川千恵美	教育人事課 人事管理監
市瀬加緒理	福利厚生室長
山下 健哲	教育環境整備課長
松尾美智子	義務教育課長
岩坪 正裕	高校教育課長
田代 賢司	高校教育課 ながさき次世代高校創生室長
鶴 宣彦	特別支援教育課長
打田 剛	教育DX推進課長(参事監)
高比良 裕	児童生徒支援課長
藤井 大作	生涯学習課長
岩尾 哲郎	学芸文化課長
鬼塚 晃嗣	学芸文化課企画監
川端 利行	体育保健課長
岡崎 天一	体育保健課体育指導監
植松 信行	教育センター所長

2、出席委員の氏名

中村 俊介	委員長（分科会長）
饗庭 敦子	副委員長（副会長）
堀江ひとみ	委 員
川崎 祥司	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
ごうまなみ	〃
松本 洋介	〃
千住 良治	〃
清川 久義	〃
大倉 聡	〃
まきやま大和	〃

6、審査の経過は次のとおり

— 午前9時59分 開会 —

【中村(俊)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

【前田委員】議事進行。

【前田委員】多くのマスコミの方が集まっていますけども、多分これ高校再編についての取材で集まっていると思います。

先だっの個人質問について、正直ああいう形で新聞に載るとは思いませんでしたけども、一面に載るという形で、特にデリケートに扱われるべき30校から40校の再編を予定しているみたいな記事がありました。

個人質問ですから、そのやり取りを僕は制限するものじゃありませんけども、その答弁を聞いていた中では、あそこまでの内容はなかったんですよ、答弁の中には。

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

前川 謙介	教 育 長
狩野 博臣	教 育 政 策 監
坂口 育裕	教 育 次 長
井手 潤也	教 育 政 策 課 長
馬木みどり	教 育 人 事 課 長
熊本 崇	教育人事課 人事管理監

ただ、議会に入るに当たって、この配られている資料の中には、しっかりそのことが書いてあります。

ですから、議会事務局としても、この資料を出すタイミングも問題があったと思うんですけども、これだけ多くの方が集まる中で、先んじて出てしまった。

過日の松浦市の要望の中では、松浦市は、もう再編の対象外であるといった、それは教育長に後から聞いたら、そういうことは言っていないと言うんだけど、誤った情報も出てきますので、ぜひ今日、どういう形で説明をするのか、またそういったことで新聞に出たことについて、少し経過も含めて、まずは委員会に入る前にお話をいただければと思います。

【前川教育長】 おはようございます。

今回、委員会において、いわゆる大綱の説明をさせていただくということで、資料を事前に配付をさせていただいておりました。

結果といたしまして、委員会でご説明申し上げる前に、情報としてあいつた形で新聞に掲載されたということでございます。

我々としまして、情報管理としては、一定の管理をしていたつもりではございましたけれども、結果としてあいつた形になってしまったということは、この場で委員の皆様方にはおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

今後、非常に高校再編というのは、未来の子どもたちのためにやっていかなければならない、ここは不退転の決意で我々進めていく取組でございます。

一方で、再編の内容は、今から高校に入ってくる子どもたちにとっては、きらきら輝くものにしていきたいと思っておりますが、一方で、

再編でございますので、最終的には今ある高校の数が全体として減っていくということは、もうここも不可欠という形になってまいります。

それぞれの高校には卒業生の方もいらっしゃる、非常に、仮に再編の中で、母校のキャンパスがなくなっていくということについては、寂しい思いをされる方もいらっしゃるかもしれません。

しかしながら、そういう寂しい思いを持たれているということは、やっぱりその高校時代が輝いていた高校時代だからこそそういう思いを持たれるんだと思っています。

これからの10年後、15年後、新たに高校の学び舎で人生を切り開いていく、学びをしていく子どもたちにもそういった輝いた高校時代をぜひ送ってもらいたいと思っております。

そのためには、この再編というのは不可欠と思っております。

前田委員がおっしゃったように、非常にデリケートな問題にもなっていくと思いますが、ぜひとも委員の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

我々も十分留意をして、進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご協力方、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、改めて、また今回のことについては、おわびを申し上げまして、取組を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【前田委員】 今の教育長の答弁を了としますけれども、やっぱり個人質問の中でも教育長の方から、これは数合わせじゃないんですよと、子どもの教育の質の向上と取り巻く環境を向上させるための再編なんだということは答弁したけども、そこは記事になっていなくて、あたかも数

ありきのような掲載になっていたのは非常に残念でした。

そういう意味では、どこで審査するかちょっと示してほしいんですけども、その中でしっかりと今言ったようなことを含めて、ご説明いただきたいし、そういうのも取材の方も、ぜひ取り上げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【中村(俊)委員長】 休憩します。

— 午前10時 4分 休憩 —

— 午前10時10分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【前川教育長】 本日出席しております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

教育長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【前川教育長】 分科会関係の議案説明資料2ページをお開きください。教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第2号「知事

専決事項報告令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

初めに、第70号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策に係る予算を計上しております。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、国庫支出金786万8,000円の増、歳出予算では、高等学校費のほか記載のとおりでございます。合計21億5,352万6,000円の増であります。

この結果、令和8年度の教育委員会所管の予算総額は1,455億3,886万6,000円となります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

3ページに教員の働きがい改革の推進について、県立学校の環境整備について、県立高等学校の教育費について、4ページ、特別支援学校のキャリア教育について、不登校児童生徒に対する支援の強化について、地域資源を活かした体験活動の提供について、学校給食費の負担軽減について、5ページに行きます。性に関する指導の充実について、競技力向上のための環境整備について、記載のとおりであります。

債務負担につきましては、5ページの中ほどに記載のとおり計上いたしております。

次に、先の3月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和7年度長崎県一般会計補正予算について、令和8年3月31日付で知事専決処分をいたしましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算の

内訳は6ページ上段に記載のとおりで、合計2億783万6,000円の減、歳出予算の内訳は、下段に記載のとおりで、合計21億4,377万1,000円の減であります。

歳入予算の主なもの及び歳出予算の主なものは6ページの下段から7ページ中段まで、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料『政策的新規事業の計上状況』」について説明を求めます。

【井手教育政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました政策的新規事業の計上事業のうち、教育委員会関係の事業についてご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。教育庁関係では、上から4つ目、13番の長崎県教員の働きがい推進プロジェクト費、以下4事業について、新規事業として要求を行いました。

表の右から4列目に要求額、その右側に計上額を記載しており、計上内容につきましては、要求額どおりが3件、事業内容等の精査が1件となっております。

以上、政策的新規事業の計上状況について説明を終わります。

【中村(俊)分科会長】 次に、教育人事課長より補足説明を求めます。

【馬木教育人事課長】 資料「分科会補足説明」の2ページをお開きください。令和8年度6月補正予算で計上しております長崎県教員の働きがい推進プロジェクト費についてご説明を申し上げ

ます。

この事業は、子どもたちへよりよい教育を提供するために、令和5年度から昨年度まで行っておりました教職の魅力化作戦会議の提言や、文部科学省が示した学校と教師の業務の3分類、また、学校現場からの意見等を基に、教員がやりがいを持って働くことができる環境を整備しようとするものでございます。

事業概要としましては、大きく3つございます。

1つ目は、教職の魅力発信。教員や学校の魅力を発信し、教員の志願者を増やすとともに、学校の理解者、協力者を増やす取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、中高生向けの教職セミナーを開催し、中高生にとって身近だからこそ仕事としてイメージのしづらい教員の仕事について紹介することで、教職を目指す中高生を増やしたいと考えております。

また、ゼロ予算事業ではありますが、パーティーチャーターセミナーやSNSを使った広報等を引き続き行ってまいります。

2つ目は、ICT化、DX化の推進でございます。

具体的には、現在、紙で行われている県立学校の入学選抜試験をシステム化するウェブ出願システムの導入や市町立学校における次世代型校務支援システムの構築・運用の支援、県立学校における業務負担軽減を図るため、学校における様々な情報を一元管理できる統合型校務支援システムの導入に向けた検討などを行ってまいります。

3つ目は、業務分担による教育現場の最適化でございます。

現在、教員が行っている業務の中で、必ずしも教員が行わなくてもよいものについて、外部

人材の活用や各種サービスの活用により、業務負担の軽減を図ろうとするものです。

具体的には、現在各学校で対応している不当な要求等の学校問題について、コーディネーターを核として、学校問題への対応マニュアルの作成や相談対応のためのネットワークを構築し、学校の負担軽減を行おうとするものや、県立高校7校に設置している寄宿舎の舎監業務について、外部人材を活用するなどの取組を行ってまいります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【岩坪高校教育課長】 資料3ページをお開きください。「NEXT長崎人材育成事業費」についてご説明を申し上げます。

この事業は、急速な技術の発展等による社会情勢の変化に対応し、柔軟な発想で課題解決や新しい価値の創造ができる人材を育成するため、地域企業等と連携した講座や企業見学、アントレプレナーシップ教育等を令和6年度から実施をしております。

本予算については、当該事業を拡充し、AI・DX等を活用して、生産性向上や地域産業の課題を解決できる力を育成するため、新たにAIやDX機器等の活用に関する教員研修や高校生を対象とした講座等を実施してまいります。

本取組を通じて教員のスキルアップを図るとともに、外部講師による講座により高校生がAIやDX機器の実社会における活用事例を体感しながら、必要な知識・スキルを習得できるよう実施してまいります。

以上、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、特別支援教育課長より補足説明を求めます。

【鶴特別支援教育課長】 資料4ページをお開きください。「障害のある子どものつながり充実事業費」についてご説明いたします。

この事業は、特別支援学校の生徒が進路実現に向け、主体的に取り組む内容や新たな就労の可能性を広げる取組を推進することを目的としております。

事業の概要ですが、児童生徒の自己肯定感を高める機会を充実させる取組としまして、進路実現に向けて必要な知識、技能、態度、習慣等を育成するためのキャリア検定の実施やスポーツ・文化芸術団体とのつながりを構築し、生徒が表現する機会の創出に取り組んでまいります。

また、地元企業や経済団体とのつながりを深化させる取組として、障害者雇用実績のある企業の講演や、新たな職域を拡大するためのパネルディスカッションなどを行うフォーラムの開催や、長崎県中小企業家同友会と連携した企業向け学校見学会等を実施し、特別支援学校のキャリア教育の一層の推進に努めてまいります。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、児童生徒支援課長より補足説明を求めます。

【高比良児童生徒支援課長】 資料5ページの「つなげる☆学び支援プロジェクト事業費」についてご説明をいたします。

この事業は、不登校児童生徒の自己肯定感の向上につながる体験活動の推進及び保護者・教職員への学びの機会の提供や関係団体との連携強化を一体的に推進することにより、不登校支援体制の充実を図るものです。

事業概要にあります児童生徒への支援につき

ましては、県主催で複数市町の児童生徒を対象とした体験活動を青少年教育施設を活用して実施するほか、市町が行う体験活動に対しても補助を行います。

これにより体験活動の一層の充実、促進を図り、不登校児童生徒の意欲の向上や社会とのつながりの回復につなげてまいります。

保護者・教職員への支援につきましては、不登校支援の基本的な考え方の理解を深めるため、市町と連携をし、保護者・教職員向けの研修会等を開催します。学びを通して、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援につなげてまいります。

関係団体との連携につきましては、県及び市町教育委員会とフリースクール等との連携会議の開催等を通じて、不登校支援について共通理解を図るとともに、相互の連携強化を進めてまいります。

これらの取組を通じて、児童生徒の社会的自立を積極的に支援してまいります。

以上、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【藤井生涯学習課長】 補足説明資料の6ページをお開きください。「しまの子ども「夢」プロジェクト事業費」についてご説明いたします。

本事業は、離島部の小学生を対象に、子どもの夢や志、挑戦意欲を醸成するため、離島の地域資源や離島部では出会う機会の少ない「ひと・もの・こと」に触れる体験を提供し、離島部の体験活動の充実を図ることを目的としております。

対象は離島部の小学五、六年生とし、開催場所を離島部として実施したいと考えております。

体験プログラムの主な内容として、(1)離島企業・施設等の訪問、(2)科学・技術に触れる体験会、(3)大学生等との意見交換会、(4)図書館と連携した取組、以上の4つを組み合わせたプログラムを実施することで子どもの可能性を広げるとともに、挑戦する意欲の向上を図っていきたいと考えております。

市町との連携については、関係市町教育委員会と協働で体験プログラムを実施することで、大学や企業とのネットワークを構築し、離島部の体験活動の充実に向けた支援をしてまいります。

なお、本事業の取組をモデルプログラムとして各市町に提供し、県内全域における子どもの体験機会の拡充を図ってまいります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、体育保健課長より補足説明を求めます。

【川端体育保健課長】 体育保健課の計上事項についてご説明いたします。

資料は7ページ、8ページになりますので、ご覧ください。体育保健課の補正予算額計上は、性に関する指導の充実支援事業費298万1,000円、子どもスポーツ環境整備事業費2,030万9,000円、合計2,329万円となっております。

まず、7ページをご覧ください。「性に関する指導の充実支援事業費」についてご説明いたします。

本事業の前身事業として、令和3年度から7年度まで、産婦人科専門医等を学校へ派遣する事業を実施してまいりました。

専門的な立場からの講話は、生徒の理解を深める上で非常に効果的であり、意識や行動の変容も見られるなど、一定の成果があったと認識

しております。

そのような中で、子どもたちが多くの情報に触れる機会が増えており、性に関して正しく理解を深めることが一層重要となっております。

これまでの事業の成果を踏まえつつ、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応していくため、事業を発展させ、令和8年度から10年度にかけて、本事業を実施するものでございます。

本事業は、3つの柱により構成しております。まず、市町立中学校や県立学校を対象に、本事業を活用する学校を設定し、産婦人科専門医等を年1回、3年間継続して派遣することにより、生徒の性についての理解を深める指導を実施します。

また、学校における年間計画に3年間継続して位置づけることで、職員の共通理解が深まり、計画的な指導による事業の効果の定着を図ります。さらに、他校の教職員にも参加してもらうことにより、その効果を近隣校にも広げるよう取り組むものでございます。

次に、教職員研修のさらなる充実でございます。学校における健康教育スキルアップ講座に加え、オンデマンドによる研修動画の提供や各種研修会の実施等により、教職員が学びやすい環境を整え、学校全体での指導体制の強化を図ります。

最後に、市町教育委員会と連携した取組の推進でございます。県と市町による協議会を開催し、課題や取組状況を共有することで、全県的に性に関する指導の充実を図るものでございます。

本事業を通じ、学校全体で持続可能な指導体制を確立させ、全ての生徒が性に関する正しい知識を身につけ、適切な意思決定と行動選択ができる力を育むことを目指してまいりたいと考

えております。

次に、8ページでございます。子どもスポーツ環境整備事業についてご説明いたします。

本事業は、子どもたちが運動やスポーツと出会い、継続できる機会の確保及びスポーツ人口の裾野拡大と競技力向上につながる環境の整備を目的としております。

まず、スポーツの機会創出についてでございます。小学生を対象に、複数の競技を体験できるスポーツ体験教室とA Iを活用した運動能力測定を実施し、子どもの競技への意欲・関心を高めます。

さらに体験教室の参加者の中から、競技に対して意欲の高い子どもを対象に競技団体と連携し、基礎トレーニングやスポーツ医・科学の知識を取り入れた指導を行うステップアップ体験会を実施し、競技団体へつなぐ機会を設けます。このように本事業では、体験で終わらせるのではなく、継続と育成につながるよう取り組んでまいります。

また、認定こども園等に指導者が出向き、子どもたちに体を動かす機会と競技を知るきっかけづくりを行うこととしております。

次に、I C Tを活用した技術指導でございます。県内の指導者がI C Tを活用した指導方法を実際に見て学ぶための研修等を行うことにより、子どもたちが最新の指導を受けられるようにするためのものであります。

最新のスポーツ医・科学に基づく指導を学び、定着させ、指導者間でのノウハウ共有を進めることで、指導者の資質向上を図ってまいります。

最後に、部活動の地域展開推進についてでございますが、将来にわたり子どもたちが継続してスポーツ活動に親しむことができる機会を確保するため、市町が実施する運動部活動の地域

展開に対する取組に対し、必要な経費の補助を行う予算を令和8年度当初予算でご承認いただいております。

6月補正予算では、県が実施する運動部活動地域コーディネーターを配置する経費及び運動部活動地域展開推進委員会等の開催に要する経費を計上しております。当初予算でご承認いただいた市町に対する補助を含め、県として、中学校における部活動の地域展開の推進を図り、子どもたちのスポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【松本委員】説明ありがとうございます。

それでは、順を追って質問させていただきます。

まず、補足説明資料の1ページ、一般校舎等整備費、今回補正予算で約15億7,925万円ついて、前回の骨格の予算のときに約12億円ついて、合計で28億円と大きな金額になっております。

今回、主に校舎等の改修工事や照明設備のLED化ということで、建物の外壁改修とか、そういったものに使うということです。前回の委員会のときに学校内の女子トイレ、男性もそうなんですけれども、洋式化がどこまで進んでいるのかという質問をさせていただいたときに、公立の高校では、洋式になっているのが42.9%と、県立高校で、公立の小中学校は60%ほどになっていたのに、かなり低い数字になっていると。

やはりトイレというのは、男性は2つあります

けれども、女子トイレは1種類しかないものから、非常に、生活に一番大きく影響するものだと思います。ですから、もうちょっと早くこの42%を50、60、70と上げていく必要があるんじゃないかという提案をさせていただきました。

今回、補正で上がっておりますので、洋式化に対して、どのような計画を立てていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

【山下教育環境整備課長】トイレについてのご質問ですけども、一般質問でご答弁をいたしましたとおり、今回、令和8年度当初予算で3校のトイレ改修及び6月補正においては3校のトイレ改修工事及び6校の実施設計を予定しております。

例年3か所ぐらい工事を行ってまいりましたが、これまでの工事は、トイレの洋式化と合わせて管や壁なども一緒に大規模でやってまいりましたので、なかなか進まないという状況がございました。

しかしながら、生徒の生活環境の質の向上というのは、非常に大事でございますので、例えば、大規模工事によらない小規模工事による洋式化なども合わせながら進めていきたいと思っております。

また、それに併せまして、もう少し詳しい調査をする必要がございますので、もっと詳細に把握をしてまいりたいと考えております。

【松本委員】3校、そしてその次は6校という形で若干今後は増えていくということで理解はしましたけれども、やはりLEDも外壁改修も大事だと思うんですけれども、やはり例えば夏オープンスクールで、中学生が見にいったときに、自分たちの中学校、小学校よりも、洋式化していない地元の県立高校というのが保護者からもやはりすごい不安な声が上がっております。

莫大な費用がかかるものではないと思うんですね。実際、総額で28億円、単年度でつけているわけですから、そこはやはり学校の実情をしっかりと把握していただきたい。

例えば充足率の関係で使っていないトイレとかもあると思います。だからまずは優先的に生徒数が多い学校でトイレの利用頻度等を考えて、そういったところをやはり先に優先的に替えていくような、もうちょっと踏み込んだ調査をして、具体的に進めるべきだと思いますし、この43%をやっぱり60、70にやっていく計画も打ち出していただきたいんですよね。

3校ずつしていたら何年もかかってしまいます。困っている生徒児童は今いるわけです。その辺については、いかがお考えですか。

【山下教育環境整備課長】委員がおっしゃいましたとおり、これまで校舎の老朽化ということを中心に計画を進めてまいりました。

しかしながら、おっしゃるとおり女子トイレの洋式化、洋式のトイレが少ないというのは非常に問題になっております。

例えば、委員がおっしゃいましたように、生徒数、また女子生徒数、それから女子生徒に対する洋式のトイレがどれほど不足しているかということも含めて詳細に調査をしてまいりたいと考えております。

【松本委員】また今後ともそういったものを出していただければと思います。

次に、2ページ、教員の働きがい推進プロジェクト費ということで新規で出ております。

もう状況としては、この教員の採用試験の倍率も平成25年が14.3倍だったんですけど、令和7年は1.8倍ということで、やはり教員を希望する方が減っているという中で、今回のこの3つの概要というのは、魅力化作戦会議の提言を踏ま

えたものでありますから、非常に重いものがあると思います。

1つ目の教職の魅力の発信というものでございますが、以前は、テレビドラマ等で学校の先生を見て志す人もいたようですが、生徒自身が先生を見ていて、やはり大変そうだと思うことで希望者が減っているという、その部分の現状、先生の負担軽減というものが根底にあるのかなと思いますし、また伝わっていない教員の魅力というものも、現場に生徒がいるわけですから、そこでご自身の仕事のやりがいの発信をぜひしていただきたいと思います。

ちょっと伺いたいのは、ICT・DXの推進でございます。先ほどちょっと説明もありましたけれども、私もPTA会長をしているときに、教員の先生と意見交換をしたときに、何が一番大変ですかと聞いたら、やはり事務量が多いということを知りました。

特に、議会からの調査が多いですというふうに言われて、反省もしたんですけども、やはり教員が授業や、そして生徒児童と向き合う時間を確保していくことが最優先だと思うんですが、具体的に、この統合型校務支援システムというのは、どういうことをイメージしているのか、お尋ねをいたします。

【打田教育DX推進課長】今お尋ねいただきました統合型校務支援システムでございますけれども、こちらは学校で校務と呼ばれる業務全般、教務系事務、保健系事務、学籍系事務などの学校事務、その他家庭との情報交換、共有等も含めてなんですけども、そういったことに必要となる機能を全部実装した情報基盤システムということで考えております。

本県の県立高校、特別支援学校では、平成19年に開発しました校務事務支援システムという

のを使用しておるんですけれども、そういったそれぞれの機能がちょっと完全には連携してなくて、それぞれの機能を使うために、教職員が同じ情報を複数回入力する必要があるなど、機能に不足しているところがあると考えておるところでございます。

このため、こうした校務全般に関する作業を一元管理できる機能、それから家庭への情報共有機能なども備えた統合型の校務事務支援システムを導入することにより、先生方の業務負担の軽減並びに利便性の向上を図ることを目指していきたいと考えておるところでございます。

【松本委員】非常にこれ大事なことだと思います。やっぱり同じ情報を何度も何度も別のフォームで入力していくことを1回入力すれば全てに連動していくようにすれば、作業が何分の1で済むわけでございますから。

ただ、これあくまでもまだ検証という段階に なっていますので、いつから、具体的にどのように効率化していくのか、そこまではまだ考えていないのか、具体的なところ、どこを参考にしているのかお尋ねをいたします。

【打田教育DX推進課長】今お尋ねのございました統合型事務支援システムでございますが、現時点では先進県の活用状況を視察していきま すとか、システム開発会社、それから学校のご意見を聞いてどういった機能が必要か、どのシステムがいいかなどを検討してまいりたいと思っております。

今年度は、その先進県の視察でありますとか、学校システム開発業者との意見交換等をしまして、来年度以降、実際一部学校で導入、それから使っていった検証してみる、そして令和11年度までには学校に入れていくということを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

す。

【松本委員】まず、やっぱり大事なのは現場の声ですね、現場の先生にとって何が事務の負担になっているのかということもしっかり聞いていただいて、先進県も見えていく中で、令和11年ということですから、導入が遅れることがないように、予算もかかることでありますから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、業務分担による教育現場の最適化の学校問題解決支援コーディネーターについてなんですけれども、恐らく教員が様々なことに対応しなきゃいけない、外部のこととか、地域のこととか、そういうもので問題が起きたときに、この学校問題解決支援コーディネーターという方が対応すると思うんですが、具体的にどういう方を想定しているのか、そしてネットワークを構築ということですから、その方が全ての学校を見るのか、具体的にどう考えているのかお尋ねします。

【馬木教育人事課長】ありがとうございます。

まず、学校問題解決支援コーディネーター、こういった方を想定しているのかというのは、経験豊富な管理職経験者を想定をしております。

それから、ネットワークの状況ですけれども、まずコーディネーターを県の教育委員会に配置をしまして、その方を核にして、学校、市町教委、県教委、それから弁護士等の専門家を結びながら、組織的に対応していくという、そういう体制を考えております。

実際、保護者等からの相談や要望などが学校にはあるんですが、各学校がもちろんメインで対応するんですけれども、最近内容が複雑化したりとか、いろんなところとの連携が必要だったりして、学校単独では非常に時間がかかったりすることが増えております。

そういったところを踏まえまして、県教委に配置するコーディネーターが中核となって、対応事例の共有、例えば対応マニュアルを整備したりとか、あるいはそのマニュアルを使った研修を行ったりとか、それから専門的助言への橋渡し、弁護士への橋渡しとか、そういったことを行うことで、関係機関が連携して対応していくということを目指しております。

これを導入することで、教職員が一人で抱え込んだりすることがなくなり、対応の質が全体的に上がっていくと、それから当然負担軽減が図られる、それから問題の早期解決とか、トラブルの深刻化を防ぐような、そういったメリットがあるのかなというふうに考えております。

【松本委員】やはり就任して、3年以内の先生は社会経験が少なかったり、専門的知識が少なかったりするので、外部や保護者の方々からのいろんな相談に対して、即時に対応するというのはなかなか厳しいものがあると思います。

そういった中で、経験豊富な解決員の方が助言等をしてくださるということは、大きく効率的だとは思いますが、やっぱり1つ気になるのは、もうそれがあるからといって、全部外に出してしまえば、やはり経験にもならないし、向き合うこともできなくなります。その部分で、やはりさじ加減というのは非常に難しいと思いますし、その方への責任もまたどんどん大きくなってくると思います。

ネットワークだからといって、全ての学校から一斉にその方に問合せが来たとしても、やっぱりそれもそれで、そこに対しての負担も大きくなるわけございまして、これから構築をしていくということですから、しっかり徐々に広げていくような形で、しかしながら、やはり無駄がないように取り組んでいただきたいと思います。

ます。

最後に、5ページのつなげる☆学び支援プロジェクト事業費について質問いたします。

不登校の対応というのは、もう本当に大きな課題になっておりまして児童生徒数は減っているのに不登校は年々増える一途をたどっているということで、教育委員会におかれましても校内教育支援センターという形で対応していただいているところなんです。今回は新規ということで、新たに不登校対策事業を立ち上げられたことに期待をしているところなのですが、新規ということで、これまでと何が違うのかということ、この事業を提案するに至っての背景についてお尋ねいたします。

【高比良児童生徒支援課長】議員ご指摘のとおり、不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、校内教育支援センターで学ぶ児童生徒や校外の支援機関につながる児童生徒がいる一方で、令和6年度は、不登校児童生徒のうち、約17%ほどが学校内外の専門的な相談機関等による支援を受けられないと、そういった対応も様々な状況でございます。

そのため、これまで行ってきた本人の状況改善の支援以外に、保護者、教職員、関係団体等、周囲の不登校支援の理解と支援体制の充実が課題となっております。

このため、本事業ではこれまでの取組において、児童生徒の状況改善に効果が見られた自然体験活動を一部県主催で実施するとともに、保護者・教職員向けの講演会やフリースクールとの連携会議を開催することで不登校支援への理解促進と関係機関の連携強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

【松本委員】今までは、学校で一生懸命取り組んでこられていたんですけども、やはりそれ

だけでは足りない、やはり学校以外、フリースクールや保護者、そして市町教育委員会ともやっぱり連携をすることによって、さらに不登校対応が強化されるということで理解をしたんですけれども、こういうことならば今までもやっていたんじゃないかなというふうに、もちろん会議も研修もですね、思うんですけれども、今回はこの436万円使って今までにはない、どういうところに力を入れようとしているのか、もう一回お尋ねいたします。

【高比良児童生徒支援課長】委員ご指摘のとおり、これまでも先ほど申し上げたように、例えばその体験活動の支援というふうなところでやっておったんですけれども、先ほどもありましたように、保護者、それから教職員ということで、やっぱり不登校に関する理解というのを広めていきたいと、そういったところ、またフリースクールとの連携というふうなところで、委員もおっしゃっておられたように、周りの方のご理解を深めて、そしてみんなで不登校の児童生徒を支えていく、そういったことを構築するということを今回の新規事業では考えているところです。

【松本委員】せっかくこの新規で取り組まれるわけですから、やはり結果も必要になってきますし、今までになかったところをこういうことをすることによって改善が図られたと、やっぱり1人の不登校生徒児童が学校に行くようになれば、その子にとってこの後の人生に大きな影響があると思うんですね。

ですから、そこが少しでも改善できるように、この436万円という予算をもっと増やして行って、やっぱり改善が見られるのであれば、予算規模も大きくしていけると思うので、しっかりこの新規事業の結果を出せるように、そして報

告できるように取り組んでいただきたいと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【千住委員】失礼します。

まず、働きがい推進プロジェクト費についてお尋ねをします。

先ほど松本委員の方からお話がありましたが、中高生が教員の仕事をイメージできるようなセミナーで、魅力を発信するということで、魅力化作戦会議の提言を踏まえた取組ということなんでしょうけども、そもそもこのセミナーが必要なのかと、この意義についてちょっとお聞きしたいと思います。

【馬木教育人事課長】ありがとうございます。

中高生向けの教職セミナーなんですけれども、生徒のときに先生方への憧れというところから、教員を目指す子どもたちというのは非常に多いのかなというふうに思っております。

ただ、例えば小学校、中学校、高校と上がっていくに従って、例えば大変だなと、これはちょっと自分には無理なんじゃないかと思うような子どもたちであるとか、それから授業中と部活動の様子はよく知っていても、実際、学校の先生はほかにどんな仕事をしているんだろうという、そういった部分が見えなかったりとか、子どもたちがある程度憧れを持って一面的に見てくれている場面というのがあると思うんですが、そのところをもう少しこちらから積極的にアプローチして、やりがいやどれぐらいあるかとか、あるいはほかにもこんな仕事もしているけど、これも全て子どもたちのためになっていくんだとか、そういった部分をしっかりと教えていきたいというのが1つと。

もう一つは、実際大学に入ってからどのようにして学んで教職を取っていくのかと、その

部分についても、中高生には見えづらい部分があると思いますので、その付近をしっかりと押さえていきたいというふうに考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。

全ての仕事といいますか、表に見えないところも発信をしていくということだと思うんですが、そもそも、このことが私ちょっと異常じゃないかなというふうには感じるわけなんですよ。私も教員ちょっとやりましたけども、やはり学校の先生たちと一緒に学校生活をする事によって、やっぱり先生への憧れというのが出てくると思うんです。先生方を見て憧れて尊敬してという先生方が多かったんじゃないかなと思うんですよ。

そもそもそういった魅力を発信しないといけなくなっているという、そのこと自体がやっぱりちょっと考えるべきじゃないかなと思うんですよ。

確かに今、仕事量を減らすためのDX化であったり、休みを取りやすい環境であったりとかいうふうにやられていると思うんですけども、そもそも根本的なところが変わらない限りは一緒じゃないかなと。

逆に、今度今まで見えなかった仕事がつながっていますよと言っても、逆に仕事量がこれだけあるんだというふうにもなってしまいかねないような気がするんですよ。

そういったセミナーがあって、人から聞いて外からのイメージで、学校の先生になるというわけじゃなくて、やはり先生そのものに魅力を感じていただくような取組が私は必要だと思うんですよ。

現実的に、これが必要だということで否定はしませんけども、そもそもこれが何で要るのかといったところ、先生方に何で魅力を今感じら

れていないのかというところを逆に言っているようなもんだと思うんですよ。

なのでここにも現場の先生方もたくさんおられると思いますので、やはり先生方がなぜ先生になったのかといったところをもう一度、やっぱり振り返って考えるべきじゃないかなと思いますので、今後、やっぱり先生への憧れ、あるいは尊敬などが生徒たちから自然と生まれるような取組、仕組みをぜひつくっていただきたいと。

また、教育委員会だけじゃなくて、社会全体を巻き込んでいかないと、絶対解決しないことだと思いますので、その辺りは我々も協力したいと思いますので、ぜひその辺をまずしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この点をしっかり私全然イメージがつかないんですけども、この魅力セミナーですね、けどもそれをお願いしたいと思います。

続いて、子どものスポーツについてお尋ねをします。

8ページ、子どもスポーツ環境整備事業費ということなんですが、まず一点、競技団体と連携した小学生対象のスポーツ体験教室というのがあるんですが、これはどのぐらい開催して、どの程度の参加人数、あるいはどういった種目というのを考えられているのかお尋ねをいたします。

【岡崎体育保健課体育指導監】 スポーツの機会創出事業ということで競技団体と連携したスポーツ体験教室というものを実施するように考えておるところです。

現時点では年2回を予定しておるところでございます。

【千住委員】 年2回は分かりました。年2回は具体的に例えばどの地区でとか、どれぐらいの子

を対象にとか、こういった呼びかけをするのかというようなところをお尋ねいたします。

【岡崎体育保健課体育指導監】 すみません、先ほどの答弁ですけれども、2回と言いましたが、今年度は1回ということで予定をしております。

人数としては300名を予定しておるところでございます。

各競技団体の方に呼びかけをしながら、これから調整を図ってまいりたいというふうに思っておりますが、子どもたちが興味を示すように競技団体に体験教室の実施というところを計画しているところでございます。

【千住委員】 年1回ということなのですが、複数の会場でやる、1か所の会場でやる、あるいは地区とかいうのは、まだ全く検討されていないということですか。

【岡崎体育保健課体育指導監】 今年度新規で行いますので、今年度はまず1回やってみまして次年度から各地区を回れるような、できればそれを2回、3回と増やしていったそういうスポーツの機会が維持できるように進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

取りあえず1回やってみるとかいう話じゃなくて、やはりもっと事前に詰めておくべきじゃないかなと思うんですね。まず1回やっておくじゃなくて、何でこれが本当に必要なのかという、それも300名という、子どもたちの数でいくと、もう何%にしかならない中で、取りあえずやってみるとかいう形じゃなくて、本当に競技団体ともうちょっと詰めた感じで、しっかりとやるべきじゃないかなと思います。

また、会場が多分、恐らく複数になる、あるいは大きなところ、例えば諫早でいけばスポーツパークとかですね、複合施設といいますか、

があるところでやるとか、そういったところまでまずしっかり検討してあげるべきじゃないかなというふうには思いますので、しっかりと競技団体と子どもたちの体験の場ができるように、お願いしたいと思います。

引き続き、その中で運動部活動の地域コーディネーターの配置ということになっていますが、所管は違うかもしれませんが、文化部のコーディネーターというのは、ほかの所管で置くんですか、運動部だけなんですかね。ちょっとお聞きしたいと思います。

【岩尾学芸文化課長】 文化部のコーディネーターについてですけれども、今のところ文化部ににつきましては、数が少ないこともありまして、コーディネーターの配置は、検討をしている段階でございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

一定、運動部活動の方は、少しずつではありますけど、進んでいると。ただ、文化部がなかなか進まないというのは、やっぱり大きな壁が、結構金銭的な壁、場所等が大きく、指導者等もあって、かなり進んでいないということもありますので、できましたら文化部の方も早めにコーディネーター、動ける方の設置をお願いしたいと思います。

あとはちょっと議案外でやりたいと思います。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

【堀江委員】 発信します。

つなげる☆学び支援プロジェクト事業費なんですけど、事業の中身については、先ほどの質疑で明らかになっているんですけども、この児童生徒、保護者、教職員の希望に応じ、スクールカウンセラーを派遣するというこの部分なんですけど、私の記憶が間違いなければ、当初予算の審議のときに、今年度はスクールカウNSE

ラーを増やさないという答弁だったと思います。

つまり、各校1校というふうには配置をされておられません。拠点校ですか、拠点校に配置をしてその方が2つ、3つを兼ねて週に1回、あるいは週に2回、各学校に時間割で行くというふうな状況だと認識をしております。

そういう中で、スクールカウンセラーを派遣するというのは、どこから持ってきて派遣するのかというのが率直な疑問としてあるんですが、これは希望に応じてということもあるかと思うんですが、この辺をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

【高比良児童生徒支援課長】 ご指摘のあったスクールカウンセラーの派遣の部分なんですけれども、これについては先ほど説明した取組の中で申し上げますと、自然体験活動等を市町で実施をしたり、また県で実施をしたりするんですが、そういった体験活動に児童生徒、それから保護者さんが出てこられることがある場合、そういったところで必要に応じてスクールカウンセラーを派遣という形で配置というんでしょうか、そういった形で相談を受けられるような、そういう体験活動をしていきたいというふうに考えているところです。

【堀江委員】 ちょっと今のは、私の質問にきちんと答えていないと思うんですが、どこから連れてくるのかというふうに私は質問したんですけど、それぞれのスクールカウンセラーは拠点校を基にきちんと配置されているんでしょう、配属されているんでしょう。改めて体験活動のときに要請しますということなんです、そのイメージが、ちょっと今の答弁だけでは…。どんなふうに連れてくるのかじゃなくて、どこから連れてくるのかという、ここをもう少し説明してもらえますか。そのことを聞いているん

ですけど。

【高比良児童生徒支援課長】 スクールカウンセラー、委員ご指摘のとおり、小中学校の場合、各学校に配置をしているというふうになります。が、この配置のスクールカウンセラーのみではなく、派遣のカウンセラーさんもいらっしゃる中で、そういった方々に来ていただく。

また不登校支援で、スクールカウンセラーの方いらっしゃいますので、そういった方に時間で入っていただくというふうな形で考えているところです。

【堀江委員】 予算規模としては24万円、言われていることは、いわゆるその各学校に配置しているスクールカウンセラーとは別に、スクールカウンセラーがいるということで、その人たちの言わば活用しますということなんでしょうか。

そうしますとその人たちの数というのは、当初予算の数の中ではどういうふうにカウントされているんですか。

【高比良児童生徒支援課長】 特に、小中学校になりますと、令和7年度より校外の教育支援センターの方にも、不登校支援ということで、スクールカウンセラーの配置をしておりますので、そういった方々、学校に配置の部分以外のところでということもあります。

また、県立高校の場合は、全てが配置ということにはなっておりませんで、派遣のスクールカウンセラーもおりますので、そういった方々であつたり、また配置の方であっても時間として余裕があれば派遣という形でお願いすることもあるかというふうに考えております。

【堀江委員】 今の答弁を換算すると、私が思っている各学校に拠点校として配置をされて、そのスクールカウンセラーがA校、B校に曜日ごとに派遣をするという、この方たちとは別に、

いわゆる教育支援センターに配置をされているカウンセラーが、ここでいうところの体験活動で希望があったら、教育支援センターのカウンセラーが行くという、そういうふうに答弁されているんですか。

【高比良児童生徒支援課長】今おっしゃったような形で、教育支援センターに配置というふうな形で置いている、これまで学校以外にというふうなところで配置をしている方であったり、時間をずらしながら、そういう方々に入っただけというふうなことを検討しているところです。

【堀江委員】この程度にしますが、要は言いたいことはね、私が当初予算でスクールカウンセラーを増やしてくださいと、十分対応できるように、これ人の配置、スクールカウンセラーを増やすことが必要ではないかと私が意見を申し上げたときに、いえいえ、もうスクールカウンセラー、数としては増やしませんと言われたじゃないですか。

それなのに新しい事業やるよというときに、スクールカウンセラーを派遣しますって、人を増やさないと言いながら、スクールカウンセラーを派遣する。それは教育支援センターのスクールカウンセラーを派遣するでしょう。

しかし、教育支援センターのスクールカウンセラーだって、言わば日程に応じて勤務されているわけで、要はなかなか人を増やさずに、こういうふうに、ある意味仕事を増やしていくというのが、教育支援センターに関わっているスクールカウンセラーの方にとっては、負担になるのではないかなというふうな、ちょっと疑問があって、改めて新規の事業ですので、質問したところですが、ちょっと答弁は私の疑問に、十分答えたとは言えませんが、この程度にしてお

きます。

いずれにしても、スクールカウンセラーを新たな事業で派遣という形ですのであれば、私は増やすという立場に立ってほしいというふうに思います。

もう1点、発信しますね。

これまでも出ております子どもスポーツ環境整備事業費2,030万円ですが、これは最初説明がありましたように、要求額に対して567万2,000円の事業内容精査ということで減額になっておりますが、事業の中身のどこがどのように減額されたのか説明を求めます。

【川端体育保健課長】スポーツの機会創出ということで事業を組み立てております。

競技団体と連携したスポーツ体験教室というところで、先ほどご説明させていただきましたが、人数であったり回数とか、そういったところでの、今回はちょっと年1回ということで設定をさせていただきました。

【堀江委員】先ほども指摘がありましたけれども、まずは1回やってみようと、そういう計画が指摘をされたということですか。

具体的に567万円減っているんでしょう。いわゆる積算根拠があるでしょう、567万円の。

最初は、この事業のここを要求したんですけども、567万円削られて、これができなくなりましたとか、これが今できませんとか、そういう答弁をしてください。

【川端体育保健課長】この事業につきましては、まず子どもたちを集めて、スポーツ体験教室を実施します。

その中で、競技団体の方にも来ていただいて、競技団体と子どもをつなぐという目的があります。もう一つはA I 運動能力測定器というのを使いまして、これは民間の測定器を使って、子

どもたちに運動を何種類か測定をさせて、その子がどういった運動に適しているかという適性を見て、その後、あなたは例えばこういうスポーツが、走るのが得意ですねとか、投げるのが得意ですねというのをそういった機械で判断をしまして、その後、その競技に進めてつなげていきたいというのがあるんですが、予算の部分については、機器を減らしたというのが一つと、あともともと8台を借りる予定だったんですけど、それを4台ということで、今回は、計上しているところでございます。

【堀江委員】 こだわって申し訳ないんですけど、A I が台数として8台借りる予定でしたが、4台になりました。ということは、事業として思っていたことがどのように変わったんですか。回数が減ったとか、広域ですることが減ったとか、要するに8台から4台に減ったことによって事業がどう変わったんですか、そこまで答弁くださいますか。

【岡崎体育保健課体育指導監】 まずは、先ほど申しましたけれども、年3回の予定でしたけれども、初めて事業を行うことで、それだけ人数を確保することが難しいのではないかとということで、年1回というふうにしておるところです。

そしてその1回の中でも、多くの人数をまず競技団体と協力してやる部分になかなか参加者が確保できないというところがあるために、その8台分よりも4台分で効果を上げるような取組にしたかどうかということでの8台分を4台ということで、予算が減ったというところになっておるところでございます。

【堀江委員】 8台から4台に減ったということは理解をしました。それで3回から1回にすることとも理解いたしました。

私をもっと聞きたかったのは、例えば1回で子

どもたちの数が300人だったのを、いや、200人にしましょうと。そうなったら8台も要りませんねとか、例えば広域でやろうというときに、3回一緒にやろうというのを、いや、1回だけにするから、では8台から4台になりましたみたいな、もう少し、その事業の内容が見えてくるような答弁がちょっと欲しかったなというふうに思うんですが。

予算としては8台から4台にA I の機器というんですか、運動能力測定が減りましたということなので、この程度にとどめたいと思います。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございませんか。

【中島委員】 私もそのスポーツ機会の創出についてなんですけども、今説明を聞いた中では、何かイベント的な1回きり、年2回という事業で果たして、そう効果が出るのかなという思いがございします。

南島原市のスポーツ協会でも昨年から同様の事業をやっています。それは協会の役員さんたちを集めて、市内のスポーツやっていない子どもたちのために、こういったイベントをやって、子どもたちをスポーツにつなげるようなことをやっています。

今年は室内と室外に分けてやるんですけど、室内はバドミントン、バレー、柔道だったんですけども、協会の方たちに指導スタッフを集めていただいて、バドミントンなんか20人ぐらい指導者に来ていただいて、ほぼほぼマンツーマンみたいな形でできました。

しかもボランティアでお金をかけず、開催も市の施設ですから全くお金のかからないという状況でやっているわけなんですね。

ですから、これは定期的にやっていることで、子どもたちがそれを機に、どこどこの、例えばバドミントンに入りましたという情報もいただ

いておりますので、非常に効果がある事業だと思っております。

であれば、県が主体でやるのもいいんですけども、市町に下ろして、こういった事例もありますよという紹介をしていただいて結構なんですけど、そしたらもう市町でやることによって恒久的にずっと毎年、年に何回とかできるわけですし、そういった協力体制をいただければこういった予算もかからないはずだと思いますので、一過性のそういうA I 機械を入れてやるのもいいんですけども、実体験として地域の大先輩方が一緒になってやるということが非常に効果があるんじゃないかと、子どもたちのスポーツに対する関心が強くなるんじゃないかなというのがありますので、機械を使って、お金をかけてこうやってやるんですよというイベントもいいんですけども、できれば市町に落としていただいて、そういったお金をかけなくてもできるということもあると思いますので、ぜひそういった内容も含めてやっていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

【川端体育保健課長】今回この事業を組み立てた目的としましては、まず運動をなかなかしない子どもが増えているという中で、運動を体験してもらうというのが1つあります。イベント的なものかもしれないんですが、まず来てもらうというのと、あと少子化に伴って、各競技団体の方も競技人口が減っているというところで、裾野を拡大したいというのがありました。

なので、本課としましては、この事業を組み立てたときに、まず体験してもらう。そして、そういった適性を見て、競技団体の方と一緒に競技を好きになってもらって、つなげていくということで組み立てていたんですけども、今委員からありましたので、そういったことも含め

て、今後また事業の組立てとかも工夫していきたいと思っております。

【中島委員】教育委員会が主体でやる、お手伝いいただいて、スポーツクラブでやるんですけども、そういうチラシをつくって各学校に配付していただいて、子どもたちみんな手にするわけですから、非常に広告も簡単にできるんですね。

この企画でいくと、まず競技団体にもそうですし、ホームページか何かで募集したりとか非常に集客するのに大変じゃないかというのもあると思いますので、ぜひ競技団体の皆さんとしっかりと連携を取っていただければと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【千住委員】失礼します。

すみません、1点忘れておりまして、子どものスポーツ環境整備事業の中で、認定こども園等でのスポーツ体験会というのがあるんですが、既に結構こども園さんは、スポーツ教室といえますか、結構民間のところと依頼されて、先生方行かれて、体育の先生とかやっているんですけども、そういったところは対象になるのかというのと、どの程度の回数とかを考えられているのかというのをお尋ねいたします。

【川端体育保健課長】ご指摘いただきました認定こども園等のスポーツ体験会というものの実施を予定しているんですけども、これについては、実質的には競技団体の方と認定こども園をつないでいくというような形で今考えておりまして、実際、各競技団体の方でも独自にやっているケースも聞いておるんですけども、それ以外の競技団体も含めて、県の方からそういった声かけとかしながら実施したいと考えておりまして、そういったところで予算的にはそれほどないんですけども、そこも含めて体験会の実施

を考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。

ちょっとよく分からなかったんですけども、競技団体とこども園をつなぐ目的は、その競技団体の競技者を増やすためにやるのかというふうになりますよね。

そもそも目的自体がちょっと分からないんですけど、もう一度目的をちょっと教えてもらえますか。

【岡崎体育保健課体育指導監】 まずは、こども園に出向いて体験会を開く目的としましては、まずやっぱり子どもにスポーツの体験をしてもらい、スポーツが好きになってもらい、スポーツが好きになったところで、じゃあどのスポーツにというときに、つながりが持てるようになる。そのために競技を完全に子どもたちに教えるんじゃないくて、運動する、動くことの楽しさというものをこども園等に行って、機会をつかっていくというところを考えているところでございます。

【千住委員】 分かりました。

それであれば、もう既に認定こども園さんとかですね、それぞれ独自で体操教室とか、あるいは様々なスポーツ教室をやられていますので、逆に言えば、そういったところを逆に拡充してもらおうとか、力入れてもらうための施策の方が非常にいいんじゃないかなと、そういう目的であればですね。子どものスポーツする、運動する場、活動する場所をつくるということでいけば、そういったところに今後力を入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【中村(俊)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【饗庭副会長】 私もちっとお聞きしたいと思

います。

つなげる☆学び支援プロジェクト事業費の中で、先ほどありましたスクールカウンセラー派遣なんですけれども、ご説明いただいた部分を聞いた中で、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、スクールカウンセラー自体は増やさない、今回上げておられるこの24万円はどういう積算根拠で上げられているのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】 スクールカウンセラーの配置、派遣に係る事業費については、基本的には昨年度と変わらないというふうなところで、前回ご答弁を差し上げたところなんですけれども、やはりご指摘も受けながらというところで、できるだけ旅費であったりとか報償費のところを調整したりというふうなところで配置の時間の分をしっかりと確保していくというふうなところで考えていっているところです。

そういった中で、時間的な部分でそれぞれの市町で実際、スクールカウンセラーの派遣が要請される場合とされない場合とあるので、具体的に何回になりますというふうなところがないんですけれども、そういったところで時間をしっかりと捻出した上で、派遣をしてまいりたいというふうに思っているところです。

【饗庭副会長】 その中で、積算根拠なので何人分とか、何時間とか、あるかと思うんですけれども、そこを教えてください。

【中村(俊)分科会長】 休憩します。

— 午前11時17分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

【高比良児童生徒支援課長】 失礼しました。

一応6時間、2人、4回程度を今のところ考えて

おりますが、先ほど申し上げましたように、要請があった場合、さらにというふうなことも必要になってくる可能性もありますが、また逆にあまり要請がないというふうなことも考えられるというふうに考えております。

【饗庭副会長】では今後、要請があったらまた補正予算を出して増やしていく可能性もあるということで理解したいと思います。

そういう中で、体験活動にスクールカウンセラーに参加してもらってというお話だったかというふうに思います。

県が主催する体験活動と市町が実施する体験活動の違い、内容の違いはどのように考えておられるのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】これまで前身の事業の方では、市町で実施をする体験活動、これに県の方も支援をするというふうな形で実施しておったところです。

そういった中で、スクールカウンセラーの活用等もお勧めをしてきたところだったんですが、実際実施をしていったところで、やはり規模が大きい市町であったりというふうなところでは、そういった体験活動が実施できない市町もあって、そこに住む子どもたちがそういった活動ができないというふうなことが我々も実施をしたところで、反省材料としてありました。

そういったところで今回の事業においては、県主催というのは、そういった市町、幾つかそういうのをまとめて、県主催で実施をするというふうな部分。

それからこれまでも市町で実施しておったところについては、これまで同様、支援をしていくというふうな形で、県主催の部分は幾つかの市町をまとめる、それから市町で実施をする

分はそちらの方に支援をしていくと、そういうふうな形で整理をしているところです。

【饗庭副会長】分かりました。

その中で、今市町できていないところに県が主催してするということですが、不登校の子どもたちでフリースクールとか教育支援センターに行っている子はいいんですけれども、そもそもなかなか家から出られないという子にも、ぜひこういう体験学習に参加してほしいと思うんですけれども、その辺りは県としてどのような対応をしていくのかお伺いします。

【高比良児童生徒支援課長】先ほどもお答えをさせていただいたところなんですが、令和7年度から不登校支援ＳＣというふうなところで、校外の教育支援センターにＳＣ、スクールカウンセラーを配置しておるところです。

そういった方においては、学校に配置という形ではございませんので、アウトリーチ、必要があればお宅の方に伺ってであったりとか、その校外教育支援センターの方に来ていただいてであったり、少し学校外に今委員ご指摘のとおり、つながっていないという児童生徒、それから保護者さんにも、そういったところで接点をつくっていききたいというふうに考えているところです。

【饗庭副会長】ぜひつながっていない子どもたちもつながりが持てるようにしていただきたいと思います。

次に、障害のある子どものつながり充実事業費の中で、特別支援学校の生徒の就労の可能性を広げる取組はすごく重要だというふうに思っております。

その中で、新たな就職先となる企業開拓というふうになっているんですけれども、これはどのように開拓していくのか、目標とかがあれば

教えてください。

【鶴特別支援教育課長】特別支援学校生徒の就職についてですけれども、生徒の実態を企業に理解をしていただいた上で、雇用につなげていくというのが非常に重要となっております。

例えば、2週間程度の現場実習等を行って、生徒が一生懸命取り組んでいる姿であるとか、課題も含めて知っていただいて、雇用をするかどうか見極めていただいているところであります。

この雇用につながる現場実習を受け入れていただく企業というのには限りがございますので、新規開拓の方が重要となってきますけれども、これまで進路指導の担当が直接企業に足を運んだり、面談会等において開拓をしてきた状況にあります。

今回の新規事業で、障害者雇用実績のある企業の講演でありますとか、パネルディスカッションを行う就労支援フォーラム、また、企業見学会等を開催することで企業と進路指導の担当が直接顔を合わせて開拓につながるやり取りができるように広げていきたいと考えております。

【饗庭副会長】先ほど目標も聞いたんですけれども、目標は何社ぐらいとか、その中で広げていかれることとは思いますが、目標を立てているのであれば教えてください。

【鶴特別支援教育課長】令和7年度の現場実習先として、新規に開拓をした企業が令和7年度88社ありました。また、それ以外の企業も含めて令和7年度に就職をした企業の数80社ございました。

そのうち新規で就職した企業数が60社となっておりますので、この60社というところを維持しながら少しずつ広げていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭副会長】いろんなところで就労できるよ

うに、これからも広げていっていただきたいと思います。

最後に、性に関する指導の充実支援事業費の中で、今後、性に関する指導、すごく必要だというふうに思っております。

この内容として、包括的性教育等も含むのかお伺いします。

【川端体育保健課長】本事業では、昨年度までもやってきたところと継続事業として、産婦人科専門医等の派遣を行うんですけれども、包括的性教育につきましては、一般質問の方でも答弁させていただいたんですが、県としては、学習指導要領に基づいての性教育ということで、考えておりまして、そういったところで実施をしていきたいと考えております。

【饗庭副会長】継続事業ということですが、包括的性教育は、この中には今後、含まれないということで理解していいのか、どの方面から包括的性教育を進めていくのか、確認をさせてください。

【川端体育保健課長】いわゆる包括的性教育というところですが、県としては命の貴さとか、他者を尊重する態度の育成とか、そういったところ、性に関する課題を主体的に捉えて、意識の醸成につなげるということでこの事業を実施しておりまして、包括的性教育という、委員がおっしゃるようなそこまで踏み込んだ内容というのは、なかなか難しいと考えております。

【饗庭副会長】今後ですね、その辺りも考えていただけるとすごくいいのかなというふうに思います。生徒の皆さんはやはり性に関する正しい知識が必要になってくるかというふうに思いますので、今後ちょっと包括的性教育に関しても積極的に取り組んでいただければということ

を要望したいと思います。

【前田委員】 細々した数字や内容については、委員会外で個人的に質問しようと思っています。1点だけお尋ねしたいと思います。

この新規の長崎県教員の働きがい推進プロジェクト費が上がっていますが、これってあれですかね、教職の魅力化作戦会議の提言を受けての今回の政策提言ということで理解しているですか、まず。

【馬木教育人事課長】 令和5年度から令和7年度まで実施してまいりました魅力化作戦会議からの提言を基にしたものでございます。

【前田委員】 そうであるならば、その作戦の提言の内容をほぼほぼこの推進プロジェクトでカバーしたというか、踏まえて施策を立てたという理解でいいか、それともまだ積み残しがあるんですかね。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。3つ提言をいただいております。

1つ目が魅力発信、2つ目がICT・DX化等を踏まえた負担軽減、3つ目が学校・家庭・地域・企業の連携による教育体制の再構築ということですが、業務分担と、この3つの提言をいただいたところです。

今回この3つの提言を基にして事業を企画しておりますので、それぞれに当てはまるものがあるという状態になっております。

【前田委員】 そうであるならば後ほどいいですから、KPIを設定していると思いますので、それぞれのKPIをお知らせいただければなと思っています。

内容について、1点だけですけれども、業務分担による教育現場最適化の中の、学校問題解決支援コーディネーターを核とした対応ネットワークの説明のところで、先ほどちょっと松本委員

からも少し出ていましたけども、これはあれですかね、以前私も質問していたカスハラ対策ということで理解をしいいんですか。

【馬木教育人事課長】 カスハラ対策も念頭に置いたものでございます。

【前田委員】 それであるならば、説明の中でコーディネーターの方に対応マニュアルをつくってもらったということでしたけども、この対応マニュアルというのは、もう教育委員会としてのカスハラの指針を作成したという理解でよろしいですか。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。

まず、先に整理したいのは、それぞれのいろんな事案に対して、どんなふうに学校が対応したらいいかという、いわゆるマニュアルですね、これをつくることをまず考えておりまして、市町教委であるとか、学校に聞き取りをしながらそれを整備していきたいというふうに思っております。

あわせて、そういったものをまとめながら、教育委員会としての指針といったものにつなげていけばよいなというふうには考えております。

【前田委員】 これまで個別の案件についてなかなか整理がつかない中で、そういったものを1つ1つ学校ごとに整理をし、それに対する対応マニュアルを作成しながら、その先にはカスハラ指針をきちんとして、そのことを当然学校現場にもだけでも、保護者等も含めたところへ周知することが大切だと思いますけども、そういった作業に入っているという理解でいいですか。

それをできたら来年度ぐらいとか、見込みを持って取り組んでいるということで理解してよろしいですか。

【馬木教育人事課長】 今回のこのコーディネー

ターの設置に関しては、今まさに委員がおっしゃったようなことを念頭にしております。

なるべく早い段階でというのは、もちろん考えていくところなんですけれども、先ほどから申し上げておりますように、非常に問題が多様化しているという部分もありますので、丁寧な対応をしながら、時期もなるべく早くというところを目指していきたいというふうに思っております。

【前田委員】 細かな質問ですけど、その下にあるこの電話対応サービスで録音告知機能、時間外応答機能導入ということですけど、現状今どうなっていて、どういう内容で実施していくのか、お知らせしてください。

【馬木教育人事課長】 電話対応サービスですが、そこに書いておりますように留守録、留守電の対応ができたとか、あるいは昼間の電話でもこの電話の内容は教育的活動の向上のために録音させていただきますという、そういう告知が流れると、こういったものを想定しております。

実際に学校は、もともとそういったお金というか、機器というか、そういったものが整備できているところはどんどん早めに、実際対応しているところがあります。

ただ、学校内の予算で十分な対応が難しかったり大きな工事が必要だったり、そういった学校もございますので、これから3年のうちに全ての県立高校がこれを設置できるような形で予算要求したところでございます。

【前田委員】 私たちも一般の企業とかに電話した際に、そういうアナウンスありますもんね、自動で。それはドキッとはしますけども、そこは向上につながる話ですし、そこをまた分析することもできるので、ぜひ今3年と出ましたけども、できるだけ予算をしっかりと取って、1年でも

早く設置していただけたらということを要望しておきます。

最後になりますけども、この推進プロジェクト費のタイトルですけども、長崎県教員の働きがい推進プロジェクト費となっていて、この学校の先生の対象は、県立の高校と中学校を指しているんですか。それとも市町の小中学校まで含めて対応していく、それにしてはちょっと予算が少ないなと思っているんですけども。そもそも作戦会議の提言の中には、国に求めること、県でやることそして、市町で対応することということで、もちろん私はこの内容については、いいものだと思いますので、推進していく中では、当然小学校、中学校にも広げていくものだと思いますけども、この6,700万円というのは、小中高合わせたものという理解でよろしいですか。

【馬木教育人事課長】 委員おっしゃるとおり、小中高全てを対象としております。

ただ1つ1つのものについて、これは県立、これ小中学校とかいうふうに、少し幅がありますけれども、予算全体としては、小中高、特別支援学校全てを対象としたものというふうに捉えております。

【前田委員】 私、今の答弁聞くまでは、もしかすると、県立中、県立高校だけかなと思ったんですけど、そうであるならば、各市町とこの内容についても協議をして、そして各市町で必要な予算を計上しているということで理解してよろしいですか。

【馬木教育人事課長】 例えば先ほど少しお話をしましたコーディネーターですね、このコーディネーターに関しては、県に配置をしますけれども、市町の教育委員会と当然連絡を取り合いながら、事を進めていくというようなものにな

っております。その予算としては、県が持つ予算がこれだけというふうに考えております。

【前田委員】 ICT・DX推進の中で、県立学校における業務負担軽減を図るために、統合型校務支援システムの導入を検証と書いていますけれども、こういったものというのは、県立高校だけで展開されていて、小中学校には今は導入されていないということですかね。

働き方改革を含めたところなので、当然いい内容だと思っていますけれども、市町とよく話をして、その役割分担というか、予算の計上も一緒に上げていかないと、なかなか統一して進んでいかないとちょっと思って質疑していますので、端的にご答弁いただければそれで結構ですよ。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。

統合型校務支援システムですけれども、実は、小中学校におきましては、現状19市町において導入はもうなされております。まだなされていない市町もありますので、そこに関しては、導入に向けた支援を行っていくということを考えているところです。

県立においては、先ほどのDX課の方からもありましたけれども、これから内容を検討しながら、しっかりと構築していくという状況でございます。

【中村(俊)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分及び報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中村(俊)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、教育長より、総括説明を求めます。

【前川教育長】 委員会関係の説明資料2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第73号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

第73号議案は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、教職員がその能力を十分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について、勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の対象の拡大及び休憩時間の一斉付与の原則の特例を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

教職員の体罰等について。

県教育委員会では、体罰の根絶を最重要課題

の1つと位置づけ、平成24年度から毎年、教職員及び児童生徒・保護者に対して、体罰及び不適切な指導の実態調査を実施しております。

令和7年度の調査結果は記載のとおりでございます。一番下です。過去にも体罰等において指導を受けた者が再度の体罰を行っている事例があることから、令和4年4月より体罰等の再発防止を強化するために、教職員の懲戒処分基準の一部を改定し、再発の教職員に対する処分を厳罰化いたしました。

また、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要綱を一部改正し、令和5年4月1日から運用しています。

さらに全ての学校が服務規律委員会を設置し、人権意識の醸成、生徒指導提要の理解促進に向けた校内研修を実施しているほか、全ての教職員が人事評価表（業績評価）に体罰等根絶に向けた具体的な取組を記入し、校長面談時にその取組状況や成果等を確認するようにしています。

今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて、体罰・不適切な指導の根絶に向けた取組を徹底するとともに、体罰・不適切な指導を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

令和9・10年度長崎県公立学校教員採用選考試験について。

今年度の採用試験から新たに高等学校数学・理科を対象とした博士号保有者枠や高等学校英語を対象とした英語ネイティブスピーカー枠、学校推薦特別選考において小中連携推進枠を設けました。

また、中学校保健体育志願者について、小学校体育専科を第2志望として選択することがで

きるようにしました。

出願数については小中学校のオンライン受験を除き1,104名。倍率としては2.1倍となりました。

また、昨年度から導入した大学3年生を対象とする選考試験については、今年度は262名の出願がありました。なお、昨年度の大学3年生の合格者123名は、1次試験免除のため2次試験から受検することとなっております。

今後とも選考試験の制度改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、長崎県の教員として強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めてまいります。

全国及び県学力調査については、記載のとおりでございます。

高校生の進路状況について。

就職率等については、記載のとおりでございます。4ページ一番下の行です。県教育委員会としましては、引き続き生徒・教員の県内企業への理解が進むよう取り組むとともに、県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対して、県内企業の求人情報収集、進路相談への対応やジュニアオープンカンパニー（旧・早期応募前見学会）の推進など、生徒の就職支援をより充実できるよう指導助言してまいります。また、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業及び今後県内に進出する企業に関する情報を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

また、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が前年度1.6ポイント減の68.3%となっています。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「NEXT長崎人材育成事業」

や「世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業」など、引き続き取り組むとともに、各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

長崎県立高等学校の再編整備に係る大綱について。

背景・必要性については、記載のとおりでございます。下から4行目でございます。県教育委員会においては、令和7年度に有識者等からなる「ながさき次世代高校創生会議」を立ち上げ、本県の特徴を活用したこれからの魅力ある高校教育の在り方についてご議論いただき、その検討結果を踏まえ、県立高校の再編整備の方針である大綱を策定いたしました。

今後は、令和9年度にかけて、各地域で説明や意見交換などを行い、地域の声を伺いながら具体的な再編整備計画の検討を進めてまいります。

ここで追加1をお願いいたします。

長崎県立高等学校教育改革第11次実施計画の策定について。

令和2年3月に策定した「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、令和9年度及び11年度に実施する施策をまとめた第11次実施計画を策定いたしました。

この内容と先ほどご説明いたしました大綱につきましては、後ほど担当室長から補足説明をさせていただきます。

追加1の下段でございます。令和9年度県立高等学校・中学校生徒募集定員については、記載のとおりでございます。

それでは当初版の6ページにお移りください。

上段の「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について。

毎年5月から7月、9月から11月の間の一定期間を長崎っ子の心を見つめる教育週間として、全ての公立高校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。内容については記載のとおりであります。

こどもたちの文化活動の推進について。

令和8年度文化活動推進校として中学校においては、第38回全日本マーチングコンテストで金賞を受賞した雲仙市立小浜中学校など23校26クラブを、高等学校においては、第73回全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した活水高等学校など15校21クラブを指定しております。

7ページでございます。

文化財の指定について。

国の文化審議会は、去る3月26日に国指定重要文化財（美術工芸品）として「上野撮影局写真帖」を新たに指定するよう答申を行いました。

今回の指定により、本県の国指定重要文化財（美術工芸品）は37件になります。

ここで追加2をお願いいたします。

また、同審議会は、去る6月19日に壱岐市の国指定特別史跡原の辻遺跡について、指定範囲を追加するよう文部科学大臣に答申を行いました。

県教育委員会といたしましては、今後とも貴重な文化財を保護するために、指定等に向けて積極的に取り組むとともに、地域における文化財の公開など、その活用にも努めてまいります。

また、当初版の7ページ、中ほどにお戻りください。

令和8年度長崎県高等学校総合体育大会については記載のとおりであります。

競技力向上について。

強化校、国スポ強化校の指定については記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

本県スポーツ選手の活躍については、全国高等学校選抜大会において、ライフル射撃競技女子ビームピストルで長崎南高校の松尾蒔乃葉選手、なぎなた競技男子個人で松浦高校の田川優心選手、ウェートリフティング競技女子77キログラム超級で西彼農業高校の森七菜実選手がそれぞれ優勝を飾りました。

青年種別では、第63回全日本ボウリング選手権大会個人総合において、西肥シルバーボウルの福満亮選手が優勝に輝き、2026年アジアレスリング選手権大会において、島原高校定時制教諭の吉武まひろ選手が銀メダルを獲得しました。

生徒の安全確保について。

部活動の遠征等における安全確保につきましては、先般福島県で発生した重大事故を踏まえ、国からも部活動の移動を含む部活動時の安全対策の徹底が強く求められているところです。県立学校におきましては、公共交通機関の利用を原則としつつ、一定の条件を満たし、校長が承認した場合に限り自家用車等の利用を認めるなど、適切な運用に努めてきたところです。

引き続き、国の安全確保策の方針等を十分に踏まえつつ、県の実態を考慮して、必要な対策を迅速に講じることで子どもたちのかけがえない命を守ることを最優先に、より一層の安全で安心な教育活動の確保と充実に努めてまいります。

「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について。

同プランに掲げる教育庁関係の項目について、その主な取組内容をご説明いたします。

9ページになります。「長時間労働の是正」については、小中学校では超勤改善等対策会議において、全県的に取組を進め、8行目です、また、県立学校においては、「長崎県立学校における

業務改善アクションプラン（改訂版）」に基づいた取組を実施し、超過勤務が80時間を超える教職員の割合は、ともに減少しております。

15行目です。令和6年度からは業務支援員の配置やデジタル採点システムの導入及び活用を進めており、引き続き、超過勤務削減及び働きがいを高める取組をより一層推進してまいります。

経験年数や職務内容に求められる専門事項や教育課題を踏まえた研修の充実と改善につきましては、内容は記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。9行目です。

今後も変化の大きな時代に対応するために、外部機関との連携を生かしながら、新たな教職員の学びの姿の具現化及び研修内容の充実を図り、研修観の転換と教職員の資質向上に取り組んでまいります。

女性の管理職登用の推進については、長崎県教育委員会特定事業主行動計画に基づき取り組んでまいりました。

18行目です。管理職に占める女性職員の割合は、令和7年度までに16%を目標としておりました。学校を含む教育委員会全体において、目標設定時の令和2年4月の10.9%から令和7年4月には17.6%へと増加しました。

小中学校では、8.6%から15.8%へ、県立学校においても、11ページでございます、3行目、19.7%から23.5%へと増加しました。

今後も、新たに策定する行財政運営に関する方針に基づき、効率的かつ効果的な組織運営に取り組み、各施策の実現に努めてまいります。

教職員の不祥事について。

部活動中に生徒を大きな声でどなったり叱責したりするなど、威圧的な言動で複数回の不適切な指導を行った上、体調が悪かった生徒に対して不適切な発言・対応を行うなどして生徒に

自律神経障害、適応障害を発症させ、退部、転学へと追い込んだ県立高等学校教諭を5月15日付で懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し深くおわび申し上げます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【井手教育政策課長】今回ご審議をお願いしております第73号議案について補足してご説明申し上げます。

お手元の令和8年6月定例県議会文教厚生委員会説明資料の4ページをお開きください。

第73号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、教職員がその能力を十分発揮しながら効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

改正内容の「(1)勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の対象の拡大」につきましては、これまで、育児や介護に従事する職員等に限定しておりました1週当たりの平均勤務時間である38時間45分を維持しつつ、週休日とは別に勤務時間を割り振らない日を設ける取扱い、いわゆる週休3日制の対象を全職員に拡大するもの

であります。

次に、改正内容の「(2)休憩時間の一斉付与の原則の特例を追加」につきましては、現在昼休みの時間帯に一斉に付与しております休憩時間について、職員からの申告に基づき、当該時間帯以外にも設定することができるよう特例を設けるものであります。

なお、施行日につきましては、令和8年10月1日を予定としております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)委員長】以上で説明が終わりました。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から委員会を再開し、引き続き先ほどの説明に対する質疑を行います。

— 午前 1 1 時 5 2 分 休憩 —

— 午後 1 時 2 7 分 再開 —

【中村(俊)委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

まず、議案審査の途中でありますが、提出されております配付資料について、教育長から説明を受けることといたします。

書記より資料を配付させます。

なお、今から説明のある内容につきましては、議案外所管事務一般においてご質問をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、教育長より説明を求めます。

【前川教育長】先ほど文部科学省がネクストハイスクール事業の採択結果を公表いたしましたので、その報告をさせていただきます。

お配りした資料をご覧ください。こちら文科省の公表資料でございまして、採択された学校

のみが公表されております。

5月8日の委員会後に説明をさせていただいたとおり、本県は4校を申請したところですが、採択となりましたのは島原農業高校、佐世保中央高校、長崎鶴洋高校の3校で、採択率は75%でございました。全国の採択率は42%でございます。

不採択となった学校につきましては、国が再申請の機会を用意しておりまして、取組内容の改善を図り、8月の中旬を目途に再申請を行うことといたしております。

各採択校の取組は、5月の文教厚生委員会において報告させていただいたとおり、資料に添付しておりますので、ご確認いただければと思います。なお、本資料の内容は、5月の申請時点のものでございますので、事業の進捗に当たって、また内容が変更になる可能性がございます。ご了承くださいたいと思います。

また、進捗を委員会の中で報告させていただければと思っております。

報告は以上でございます。

【中村(俊)委員長】以上で説明が終わりましたので、引き続き、委員会審査を行います。

午前中の議案に対する質疑はございませんか。

【大倉委員】73号議案に関して、ご質問いたします。

この「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のいわゆる条例改正案について、ご質問なんですけれども、内容そのものは、事前にレクチャーをいただきましたので理解をしております。

1つ1つ詳しいところを質疑するつもりはなくて、今回のこの条例改正案はようやく働き方改革という部分でも、教職員の皆さんのところにしっかりと踏み込んでいただいた、改正案にな

っているとは思っております。

ただ、その働き方改革という部分でいきますと、1つだけちょっと気になるというか、ちょっと懸案事項を私の方から申し上げさせていただこうと思っております。

それは休憩に関することなんです。学校現場というのは、突発対応というものが結構多くあると思います。もうはっきり言うと日常茶飯事だと思います。

そういう中で、急に何かに対応しなきゃいけないというときに、この休憩時間というものの確保ができるかどうかというところの観点でご質問したいんですね。

この改正内容の(2)に記されている中身をちょっと読み上げますが、これも、「職員からの申告等に基づき、当該時間帯以外にも設定することができるよう特例を設ける」ということで、要するに職員の方々の申告があれば、もともとあった休み時間ではないところでも特例として休めるという話で、これは非常に柔軟な運用ができるというところで、いい言葉なんですけれども、ただ申告をしていたとしても、先ほど申し上げた突発対応が起きたときには、結局やっぱり突発対応によって休憩が取れないんじゃないかなと、そういう実態に即した部分でいくと、そういう心配が私はちょっとあると思っているんです。

つまり、せっかくのこの条例改正があるにもかかわらず、実際には学校現場でしっかりと機能しなくなるんじゃないのかというところがちょっと心配ですので、その辺りはどのような見解かというのをまずお尋ねしたいと思います。

【井手教育政策課長】突発的な事態への対応につきましてでございます。

そのような休憩時間中、休憩時間を特例的に

ずらして確保していたとした場合に、その時間に突発的な事態が起きて、それへの対応が必要となったとした場合も、まず可能な限り休憩中ではない職員で対応することが基本になるかとは思いますが、休憩中の職員もやむなく業務に対応せざるを得ないようなケースもあるかと思えます。

そのような場合につきましては、その後、実際の運用といたしましては、業務に支障がない時間で、上司相談の上で休憩を取るような運用も行うことができるのではないかと考えております。

【大倉委員】 ありがとうございます。

やっぱり休憩時は、しっかりと休憩が取れる環境づくり、これが必要だと思っています。そういった柔軟な対応を現場でやっていただけるということでありますので、そこはちょっと安心いたしました。

要は、休憩のときに休憩しやすい環境整備、これが非常に大切ですので、例えば、例えばなんですけどね、提案ですけど、学校の先生が普通に休憩できるような休憩室を設けるとか、もちろん休憩時には学校の校外に行く、外出するというのも当然これは許可を出せば行けるようにしてもらいたいですし、それから、休憩中は休憩が分かるような札をちょっと机に置くとか、そういったところは運用面でいろいろやればいいんですけれども、そういったところがやっぱり必要だと思うんです。その環境づくりにぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、その辺りご見解がありましたらお尋ねいたします。

【井手教育政策課長】 休憩時間の例外規定を活用する場合におきましては、一斉付与とは違っていて、休憩時間が職員によって異なる形にな

りますので、各職員の休憩時間が何時から何時までであるのかということにつきましては、最低限全職員で、あらかじめ情報共有をしっかりとしておく必要がまずあるのかなと思っております。

例えば、職員室では休憩が取りづらいですとか、別途その休憩スペースを設けることができるかなどにつきましては、各学校で状況は様々であろうかと思っておりますので、必要に応じて各学校で検討する必要があるのかなというふうに思っております。

【大倉委員】 条例改正そのものは、素晴らしいと思いますので、ぜひ実効性あるものにするためにも、きめ細やかな環境整備、こういったものもしっかり取り組んでいただきたいということ要望して終わります。

【中村(俊)委員長】 ほかにありませんか。

【前田委員】 私も条例の内容には賛成なんですけども、二、三点お尋ねしたいと思います。

まず、本県でこのような働き方改革含めての提案だと思いますけども、他県において前例があるのかどうか、九州だけでも結構なので、ちょっと実施している県があったらお知らせいただきたいと思います。

【井手教育政策課長】 九州、他県でどのような状況かとお尋ねでございます。

九州では、ほか2県で導入をしている、佐賀県と宮崎県で導入をしているというふうに確認しております。

【前田委員】 先行する自治体がある中で実施するというので、先行自治体とかにも多分聞き取りとかもしていると思うんですけども、今、大倉委員の方からも質疑がありましたけども、何かその際、実行に当たっての課題という認識が何かあればお知らせいただきたいと思うんで

すが、私自身はちょっと思っているのは、いい内容、いい制度だと思うんだけど、実際にこれを申告して調整する方がいらっしゃいますよね、教頭先生か校長か分かりませんが。その申告したとおりに本当に休めるのか、複数の先生方が申告したときに、やっぱり重なってはいけなから、週休3日も含めて、調整が必要だと思うんですね。

だからその申告したことに対して、きちんとそれを実行できる仕組みとか担保が必要だと思うんですけど、そういう点はいかがでしょうか。

【井手教育政策課長】 今、前田委員ご指摘のとおり、事前に調整は必要になってくるかと思えます。休憩時間につきまして、原則と異なって、別に設けるといった場合でも、ある程度各職員ばらばらということではなくて、例えば複数のグループで分割をするですとか、少し調整が必要になってこようかと思えます。

その調整につきまして、基本的には学校の校長ですとか、申告をする職員と校長で、実際は話し合って決めていくとか、そのような運用をすることになるかと思いますが、本県におきましては、各職員からの申告を基に、服務監督権者、つまりは教育委員会事務局の方に申請をしていただいて、承認をするという仕組みを考えております。

宮崎県におきましては、同じようなやり方をしている、教育委員会事務局の方で服務監督権者へ申請をして承認を出すというような運用をしておりますが、佐賀県におきましては、校長の段階でそこを管理しているというふうに伺っておりますので、今後運用していく中で、課題等ありましたら、どのようなやり方が一番効率的でよろしいのか、再検討することも必要にな

ってくるかもしれないと考えております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【千住委員】 失礼します。

私は(2)の休憩時間の一齐付与の原則の特例の追加について、そもそも1時間休憩があるということなんですけど、小中学校でいけば、給食指導もやっていると、昼休みは例えば宿題であったりとか、連絡帳に記入したりとかいうことあるんですけども、それはどうカウントするのかということをもっとお聞きしたいんですが。

【井手教育政策課長】 給食時間の後に、昼休みという時間が設けられておりますが、多くの職員は、給食時間は給食の指導ということで、これは業務になるということでございますが、その後の昼休みもやはり児童の見守りですとか、そういったことで、自由に使えないということになりますと、これは休憩時間ということにはなりませんので、そこはそうですね、休憩時間とカウントすることが実際にはできないという形になります。

ですので、そういった場合におきましては、その時間の後に、業務に支障がない時間で休憩時間を設けることができると、この条例改正によってできるということになるということでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。分かりました。確認できました。

あともう一つちょっと確認なんですけども、その休憩時間の申告を最後の退庁時間には持ってこれないということではなかったですか。

【井手教育政策課長】 休憩時間は、途中で設ける必要があると規定されておりますので、始業時間にくっつけてですとか、終業時間にくっつけて取るということは、できないというふうに

なっております。

【千住委員】 ありがとうございます。

そういう決まりであれば仕方ないんですが、なかなか間にとるというのは非常に難しいと思うんですよね。そういうときは年休とかと上手に組み合わせて柔軟に使っていただければ有効になるということだと思いますので、分かりました。理解しました。ありがとうございます。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【饗庭副委員長】 私もこの条例に関して、条例に関しては賛成でございます。今ずっと出ているこの休憩時間なんですけど、実際、今も取れていない状況があるというふうに聞いております。

その中で、時間をずらして取るということで、子どもたちが帰った後にとるみたいなお話も聞いているんですけれども、そういう中で、申告制なので、皆さんがそれぞれ申告されるのか、学校である程度決めて運用をしていくのかお伺いします。

【井手教育政策課長】 基本的には、職員の申告によって決めていく形になろうかと思いますが、先ほども少し触れましたけれども、本当に各職員がばらばらに申告をされるような状況になった場合に、勤怠管理も非常に困難になるという事態も想定されますので、そこは一定意見を集約した上で、校長先生を中心に、幾つかのグループにまとめるですとか、そういった運用を実際はお願いしていくことになろうかと思います。

【饗庭副委員長】 おっしゃるように、とても勤怠管理が煩雑になるかなというふうに思います。

そういう中で、子どもたちが帰った後が一番いいんじゃないかというようなお話を聞いている中で、早出の人は、もう勤務が終わってしまうというところで、さっき退庁した後は、取れ

ないというお話だったんですけれども、その辺りはどのようにしていくのか、お伺いします。

【井手教育政策課長】 早出の職員につきましてのご質問と思いますが、早出の職員につきましても、やはり勤務時間の最後にくっつけて取るということは、それであれば休憩にならないという形になりますので、やはりちょっと実態に応じてとしか申し上げようがないんですけれども、休憩が取れる、職務に支障がないところで、休憩を設けていただく必要があるのかなと思っております。

【饗庭副委員長】 ぜひ実態に即して取っていただければと思います。

もう一つ、1番目の分について、いわゆる週休3日制を対象にしていくというお話ですけれども、学校だとなかなか普通の日を伸ばして、週休3日にとって非常に難しいかと思うんですけれども、学校ではこの条例を基にどのように進めていく予定か教えてください。

【井手教育政策課長】 フレックスの部分につきまして、学校現場でどのように進めるかというご質問かと思います。

少しちょっと前提からご説明を申し上げますと、学校現場で既にフレックスタイム制そのものは、導入をされているところでございます。

今回の改正案につきましては、育児や介護に従事する職員のみに限定して適用されておりました、いわゆる週休3日制を可能とするフレックスタイム制、これを便宜的に特例フレックス制度と申し上げておりますけれども、これについて全職員を対象とするように拡大しようとするものでございます。

教育委員会事務局と、それから学校を除く地方機関、教育機関につきましては、知事部局と同様に、10月1日施行から導入という形で考えて

おりますが、一方、学校現場におきましては、饗庭委員からのご指摘ありましたように、授業の割当てですとか、校内の人員配置など、勤務体制が教育活動と密接に関係してございますので、週休3日が可能となる特例フレックス制度を直ちに導入した場合は、学校運営に大きな支障、影響が生じることが懸念されます。

このため、特例フレックス制度を活用できる取扱いにつきましては、授業等への影響が少ない、比較的少ないと考えられます夏季休業期間から、学校運営及び職員の管理体制に支障が生じない範囲で、まず適用してまいりたいというふうに考えております。

【饗庭副委員長】そうですね。なかなか難しいかと思うので、ということは令和8年10月1日施行ですけれども、令和9年の夏休みぐらいから導入をしていくということなのか確認をします。

【井手教育政策課長】今、委員おっしゃいましたとおり、来年度、令和9年の夏休み、夏季休業から適用を考えていくことになろうかと思えます。

【饗庭副委員長】少しでもこれによって働き方改革が進むことを期待しております。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第73号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第73号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【井手教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

その前に、恐れ入りますが、一言おわびを申し上げます。さしていただきたいと思います。

今回の文教厚生委員会に提出をいたしました本資料につきましては、複数回・複数所属にわたる資料の修正がございました。事前に不正確な資料をお示しすることとなり、委員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

今回誤った資料を掲載するに至った原因といたしましては、組織的なチェック体制が機能していなかったことであると認識をしております。今後はこのようなことがないよう、資料の正確性の確保に向けて、組織としてのチェック体制を一層強化し、議会に対する説明責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

それでは恐れ入ります、本資料につきましてご説明を申し上げます。

資料の対象期間は令和8年3月から5月まででございます。資料の2ページをご覧ください。こちらは県が箇所づけを行い、市町等に対し内示を行った補助金の実績でございます。直接補助金であります学力向上のための非常勤講師等配

置支援事業費補助金など111件を記載しております。

資料12ページからは、間接補助金であります指定文化財保存整備事業補助金など30件を記載しております。

資料15ページをご覧ください。こちらは1,000万円以上の契約案件の実績でございまして、競争入札の結果につきましては、17ページから25ページに記載のとおりでございます。

資料26ページをご覧ください。26ページから34ページは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、教育庁に関係するものとして、松浦市からの要望のうち、「鷹島神崎遺跡の保存と活用について」と、「長崎県立松浦高等学校の存続と魅力ある学校づくりの推進について」の2件となっております。

資料35ページをご覧ください。35ページから37ページにかけては、附属機関等会議結果の報告であり、「長崎県教科用図書選定審議会」ほか1件の会議結果を掲載しております。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明を終わります。

引き続きまして、令和9年度政府施策に関する提案・要望について、教育委員会関係の要望結果をご説明いたします。

教育委員会関係におきましては、①学校給食費に係る保護者負担軽減の拡充、②県立学校に対する就学支援の充実、③部活動の地域展開におけるスポーツ・文化芸術活動の充実、④水中遺跡保護に関する調査研究体制の整備等の促進など、10項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、文部科学省に対し、教育長、担当課長により要望を行いました。

このうち、「①学校給食費に係る保護者負担

軽減の拡充」については、文部科学省から「各自治体における給食提供の実態や物価高騰の状況を踏まえつつ、知事会、市長会、町村会の意向も交えて検討していく必要がある」との回答をいただきました。

また、「②県立学校に対する就学支援の充実」については、「高等学校就学支援金に係る地方負担分については、地方交付税を措置することとしている、また、本支援金や高校生等奨学給付金の事務手続にかかる負担が大きくならないよう検討したい」との回答をいただきました。

以上が教育委員会関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【中村(俊)委員長】次に、高校教育課ながさき次世代高校創生室長より補足説明を求めます。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】長崎県立高等学校の再編整備に係ります大綱につきまして、補足して説明をいたします。

サイドブックの教育委員会補足説明資料、県立高校の再編整備に係る大綱をご覧ください。

今後の県立高校の在り方につきましては、昨年度、有識者などの関係者で構成しますながさき次世代高校創生会議の中でご議論をいただきまして、その報告書を4月にいただきました。

それを踏まえまして、今回の大綱を策定しております。

大綱のポイントについて、概要としてまとめた資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページ目をご覧ください。まず、Iの大綱策定にかかる背景と大綱の位置づけについてです。

1の県立高校を巡る諸課題といたしまして、現在、高校教育を取り巻く環境は大きく変化をしております。人口減少やデジタル化の進展によりこれからの社会では、単なる知識の習得だけではなく、探究力や協働力、さらにはデジタル技術を活用する力といった、より高度な資質・能力が求められてまいります。

特に、経済産業省が今年の3月に示しました2040年の就業構造推計では、労働力の需給に大きなミスマッチが生じることが指摘されております。文系人材の余剰がある一方、AIやロボット活用人材、あるいは様々な産業の現場を支えるエッセンシャルワーカーが不足すると予想されております。

また、生徒の多様化というのも進んでおりまして、通信制高校への進学者の増加とか、特別な支援が必要な生徒への対応など、一人一人に応じた教育がより重要となっており、多様性の対応と共通性の確保の両方が求められているかと思っております。

加えまして、(2)でございますが、少子化の進行も大きな課題でございます。15年後には15歳人口、中学校卒業生数が約4割減少する見込みでございます。県立高校の小規模化はさらに進むと予想しております。

特に、離島・半島地域におきましては、現在でも定員割れが顕著な状況でございます。今後、さらなる学校規模の縮小により、教員の配置や開講科目に制約が生じ、生徒の学びの選択肢が狭まるといった懸念もございます。

こうした状況を踏まえまして、2の大綱の位置づけでございます。10年後、15年後を見据え、持続可能で魅力ある高校教育の構築を目指すという観点から、県立高校の再編整備に関する基本的な考え方と方向性を示したものでございま

して、第三期の長崎県立高等学校改革基本方針の下で取り組む施策として定めております。

今後、本大綱に基づきまして、各地域で様々なご意見を伺いながら、再編整備の対象となる高校や実施時期など、具体的な計画を検討していきたいというふうに考えております。

次に、資料の2ページ目をご覧ください。

IIの本県の特徴を生かした魅力ある高校教育の推進でございますが、その推進策として3つの柱で整理をさせていただいております。

1つ目は、全ての生徒が自己の在り方、生き方を主体的に考え、多様な学びと社会参画を実現できる魅力ある新しい県立高校の在り方でございます。

従来の学科や課程の枠を超え、より柔軟で特色ある教育システムを再構築し、探究活動や文理横断的な実践的な学びを推進しながら、地域課題や社会的な課題に対応できる資質・能力の育成を図ってまいります。

また、ICTや遠隔授業を活用することで、どの地域にかかわらず、多様な授業を受けられる環境を整え、個別最適な学びを実現していきたいというふうに考えております。さらに大学や企業など、外部機関と連携し、専門的な学びや探究活動の充実を図ることで、高校だけにとどまらない学習機会の提供を目指してまいります。

2つ目は、社会や地域の期待に応える再編整備の方向性についてでございます。

長期的な視点で学校規模の適正化を進めまして、地域ごとの状況を考慮しながら、再編を含めた検討を行ってまいります。

一方で、小規模校については、単に統合するのではなく、地域と連携した特色ある教育を推進することも重要な視点というふうに考えてお

ります。また、地域住民や自治体、産業界と連携いたしました教育活動を充実させることで、地域の活性化と高校の魅力向上を同時に図ってまいります。

さらに地域の将来を担う人材育成にも重点を置き、理数系人材の育成や農業・工業・商業などの専門高校の高度化などを通じ、地域産業を支える人づくりを進めてまいります。

資料の3ページ目をご覧ください。3つ目でございます。特色ある教育活動を可能にする教育環境整備の在り方です。

まずは、教職員の専門性向上を図るとともに外部人材の活用を進め、学校全体として、新たな学びに対応できる体制を整えてまいります。

次に、再編に係る支援体制の構築といたしまして、今後、学校数が少なくなるということは十分に考えられます。そのため通学負担の増加が懸念されることもあり、県として、スクールバスの運行や通学支援、さらには寄宿舎の整備など、生徒と家庭を支える仕組みを強化していきたいというふうに考えております。

また、学習環境の整備といたしまして、探究学習に対応した施設や企業と連携できるラボのような空間整備など、魅力ある教育環境の整備も進めてまいります。

Ⅲの次世代県立高校の創生に向けた再編のところでは、今後の方向性について取りまとめております。

本大綱の中核となる考え方は、創生会議で提言をいただきました学びのり・デザインでございまして、従来の枠組みにとらわれず、学校の学びの在り方そのものを見直し、教育の質を転換していこうというものでございます。

学校規模につきましては、基本的に1学年3から8学級を標準としつつ、複数の高校を再編する

場合には、その規模として4学級以上を目安というふうに定めております。さらに多様なニーズに対応するため、大規模校の設置についても検討していきたいというふうに考えているところです。

一方、離島地域につきましては、一律の基準で考えるのではなく、それぞれの実情に応じた柔軟な学校づくりを進めていきたいというふうに考えております。

このような考え方や少子化の状況を踏まえ、将来的な県立高校の在り方を想定した場合、現在の県立高校、県立の全日制高校54校が、あくまでも目安ではございますが、30校から40校程度になると見込んでいるところでございます。

資料の4ページ目をご覧ください。スケジュールを掲載しております。令和7年度の創生会議のスケジュールと8年度、今年度の動きを記載しております。

今後の進め方といたしましては、令和9年度にかけまして約1年半の期間をかけ市町、学校、PTA、地域の方々などを対象としたこの大綱の説明会や、県立高校の在り方に関する意見交換会の場を設けまして、各地域における県立高校の将来の在り方について丁寧にご意見を伺ってまいりたいと考えております。

これらの議論を踏まえまして、早ければ令和10年度をめどに県全体の再編整備計画を策定する予定というふうにしております。

なお、この計画の策定に当たりましては、数の論理ではなく、数の論理という統廃合という考え方、視点だけではなく、それぞれの地域の特色や強みを生かした生徒一人一人が誇りと希望を持って学ぶことができる魅力ある県立高校づくりを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で大綱についての補足説明を終わります。

続きまして、県立高校教育改革第11次実施計画について補足して説明いたします。

サイドブックの教育委員会補足説明資料第11次実施計画の策定についてをご覧ください。

1ページ目になりますが、1の第11次実施計画の概要についてです。

令和2年3月に策定されました第三期長崎県立高等学校改革基本方針に基づき、令和9年度及び11年度に実施する施策をまとめたものでございます。

今回は、市町からの要望を踏まえた教育改革を推進するものでありまして、波佐見町からは波佐見高校の商業科をツーリズム科に改編を求める要望、新上五島町からは中五島高校と新上五島町立若松中学校による連携型中高一貫教育の導入についての要望が出されております。

2番の第11次実施計画の教育改革の具体的な内容についてご説明をいたします。

(1)です。商業科に関する専門学科、ツーリズムデザイン科についてでございますが、波佐見高校における商業科の魅力化を図るため、令和9年度から、ツーリズムデザイン科への改編となります。

現行の商業科は、ここ数年志願者数が激減しておりまして、募集定員の1学級40名に対して充足率が3割程度にとどまっているという現状から、何らかの対策を講じる必要があるというふうに考えているところでございます。

ツーリズムデザイン科の具体的な学びの内容ですが、学科の特徴といたしまして、観光ビジネスの学びを入りに、まちづくりまで探究する点にありまして、単なる観光の勉強にとどまらず、地域の産業や文化を生かしながら、持続可能な地域の仕組みづくりを自ら考え、実行で

きる人材の育成を目指してまいります。

また、マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報といった商業分野の基礎を学びながらそれらを実際の地域課題に応用していく実践的なビジネス教育と探究学習を融合させた県内初の取組となる学科となります。

さらに、波佐見町におきましては、これまでも寮の整備や学校活動を支援する助成制度など、継続的に高校を支えていただいております、今回の学科改編に当たっても、シビックプライドの醸成や産業人材の育成につながるものとして、全面的にご支援をいただくこととなっており、新しい教育活動の展開に適した環境が整っているところでございます。

次に、改革の2点目として、(2)新たな連携型中高一貫教育の導入についてですが、中五島高校の近隣に位置する若松中学校との連携型中高一貫教育の導入でございます。

新上五島町からの要望を受けまして、設置者が異なる中五島高校と若松中学校による連携型中高一貫教育を高校の敷地内で行う同居型として令和11年度から導入する予定でございます。

導入に至る背景といたしまして、新上五島町では少子化の影響により小中学校の小規模化や複式学級が進行していることから、学校の統合と併せて教育の質の向上と地域の活性化を両立させる取組が進められておりまして、その一環として、町では、幼児期から高校まで見通したふるさと教育を推進し、発達段階に応じて学びを体系的に積み重ねる教育が進められております。

この町が進めるふるさと教育と、中五島高校の学びの特徴であります地域課題解決型探究学習「パブリックワーク」を中高一貫教育の導入によってさらに効果的に融合することができ、

中学校段階では、地域の課題への気づきを通して、主体的な課題意識を育成し、高校段階ではその課題に対する具体的な解決策を検討・実践することで、6年間を通じた体系的な学びが可能になるかと思っております。

さらに教員の相互乗り入れや施設の共同利用により、日常的に中高が連携した教育活動が可能となりまして、一貫教育の効果を最大限に発揮することが期待されることから、中五島高校の敷地内に若松中学校を配置し、教育活動を一体的に行う環境を整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

【中村(俊)委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。サイドブックに掲載しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問ありませんか。

【堀江委員】 冒頭に、教育政策課長が、今回1,000万円以上の契約状況一覧表で複数課、3つの課で追加訂正があった。

そのことについては、組織的なチェック体制ができていなかったという原因を述べて、今後、チェック体制を強化するというふうに説明がありました。

今後、組織的なチェック体制をするということなので、そのことについては注目しておきたいというふうに思います。

そこで質問いたします。

県立学校給食調理等業務委託について質問いたします。

これは3年に一度の契約です。3年前は4つの地区で契約をしていたんですが、今回はこの16ページにありますように、3つの地区としか契約をしておりません。長崎西彼地区の契約はどういうふうになるのですか。

【川端体育保健課長】 長崎西彼地区につきましては、今回お示ししている3件と同時に総合評価の一般競争入札を実施しました。

ただし長崎西彼地区につきましては、予定価格を超過したということで落札に至らず、今、現在再公告、入札を行う準備をしているところでございます。

【堀江委員】 長崎西彼地区の契約は、今後行うということですね。

それでこの契約相手なんですけれども、住所が3年前と同じですよ。これ社名の変更をしたということですか。

【川端体育保健課長】 今回、社名が変わっておりますけれども、社名変更によるものでありまして、同一の会社でございます。

【堀江委員】 3年前は4地区で3つの業者が落札をしております。今回は、3地区は同じ業者、つまり1社で3地区を受け持つということになります。容量は、大丈夫かとの不安にどのように答えますか。

【川端体育保健課長】 今回、3地区について同じ業者と契約することになりました。今回、総合評価方式による一般競争入札を実施したんですけれども、参加業者につきましては、資格審査

を行いまして、それぞれ実施が可能だということで県教育委員会としては判断して入札を実施しているということでございます。

今回、3地区同じ業者になりましたけども、県教育委員会としては、この委託業務については、実施可能というふうに判断しております。

【堀江委員】 入札の結果だということは、私も承知しておりますけれども、もう一つ疑問の声を質問したいと思います。

例えば、これから入札をするとする長崎西彼地区の落札をこの業者がするとすれば、つまり1社で全ての契約を受け持つというか、契約となりますよね。

その場合、4地区とも1社でやるということについては、これはリスクはないのか、その点についてはどのように考えていますか。

【川端体育保健課長】 この給食業務委託なんですけども、委託業者が各学校に調理場を設置しておりますけども、そこに調理員を派遣していただいて、そこで栄養教諭の指導の下、給食業務を行っている、調理業務を行っているという形態になります。

仮に、再度公告しておりまして、同じ業者が入ってくるかというところは、まだ不明ですけども、そこについては、資格審査をして審査の結果、できると判断すれば一応参加できるというふうに考えております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【千住委員】 失礼します。

私から1点です。2ページ、3ページにあります業務支援員、あるいはスクール・サポート・スタッフ等の補助で、14市町が上がっているわけなんですけど、21市町ある中で3分の2が一応何らかの支援員といいますか、を入れているというような形になります。残り7町は独自でやられた

のか、それとも応募がなかったか、ちょっと3月に聞いたのかもしれませんが、ちょっともう一度確認をしたいんですが。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。

この事業は、市町と県と国とそれぞれ財政負担をしながら業務支援員を雇っていくという、そういう事業なんですけれども、市町からの応募というか、申出によって予算をつけていくという形を取っております。

【千住委員】 それは重々承知しているんですが、その7市町は独自にやられているのか、それとも必要なかったのかという、この7市町が何らかの支援員といいますか、これを採用していなかったのは、なぜかといったところをちょっとお聞きしたいんですが。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。

財政面の負担があるものですから、優先順位があるのかなというふうに思っております。

市町として独自に何かをしているかどうかというところは、すみません、把握していないんですけれども、今回、優先順位が低いというふうに判断されたのかなというふうに思っております。

【千住委員】 先ほどの休憩時間等もありますけど、もともとマンパワーが足りないといえただけ話になっていますので、ぜひ21市町が、人口が、生徒数が、児童数が多い、少ないもあるかと思いますが、ぜひその辺もしっかり入れていただかないと、実際現場、もうこういった休憩もまた取るとなると、また人手が足りないと、取りたくても取れないというような事態になりますので、その辺り県からもきちっと、何とか県ももうちょっと財政、力を入れるとか、そういった形で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、次に、長崎県高等学校の再編整備に係る大綱についてご質問はありませんか。

【清川委員】 私の方から一点だけお尋ねします。

次世代高校創生に向けた再編、「(2)県立高校の再編に向けての方向性（学校規模についての基本的な考え方）」と書かれております。

その下段の方に、「一方で離島地域は本土と状況が大きく異なるため、必ずしも学校規模にとらわれるのではなく、島ごとの実情や島内での高校配置状況を踏まえて柔軟な学校づくりを検討していく」というふうに書かれておりますが、この柔軟な検討をしていくというのをもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 本土部につきましては、統合する複数の学校を一緒にする場合は4学級以上という形で考えて、あくまでもある程度の規模がないといけないと。ただ、離島の場合ですが、複数あるところもありますし、1島1高校の場合もございます。

そういうところ、地域の実情に応じて、それぞれに合わせた形で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

【中村(俊)委員長】 よろしいですか。

ほかにございませんか。

【千住委員】 失礼します。

私の方から、まずちょっと最初に確認をしたいんですが、朝、前田委員の方から松浦高校の話があったんですけども、私もその記事を見て、

対象に含まれていないと明らかにしたということで話があったんですが、これが対象外なのかということであれば、対象となっている学校があるのかと、そういったところをもう一度ちょっと確認をしたいんですが、お願いします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 5月25日に松浦市の要望がございまして松浦高校の存続に関して要望がございました。

サイドブックの政策等決定過程に関する資料の31ページの要望事項の対応要旨にも書いてございますけども、回答といたしましては、将来的な在り方については、市内の子ども数の推移や高校への入学者数を総合的に勘案しながら考えていくが、現在、松浦高校の統廃合については検討していないというふうに回答しています。あくまでも現在です。

現時点において、県として特定の高校を再編整備の対象とする、あるいは対象外とするというものを決定しているものではなくて、今回の大綱策定後、令和9年度、先ほど申し上げました1年半かけて、各地域の実情やご意見を丁寧に関わりながら、全ての県立高校の今後の在り方について、学科改編も含めたところで検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【千住委員】 ご説明ありがとうございます。

一応今のところはということで、今後ということ、今回大きな大枠が大綱として示されたわけなんですけど、そういった中で、今後各地域の声をお聞きして進めていくということで、今年、来年かけて聞いていくということになると思うんですが、実際、聞くということになると、各地域、各学校、それは学校をきちっと残したいという思いが多分、全ての学校がそうじゃないかなと思うんですね。

その後が今度非常に難しくなっていくのかなと思うんですが、そういった中で、聞いた後、県全体としての生徒数、児童数の考え方をまず大事にするのか、それとも学校ごとに考えるのか、それとも各市町といいますか、で考えていくのか、それともエリアごとで考えていくのかと、どういった進め方で、聞いた後、進めていくのかと。早ければ令和10年度中にということでお話があったかと思うんですが、その辺りのロードマップといいますか、その辺りをちょっとお聞きしたいんですが。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
県立高校の再編整備につきましては、少子化の進行による生徒数の減少を見据えて将来にわたり高校教育の質を維持・向上させるため地域ごとの実情に応じた学校数や学校規模の適正化を進めるというふうにしております。

市町によっては、県立高校が複数校ある場合もあれば、1校のみの場合もございます。効果的な教育機能を確保するという観点から、市町の枠を超えて地域全体で再編整備を進める必要があろうかと思っております。

例えば島原地域におきましては、半島全体で考えていく必要があると認識しているところでございます。

具体的な再編整備の在り方については、その地域の特性や将来の方向性を踏まえながら議論を進めて、10年後、15年を見据えた長期的な視点に立った高校の姿を描いていきたいというふうに考えております。

【千住委員】 ご説明ありがとうございます。

その地域ごとという、その地域という枠がなかなか捉えにくいところもありまして、先ほど島原半島の話もありましたが、そこにいる生徒の数によって変わっていくのは、十分だと思う

んですね。今度そこに今、県立高校だけじゃなくて私立学校があるわけですよね。ということは、その私立の学校をどう考えていくのかと、今後ですね。

私立の高校も学科を変えていたりとか、男女共学にしたりとかいう形で今進んでいるわけですが、その公私の連携という形で、この大綱はどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
この少子化の中で、公私で競争していてもどうしようもないと思っております。また連携しながら高校教育を、長崎の子ども達にいい高校教育を提供していくことが重要であるというふうに考えています。

ですので、県立高校の再編を考えるに当たって、私立高校の状況も踏まえながら検討していく必要があろうかというふうに思っているところでございます。

【千住委員】 最後にしますが、その私立高校とも共存していくという形で、今までに役割を担っておられるので、その大綱を今度進めていく中で、この私立学校との実際の協議といいますか、教育委員会と私立学校のところの協議という形は、どのように進めていくのかをちょっとお聞きしたい。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
毎年1回、公私の連絡協議会というのを設置し、その中で、公立の募集定員などの協議を行っております。

これを年1回ではなくて、今後複数回開催いたしまして、公立高校の今後の在り方みたいなのところも意見交換をしながら、また、私学の方もどういった形でそれぞれ進んでいかれるのかというのを十分意見交換しながら、今後の県全体

の高校教育の在り方を一緒に議論していきたいなというふうに考えているところでございます。

【千住委員】これ本当、朝から教育長のお話もありましたとおり、非常に難しいところもあると思うんですね。もう非常に覚悟の要するところだと思います。

また、今学校の先生方も減っている中で、今度教員の採用にも関わってくるといったところもありますので、これが今まで高校改革がずっと進んでいる中で、なかなか前に行かないというようなところもありましたので、ぜひきちっとした形で方向性を出していただきたいと。

いろんな話を聞けば聞くほど、多分難しいとは思いますが、実際のところ20年、15年たつともう明らかなので、ぜひ進めていただきたいと思います。

【松本委員】やっぱりここで一番大きな根拠となるのが、15年後には15歳の人口が4割減少すると、もう子ども自体いなくなってしまうわけで、それが数字で見えているわけですよ。ですから、もうやむを得ない判断だと思います。

ただですね、先ほどから離島の話、私立高校の話、出ていますけど、すごくもういずれにしてもその件が話せない中で、一番私が懸念するのは、教育環境整備の在り方で3ページのところに「教育機会の確保に向けた再編にかかる支援体制の構築（スクールバスの運行などの通学支援、交通費補助等）」というところがあるんですけれども、今の話の中で、例えば離島や半島の学校を統合するといったします、仮にですね。

そうすると、今ただでさえ、通学のための公共交通が地域でも減っていつているんです、減便もされている。それは親がもちろん自家用車で送ったりはしていますが、これがさらに厳しくなるわけですよ。公共交通がそもそも足り

ていない、離島・半島は、元からですよ。それなのにさらに統合すると、要は生徒たちの通学時間がどんどん長くなっていきます。そういつたときに、じゃあ通学費の補助をしますとか、書いていますけれども、現実的にバスがない中でどうやっていくのか。

そしてこちらでは、もう一つは、遠い場合には寮を設置しますと書いてあります。そしたら結局、県教委が、通学バスとか寮を今の財政状況の中で新たにつくるというのは、現実的に難しいと思うんですよ、これからですね。

そうなってくると、やはり先ほどの千住委員の質問の中にもあったように、私立高校は既にもうスクールバスも持っていらっしゃる、寮を持っていらっしゃる学校もあられます。そういった公私間の連携というのもやはり視野に入れないと、ここで書いたものの、実際に通学できない、行きたくても行けないという状況に陥ってくると思うんですけれども、それについてはどのようにお考えですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】委員ご指摘のとおり、新たな財政負担が生じるということがございます。

今、私学の方はスクールバスをお持ちです。また、寮についても持っていらっしゃるところで、子どもの数が減ってまいりますので、そういうところは、今から公私立の連携の在り方というのを具体的に協議していくことになるんですけれども、いろいろと我々からもご発案させていただいて協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、スクールバスにつきましては、例えば県で導入するとしても、1校という形じゃなくて複数校で導入できるような体制が考えられないかなというところを今考えているところでござ

います。

【松本委員】 そうすると、これからの話ですけども、その地域において、これから話合いをしていく中で、恐らくその話が保護者からも地域からも出てくると思うんですよ。

それをそのときに聞いてから考えるのではなくて、もう計画をしている段階で、交通網に関してはこのような対策を取ります、寮についてはこのような対策を取るという形で、事前にある程度決めた上でご相談する形にしないと、やはり不安感をあおってしまうことになると思いますが、そちらの進め方としては、どのようにお考えですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 これから秋ぐらいをめどに始めていきたい、意見交換会とか、説明会を開催したいと思っております。

今、寮とバスの話があって、まだ具体的に何か決めているものはございません。ただその意見交換するに当たっては、少しは具体性を持ちながらご説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。

【中村(俊)委員長】 よろしいですか。ほかに。

【川崎委員】 まず、大事な議論ですので、細かいところになりますけども、お尋ねいたします。

まず、資料でいう19ページ、「本県の特徴を活かした魅力ある高等教育の推進」というところで何点か質問させていただきますが、STEAM教育やDXを軸に学科横断的な学びの推進とありますけども、この内容を見ると、どうも理系に傾斜するというような方針のイメージがございそうですが、ご説明いただきたいと思います。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 今年2月に文部科学省が示しました高校教育改革に関するグランドデザインというのがござい

ます。

これにおきまして、2040年には少子高齢化、生産年齢人口の減少、地域の過疎化は一層深刻化するとともに、労働力需給ギャップが発生し、先ほど冒頭申し上げましたが、事務職員は余剰となり、AI・ロボット関係の利活用を担ういわゆる理系人材は不足するという指摘がっております。

そのため、グランドデザインにおきましては、AIやデジタル技術を活用し、文系・理系の区分にとらわれない幅広い教養と科学的思考力を備え、新たな価値の創造をできる人材や問題解決や探究活動を通じた理数分野の学びをこれからの経済・社会の発展につなぐことができる人材の育成を目指す必要があるというふうに定められております。

こういったことを受けまして、本県の高校教育におきましても、AI、デジタル技術の利活用とかSTEAM教育の推進を通して、理数的素養を育むとともに、地域産業との連携等により時代に求められる生徒一人一人の資質・能力の育成を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】 論理的な思考をきちんと持つということは、大変重要なことかと思っておりますので承知いたしました。

次に、22ページ、高等教育機関との連携でございしますが、公開講座の単位認定が例示として挙げられていると思うんですけども、ぜひこういったことにとどまらず、もっと踏み込んだ連携が検討できないのか、お尋ねをいたします。

【岩坪高校教育課長】 委員ご指摘のように、高等教育機関との連携というのは、ますます重要になってくるというふうに考えております。

今後考えられる連携としましては、ここに書いております公開講座の単位認定だけではなく

て、例えば高校生の探究活動に大学の教員が専門的な立場から助言をするでありますとか、大学の教員が高校を訪問して授業を担当するでありますとか、大学生、大学院生が高校生に学習のサポートをする、または、大学・高校の施設を共同利用するようないろんな形が考えられると思いますので、今後、柔軟に検討しながら、よりよい大学等との連携の形を模索していきたいというふうに考えております。

【川崎委員】地元の大学と連携ということであれば、地元定着という流れも期待もされるところでありますし、ぜひ連携強化をお願いしたいと思います。

次に、27ページ、これも前回の議会でも確認をいたしました、新たにお尋ねいたします。県内の産業界がどういった人材を求めているのか、また学生たちがどういった仕事につきたいのか、こういったマッチングは大変重要なものでありますし、若者の県内定着に大変ポイントかというふうに思っています。

この産業界との連携、もっともっと強化をすべきと考えますが、ご見解を伺います。

【岩坪高校教育課長】高校と産業界の連携についてですけれども、産業界からはコミュニケーション能力が高い生徒、また主体的に行動できる人材やデジタル技術を活用できる人材への期待というのが高まっているというふうに感じております。

また一方で、高校生としましては、働きやすさでありますとか、仕事の内容を重視する傾向が見られます。

このような中で、就職のミスマッチを防ぐというのは、非常に重要でありまして、まず企業をよく知ることが大切になってくるかというふうに思っております。

企業にとっては、このような取組を通じて事業内容であるとか、働きやすさなどの魅力を知ってもらう機会になると思いますし、高校生にとってみても、県内企業の取組や自分が今後どのような力を身につければよいのかというのを実感する機会にもなると思いますので、ぜひ産業界との連携については、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

【川崎委員】産業界もそれはもうぜひ協力を目いっぱいされると思いますので、ぜひ連携強化をお願いします。

次に、30ページ、先ほども離島・半島の高校のことについて触れられましたが、私も全く同感でありまして、もう人数のいかににかかわらず、統廃合をしながらでも存続をさせなければならないと思います。

しかし、松本委員からも指摘があったように、やっぱりバスとか交通機関、非常に脆弱です。離島へ視察に行くと、もう1日とうとうバスに擦れ違わなかったというようなことも正直ございます。それぐらいやはり厳しい環境なんだろうというふうに思っておりますが、やはりこの通学環境、そういったところには、ぜひ心を砕いて、地域全体で支えていていただきたいと思いますが、見解を伺います。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】再編整備を進める場合に、委員ご指摘のとおり、離島・半島地域では、通学の距離の増加とか、公共交通の乏しさが大きな課題になることは認識をしております。

関係機関と連携して交通手段の確保を進める必要があるというふうに考えております。具体的には、高校、県、市町、地域交通の担当部局、市町の教育委員会、交通事業者など、広く関係機関と連携いたしまして、国において令和9年度

から創設される予定の高校改革促進交付金という新たな交付金がございます。こういった支援策も視野に入れながら、将来的な通学手段の確保に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】もうぜひ徹してやっていただきたいと思います。

次に、32ページの第3章「次世代県立高校の創生に向けた再編」というところでありますが、まさに先ほどの数量的な話でありますけれども、前回も15年後のことではなく、もう10年先から既に人口減少・少子化というところで、かなり学級数も厳しい状況になってくるということでお話をいただきました。

今回も、大綱の中では教育活動の充実の上からも、一定の統廃合は必要として1学年当たり4学級を目安としているという話がありました。

また一方、中には生徒の多様性やニーズに応えるため8学級を超える大規模校の設置も検討するということも示されたところです。この8学級を超える大規模校となりますと、必然的に人口が多い地域での整備だと思います。

前回の3月議会でも触れましたけども、やはりスクールバスやダイヤの確保、こういったのが難しくなりつつある中であって、やはり公共交通機関の充実した中心部の平地、こういったところに集約した再編も検討すべきと思っております。

については、既存の学校用地に限定をせずに、新たな場所で魅力ある教育が受けられる高校の新設も検討が必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】ご指摘のとおり、公共交通機関の利便性が高く、通学のしやすさを確保するとともに、将来にわ

たって安心して利用できる環境が整った中心部の平地への設置というのは、生徒や保護者にとっての安心感や利便性の向上につながるという点で重要な視点であるというふうに思っております。

しかし、そもそも学校を設置するに当たっては、広大な用地が必要となりますので、そういった適切な用地があるのかといった点や、新たに用地を取得する場合には、大きな財政負担が生じるといった点も懸念しているところでございます。

今後、令和9年度にかけて1年間半かけて地域にご説明をしながら、意見交換会の場を設けて、各地域における県立高校の将来の在り方について意見を伺っていくこととしております。

その中で、学校の立地や施設の在り方についても様々な観点からご意見を賜りたいというふうに考えているところでございます。

新たな時代にふさわしい学びの姿を再構築していくために、様々な可能性を探ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】本当に様々な可能性を探っていきましょう。

最後にいたします。政策等決定過程の透明性等の確保、先ほど質問すればよかったんですが、関連するのでこちらに回しましたが、資料は37ページのところに専門人材の配置について、人材バンクの設置検討が委員から示されたという記載がありました。

政策等決定過程の透明性の資料の37ページ、この大綱でそういったところは見当たらなかったんですが、もう俎上には乗らなかったということでしょうか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】産業界の連携というところで今後、高校におい

でも、授業を企業の方々にやっていただくというのが恐らく多くなっていくのかなと考えております。

そしてそういう方々を派遣してもらうためにバンクみたいなのをつくったらいいんじゃないかというのが委員の皆様のご意見だったというところだと思います。

今の大綱の中では、産業界との連携を重視しながら、高校教育を進めていくというふうに明記しておりますので、1つの手段としてこのバンクというのがあるのかなということで、大綱自体には掲載をしていないというところでございますが、そういったバンクをつくっていくことも検討していく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

【中村(俊)委員長】 堀江委員、どうぞ。

【堀江委員】 まず、室長にお尋ねいたします。

冒頭の説明で、数の論理だけでなくと説明されましたか、それとも、数の論理でなくと説明されましたか、どのように説明されたか、もう一度説明してください。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 数の論理ではなくというふうにご説明したものでございます。

【堀江委員】 数の論理ではなくということですね。それで概要の3ページに、最後に言われたね、「全日制高校54校があくまでも目安でございしますが、30校から40校程度になることが見込まれる」。これというのは、これからその地域で学校がどういう学びをするのかと、住民の皆さんの意見を聞く、住民の皆さんの意見というのは、自治体の皆さんの声でもあるし、また自治体を越えた声でもあるし、その声を聞こうかというときに、もう減りますよと、目安であるけれども、学校が減るんだということを言う

ことはね、これは県民の取り方としては高校を減らすんじゃないか、この計画はと、そういうふうに取りますよね。

その点では、これからこういうふう結論づけて、54校が30校から40校程度になりますというふうに言うておきながら、いやいや、その高校の在り方、学びの在り方については、これから皆さんと話しますって、非常に方向性をつけておいて話しますって、それはもう減らすという印象しかありませんし、そういうふうになると思います。

せめてこのⅢの(2)は丸が5つありますけれども、この一番最後は取るべきだと、4つで踏まえた上で、あと皆さんと検討しますとすべきじゃないんですか。

でないと、これだけ見たら本当に自分の高校はどうなるのと、これが真っ先に思う皆さんの声ですよ。

数の論理ではなくと言われましても、数の論理だというふうに思うんですけど、その点はどうに見解をお持ちですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 この大綱を策定するに当たって、最後の30から40というところを入れるかどうかというのは、かなり迷ったところでございます。

ある程度、目安として子どもの数がこれだけ減っていくので、高校の数はこの程度になりますというのをお見せした方が、より県民の皆様にお分かりいただけるのではないかとといった視点でこの数値を入れさせていただいたところでございます。

ただ、各県立学校の今後の在り方については、各地域で十分ご議論をして、ご意見をいただいた上で、それぞれ検討していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 私はね、人口が減るから高校が減るという意見には賛成しておりません。

仕方がないという意見もありますけれども、私は仕方がないというふうには思わなくて、少なくとも離島では、小規模高校の教育力の高さが評価されている。それぐらい本当に小規模校で頑張っていますよ、長崎県の。

そのために、じゃあどうするかということで、皆さんが苦心をされて、どの子も、どこの地域にいても、高校生として同じ学びをとということ而努力をされている、その方向ができないのかというのがあると思います。

確かに人数が減ります。人数が減りますけれども、例えば学級数の1つにしましてもね、小学校から30人学級が始まって、中学校も始まって、10年先、15年先というのは、高校も30人学級であり得るんでしょう。でも基準は40人学級じゃないですか。

例えば、適正な学校規模のことについて質問しますけれども、これまでの適正規模は1学年、3から8学級ですよ、適正規模というのはね。

そして1学年当たり4学級以上、あるいは8学級を超える大規模校を、今回設置しますが、これまで長崎県教育委員会が言ってきた適正規模を変えるわけでしょう、今回。適正規模を変えますよね。何でこれまでいいと言った適正規模を変えてまで高校を減らすんですかという率直な疑問がありますが、その点についてはどのようにお考えなのか。

もちろんこれはね、ながさき次世代高校創生会議でもう話されたことですよというふうに言うと思うんですけど、ごめんなさい、去年はこの文教厚生委員会にいなかったんで、会議の内容を私は聞いておりませんのでね、今回これが出されたので改めてこの適正規模、今までこれが

いいと言っていた教育委員会の適正規模を、これ変えるわけでしょう。

変えてまで、言えば、高校の数を減らして8学級にしないと言っていたのに、8学級を超えると、そこまでの理由は何ですか。適正規模を変えるというその根拠がよく分からないんですけれども、もう一度説明してください。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 高校の規模というのは、第三期の県立学校改革基本方針に基づいて3から8学級と定められています。これは令和12年度までの計画です。ですので、現状といたしましては、適正規模と言われましたら3から8学級です。

ただ、今後その再編整備を考えていく中で、この8学級に縛られることなく、様々な可能性を考えていきたいというところで、この大規模校の設置も考えられるのではないかという形で8学級を超えるというような形で記載させていただいているところでございます。

【堀江委員】 いずれにしましても、それは高校を閉校させて、統合させていくと、子どもたちの数を増やすということになりますので、8学級を超えるというふうになっていくと思うんですね。いずれにしても、この大綱について今回議会で初めてきちんと意見を交わせるので、私としてはこの全日制高校54校があくまでも目安でございまして、30校から40校にということについてはね、これは県民の皆さんは、もう自分たちの学校が閉校されるんじゃないかと、その不安が先に立つということ。

何よりもここをつけるべきではない。どうかということをして住民の皆さん、地域の皆さんと、地域をどの範囲かというのは、問われますけれども、これから協議をしていくんでしょう。その上で、学校の数があるんじゃないですか。

先に目安として思ってもらおうということは、高校の数を減らしますから、皆さんその方向で検討してくださいと、乱暴な言い方をすればね、そのように言っているのと同じではないかと私自身は思うということもこの機会に申し上げておきたいと思います。

【大倉委員】この再編整備に関する大綱ということで示されたわけですがけれども、私が伺いたいのは、その再編基準ですね、今からこれは検討していくというところなんでしょうけれども、この基準、どういったところを基準にして、再編していこうとしているのか。

例えば人気のある学校、人気のあるなしに関わっていくのかどうか、そう考えていくと、入試の志願倍率がどうなのか、そういったところも踏まえて、これは再編基準として捉えていくのかどうか、その辺りの方向性をお尋ねいたします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】志願倍率といいますか、定員に対する充足率と志願のどれだけ希望があるかというところも含めて考えていく必要があると思うんですけども、その学科に応じましては、その学校を閉じずとも、また違う学科に、先ほど波佐見高校のお話をさせていただきましても、商業科をツーリズムデザイン科に改編するようなことも1つの再編になります。

ですので何らか基準を設けるというのではなくて、10年後、15年後にどういった教育を提供すべきかというところを考えながら、全体的な高校の再編を進めていきたいというふうに考えております。

【大倉委員】なぜ伺ったのかと言いますと、全国的に、公立の工業高校離れが進んでいるという見方があるんですね。こういった世の中の流

れを果たして踏まえるのか、いや、それは違うんだというところで、きちんと本県独自で考えていくのかというところを聞きたいんです。

日経新聞の記事を読んだんですけれども、全国39都道府県で志願倍率、これが1.0を切っているそうなんです、2026年度入試の工業高校、工業科の学校です。

そこで本県の、ちょっと伺っておきたいんです。工業科がある県立高校、幾つもあります。その全体でいいので2026年度入試の志願倍率、分かりましたらお尋ねいたしたいと思います。

【岩坪高校教育課長】令和8年度入学者選抜における工業科の志願倍率ですが、一般選抜で申し上げますと、工業科全体で0.94倍というふうになっております。

【大倉委員】本県も1.0を切っているということですね。これ倍率って下がり続けている傾向かどうか、その辺りは分かりますか。

【岩坪高校教育課長】前年度の倍率を見ますと、前年度は0.99倍ということでした。その前の年は入試制度が現在と異なっておりますので、単純な比較はできないんですけれども、やはり少子化の影響等で倍率は下降傾向にあるのかなというふうに思っております。

【大倉委員】まあまあこの数字だけを捉まえて、これを1つの方向性とは言えないと思います。ただ、やっぱり全国の流れと本県も似ているところがあるのかなというところは数字を見ると感じます。

その工業科の人气が低迷していくとなれば、やっぱり製造業の影響が出てくるんですね、本県でも。これ非常に私は危惧しているところでございまして、しかし、工業科の生徒というのは非常に就職希望者も多くて、内定率も高いわけです。

ですから、安易に今後、その志願倍率だけを見て、その判断基準ということにはしてほしくないんです。今後、もちろんこれは検討が必要なんですけれども、やっぱり何というのかな、その将来性、学校の将来性、子どもの将来性ということも考えた上で、学校再編ということをしつかりと議論してもらいたいと思うんです。その辺りをちょっと要望しておきたいんですが、ご見解がありましたらお尋ねいたします。

【岩坪高校教育課長】 今、委員からご指摘がありましたように、工業科の学びをいかに充実させたものにしていくかということが私たちに課せられた使命ではないかなというふうに思っております。

現在、産業界と連携して、例えば、高校の授業の中で半導体について扱っているようなものもあります。今後、そのような外部との連携等を通して、工業の学びというのをさらに魅力あるものにしていきながら、その中で、再編というのも考えていきたいというふうに思っております。

【大倉委員】 ありがとうございます。

今回0.94という倍率ではあったんですけれども、もしかしたら、この4月からの私立高校の授業料無償化、こういったものがもしかしたら影響して受験生がそちらの私立高校に流れたのかもしれないし、だから一概には言えないと思うんです。

やっぱり先ほど申し上げたように、手に職を持つことができる学校なんですね、工業科というのは。そういったところをしっかりと捉えて今後再編というのはしっかりと議論していただきたいということを要望しておきます。

【前田委員】 先ほど、基本方針ということで第三次の部分がありましたけれども、通常だったら

学校数が変わらなければR12年で終わるやつが第三次が終わったら今度、第四期の基本方針をつくるじゃないですか。

それは通常、学校数が変わっていなければ2年ぐらい前から検討に入るのかなと勝手に思っていますけれども、今回は、R13には再編が終わった形でスタートしていくんですよね。

さっき11次の話があったけれども、前倒しが一部あるにしたって基本スタートはR13から新しく再編した中でスタートしていくという理解をまずしていいんですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 12年度まで第三期の高校改革基本方針の期間中でございます。ですので、単純に言いまして令和13年度から第四期という形になってまいります。

今回大綱という形でお示しをしております。この第三期と第四期にまたがるような形でこの大綱がありまして、再編整備計画もそういった形で位置づけていく形になるかというふうに思っているところでございます。

【前田委員】 そうなると、最終的に30か40になるかもしれないという話が出ていましたけど、もうできるところから再編がスタートしていくという理解でいいんですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 基本的に今後1年半かけて、地域と意見交換会をしながら今後の県立高校の在り方というのを検討していく期間としております。

ただ、もう市町、地域によっては、もっと早くというふうなお考えの首長さんなんかもいらっしゃると思いますので、そういったところは前倒しでできるような形。

ただ、令和9年度まで意見交換等を実施する期間と定めておりますので、早くても令和10年度

が県全体の再編整備計画の策定の時期という形になっております。

【前田委員】 令和10年度が策定整備の時期という、さっきちょっと堀江委員からも出てきましたけども、第四期の基本方針はどの地点で作成するんですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 今までの第一期、第二期、第三期を作成した期間で考えますと、大体2年前から考えていくことになるかなと思いますので、令和10年か11年か、そのぐらいに検討会議を設置する形になろうかと思っております。

【前田委員】 冒頭話したように、通常、学校数が変わらなければ、そういったタイムスケジュール、2年前でいいと言ったんですけども、再編を進めていく中で、令和13年からというか、前倒しも含めてやっていくんだったら、本来は基本方針を先に定める必要があると思うんです。基本方針があつての学校じゃないですか。そう考えたときに、基本方針を前倒しして策定する必要性が僕はあると思っているんですけど、そこはあまり考慮せず、通常のレギュラーな期間で検討に入るということで理解していいですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 今、現時点の第三期の期間、令和12年度というのを意識しながらご説明させていただいたんですけども、早ければ令和10年度に、今後の再編整備計画というのが策定されることになるというふうに考えた場合に、第四期を少し前倒して検討することも考えていく必要が、その令和10年度に策定することができればというところがあるんですけども、考えていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

【前田委員】 そこは、今第三期の令和12年まで

の適正配置のクラスで議論をしていますから、やっぱりその第四期が始まるに当たって、そこが変わってくるということであるならば、前倒しで私は作成をしていくべきだということを意見として述べておきたいと思います。

実際に、この議会が終わったら、もう8月から説明会が始まるとなっていますけども、ちょっともう少し詳しく、具体的にどういう形で説明会、地域とか内容とか、そういうのを進めていくのか、少し説明いただいっておかないと、もうこの議会終わって、周りの方から「どうするんですか」と聞かれて、「説明会始まりますよ」と答えたときに、「説明会ってどんな説明会なんですか」と聞かれても説明がつかないので、少し内容等について懸念されている点もありますので、お答えいただきたいと思います。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 まず、市町の首長さん、教育長さん方にお話をしていきたいと思っております。

その後、もちろん学校現場、高校もそうですし、小中学校の校長会等にもご説明をしていきたい。

その後、併せましてPTA、保護者の皆様にもご説明する機会をいただいきたいと。

基本的には、この大綱について、まずはご説明をさせていただこうと思っています、今年度につきましてはですね。

来年度の段階で、その地域の意見を集約するような意見交換をする場を各地域、ちょっとその地域の区分はまだ今から検討するんですけども、設けて、それぞれの地域のご意見をいただくような形ができないかなというふうに考えているところでございます。

【前田委員】 では、大綱について説明するということは、まずは現状どういう状況にあるのか

ということと、将来どうなっていくんだということをまずご認識いただくということで、その間に自由な形で意見をもらうというような、今年度はそういう位置づけということで理解をしていいですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
そのとおりでございます。

【前田委員】 意外と1年半っていったら、あっという間に過ぎる話なので、多分何度も何度もやっていかなきゃいけないと思うし、場合によっては、産業界との意見交換も必要だという意見もさっき出ていましたので、大変だなと思っています。

最終的に統合されると、仮にどこか出てくるとしたときに、よく小中学校で起きる地域の問題として、統合される方はいいけども、統合された側の校舎は当然空きで残るわけじゃないですか。その学校というのは、高校も含めてやっぱり地域の核なので、その空いてくる学校の土地とか建物の活用というのは並行して、これは教育委員会だけの問題じゃないと思うんですけども、どういうふうな検討をしていこうとされているんですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
学校の跡地となりましたら、基本的に再編整備につきましては、知事部局と教育委員会も含めて、地域づくりの知事部局と協議をしていきたいというふうに考えています。

その中で、廃止される校舎についての跡地活用に併せて、ご検討いただくような形、我々の方からも提案しながら、地域が必要なものは何なのかというところは協議しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

【前田委員】 ありがちなのは、統合してしまっ

て、後に残ったとこだけが宙ぶらりんのままということが往々にして小学校とかであっていますので、ぜひそういうことがないように努めていただきたいと思います。

もう一点は、このスケジュール表の一番下のところに「再編整備にかかる令和9年度当初予算要求・計上（国の交付金活用）」とありますけども、具体的に言えば、令和9年度のこの予算計上というものは、どういうものが想定されるんですか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
午後の初めにネクストハイスクールのご説明させていただきました。これは拠点校になります。これを今後各県立高校に広めていくという作業がございます。

この交付金なんですが、高校改革に関する新たな交付金という形で文科省の方が検討をしております。

こういった将来を見据えたその県立高校の改革に資する経費について、交付金を交付するという形になっておりますので、その学び、例えばコーディネーターの配置とか、そういったところの予算、ちょっと再編整備とは直接関係のない部分でございますけど、そういった新たな高校を生み出すためのチャレンジするような予算要求をしていきたいと思っているところでございます。

【前田委員】 再編整備に関わるものじゃないということで理解をさせてもらいました。

先ほどのやり取りで、ちょっと1点気になったのは、一斉にやるのではなくて、まとまったところからやっていくという話の中で、市町によっては、できるだけ早くやってくれというところがあるというような趣旨の話をしましたね。

それはどことは聞きませんが、その市町

の方からすると、どうしてそれを急いでくれということを行っているんですか。そのちょっと内容だけ少しご開示ください。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】例えば、複数の学校があった場合に、それぞれ小規模化して子どもの数も少なく、希望する進路が実現できないとか、そういったことが生じる。それならば、1つに合わせて、ある程度の大きさにした方が教育活動も積極的になって、新たな学びも生み出せるんじゃないかといった意図もあらわれて、小さい学校が2つ、3つあるよりは、ある程度の規模を持った1つにした方がいいというご要望をいただいているところもございます。

【前田委員】そういった市町と、公式じゃないにしても、やり取りする中で、そういう要望があるとするならば、そこはやっぱ早く手をつけてもらわないと、子どもの教育の質、それと進路の選択が難しくなるということは理解しますので、僕は先にやっていいと思いますけども、そういったその条件というか、ニーズがあるところから先に手をつけていくと言ったら失礼ですけども、着手するというような理解でいいのか。

その範囲というのは、もしかすると市町をまたがるようなこともあるんですか。そこについて最後、お答えをいただきたいと思います。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】どこということがちっと今申し上げにくいんですけども、市町を超えていくということとはございません。

基本的に、令和10年度、早ければ、令和10年度に再編整備計画を策定したいと思っています。ただ、その市町においては、もっと早くというところもございますので、それは全体の計画の

策定を待たずに、独自に再編整備、今回、11次実施計画というのを outs させていただきましたけども、実施計画、12次なのか13次なのか、そういった形で outs させていただこうというふうに考えているところでございます。

【中村(俊)委員長】 よろしいですか。ほかにございませんか。

【まきやま委員】 15年後には15歳人口が約4割減少ということで、7,000人まで減少するということですが、これに対して必要とされる教職員の数は、どのくらいを見込まれているのでしょうか。

【中村(俊)委員長】 休憩します。

— 午後 3時 5分 休憩 —

— 午後 3時 5分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。これから10分程度休憩を取りたいと思います。3時15分頃再開いたします。

— 午後 3時 5分 休憩 —

— 午後 3時 16分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】先ほど、まきやま委員の方から15年後の教職員の数というところでお尋ねがあったところなんですけど、高校の教職員の数というのがその募集定員とか学科の種類に応じて決定するものでございますので、現時点で15年後が何人かというのは、お答えをお示しできないという状況でございます。

【まきやま委員】 ありがとうございます。

では、その7,000人の数字の中に、今、本県は外国人労働者を受け入れていますので、そういった外国籍の子どもたちのことは考慮されてい

るか、お聞かせください。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
その7,000人の中に外国人のお子さんも、各市町の出生者数を基に出しておりますので、外国人のお子さんも含まれております。

【まきやま委員】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、スケジュールの方でちょっと確認したいことがありまして、ながさき次世代高校創生会議の第2回、12月21日と書いてありますけど、ここで国の方針を確認とありますけども、国の方針というものは、このグランドデザイン2040の中身ということによかったでしょうか。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
グランドデザインの間取りまとめというのがこの時期出ておりましたので、その部分について皆様にご紹介をしたところでございます。

【まきやま委員】 ではグランドデザインができて、今議会が終わった後、大綱を公表とすることでいいということですかね。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】
委員会の審議終了後、公表させていただきたいと思っております。

【中村(俊)委員長】 それでは、ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についての他のご質問ございますか。

【千住委員】 失礼します。

ちょっと20分超えそうなんですけども、できるだけ早く行きたいと思います。

まず、教員採用試験についてお伺いしたいと思います。

昨年度から大学3年生の採用試験の合格者も

120名ほどですかね、出ているということがあったわけですが、今回、2次試験がもう始まっていますよね。そういった中で、昨年合格した大学生数の中で、どれほど2次試験に応募しているのかをお聞きしたいと思います。

【馬木教育人事課長】 まさに今、2次試験の真ただ中でございます。

昨年218名、大学3年生が受験しまして、その内136名が合格をしております。この合格した136名は、今年1次試験を受験せずに、2次試験を受験できるという権利を持っております。

その内、123名はそのまま1次を免除されて2次の試験に臨んでおります。ですので、残り13名は、その権利を使わなかったということになるんですけど、その13名のうち4名は、別の校種とか科目に変えて、今年新たに一般受験をしております。

ですので、全くもって今回受けて来なかったという学生は9名のみということになります。

【千住委員】 その結果聞いて、すごく安心はしました。まずは、そのまま3年生から4年生に上がるときに、そのままその権利を使って採用試験を受けられたということで安心しました。その方々が合格して、ほぼ入っていただければありがたいんですが、昨年度の採用試験の中で、トータルの合格者の中で、辞退者の数もかなりおられたんじゃないかと思うんですよね。倍率上がっても、その辞退者の数の推移といいますか、についてお聞きします。

【馬木教育人事課長】 長崎県は昨年度から採用試験の1次試験の日程を前倒ししまして、九州の他県と併願ができる形を取っております。

ですので、昨年から当然辞退者が増えるということ想定して試験をしたところなんです。

実際なんですけれども、全部の校種を合わせ

て、100名弱程度の辞退者が出ております。ただ、最終的な採用数、つまりその辞退者が抜けた後の採用数に関しては、その前の年と同程度の採用数ができておりますので、一定辞退者は出たものの、採用数に大きな影響はなかったというふうに考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。

数年前は、共通での日程でやられていて、ほかの県を受けられなかったということがあったんですが、そういった中で、来年の教員採用試験から、一応共通試験という形で取り組まれると、全国の中で51自治体が賛同して協議体に入って共通試験をやろうということで、長崎県もちろん手を挙げて、九州各県全部手を挙げているようですけども、その採用試験に当たり、これに取り組む意義といたしますか、メリット、あるいはデメリット等あればちょっと教えてください。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。

文科省がベースというか、と一緒にって共同実施ということで、採用試験を次年度から実施する予定です。長崎県も令和9年度実施分から参画することとしております。

それで共同実施の効果につきましては、まず一番大きいのは、人的・物的量といたしますか、つまり、ものすごく大人数で問題のチェックをしていたものを、全国でまとめてチェックをするようになりますので、各県の分担分というのは非常に少なくなります。この人的な余裕が減るというのが非常に大きいです。

それから費用面でも10分の1の値段で実施ができます。51自治体と一緒にやりますのでそういったメリットもあります。

特に、人的な部分で楽になるというところから、これまで1次試験の問題作成にかかっていた

その負担という部分を2次試験の方に持たせていきまして、2次試験は、長崎県は人物重視というところで、面接に力を入れておりますので、よりそちらの方に力を入れられるというところがいいのかなというふうに思っております。

あわせて、人の部分が少し楽になることによって、学校への支援というところにも手が届くようになるのではないかと。今のところデメリットというのはちょっとあまり思いついておりません。

また、今後詰めていく中で出てくることはあるかと思えます。

【千住委員】 メリットが非常に多いと、人的も経費的にもすごくメリットが大きいということは理解しました。

今後、今度2次試験の方になれば、やはり長崎の魅力をしっかりと発信することが必要になっていくと思うんですね。大学の共通テストと一緒にだと思んですが、日程的には同じ日にあって、県が募集するのじゃなくて、全国で募集になるんですかね、大学入試みたいな感じ。

【馬木教育人事課長】 共通問題配付方式と正式には言っております。つまり、日程とかは予定された3日程の中から選ぶという形になって、それぞれの県が実施をします。ですので、試験の実施のルールとか、そういったものは全部県が決めることになります。

ですので、会場もそれぞれの県で準備をすることになります。

【千住委員】 ありがとうございます。

ということは、3回受けられる、変な話ですけど、3つのところで受けられるということですね。ありがとうございます。

魅力の発信が非常に大事だと思いますので、その辺りをきちっとお願いしたい。

令和10年度から統一試験方式になるといったところでしょうか。

【馬木教育人事課長】 令和9年度実施の令和10年度採用から採用、つまり、この次の試験から実施します。

【千住委員】 いや、令和9年度に行う令和10年度採用の採用試験は、共通問題配付方式ということで実施、令和10年度に行う令和11年度の教員採用試験については、統一試験方式というふうになるんですか。

【馬木教育人事課長】 ありがとうございます。
今そこのところをこれから詰めていくことになると思うんですけども、現状、共通問題配付方式のままではないかと思いますが、後々は、共同実施をということも話題には上がっているところですよ。

【千住委員】 ありがとうございます。

ぜひ受験者が増えるようにお願いをしたいと思っております。

続きまして、毎回やっています、申し訳ないんですが、地域展開についてお伺いしたいと思っています。

昨年度からいろんな団体からも要望があっていますが、地域クラブの中体連の参加についてどのように今現状になっているのかをまずお聞きします。

【岡崎体育保健課体育指導監】 地域クラブの中体連への参加につきましては、昨年度と同様に、従前の地域クラブの予選会の方から参加することとなっております。

各市町の学校につきましては、その郡市の地区大会から予選会に参加して、勝ち上がって県の中総体に参加するという形になっておるところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

今年度までの方針は決まっていますが、来年度から地域認定クラブも市町の中体連から参加できるような方向に今動いているというようなお話をお聞きしているんですが、県が3月に新しいガイドラインを出されたと思います。認定制度等も入った形で出されたと思うんですが、市町はいつからそれを反映されるようになるのか、ちょっとお聞きします。

【岡崎体育保健課体育指導監】 令和8年3月に県の方針策定を受けて、各市町においては、各市町の実情に応じて市町の方針や計画等の見直しが進められておるところでございます、14市町では、認定制度の運用に取り組まれている状況にあるというふうに聞いておるところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

なぜこれをお聞きしたかと言いますと、各市町で地域クラブの認定をされたところに補助金等が国から出されているんですけども、結局、県のガイドラインが出たんですけど、市町のガイドラインが変わっていないくて、もう今年度は補助金を受けられないというのが出ているんですよ。

それは結局、旧ガイドラインの下、例えば地域またぎであったり、指導者の問題であったりというところで認定はされませんといったところでいくと、今年度、結局不利益が生じている、今年度の補助金を受けられないということが実際出ているわけなので、それについて県は認識しているのかどうか、お聞きします。

【岡崎体育保健課体育指導監】 国の補助事業につきましては、また追加の要望がありますので、その要望がもし、追加の申請がありましたら、それは随時期限までに申請をして取りまとめて、国の方に要望するようになっておるところでございます。

ます。

委員の方からご質問あった従前の市町のところでの認定制度につきまして、諫早市が今、従前の認定制度によって公的支援を行っているということで統一しておるということを聞いておりますので、国の補助事業ではなくて、市の認定制度による公的支援を継続して取り組んでいるというふうに聞いておるところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

国の補助金が次出るか、ちょっとまだ決まってはいないわけですね。そういった中で、実際それで、遅れているので受けられないという方々がおるわけなので、やっぱりそこはもうちょっと県がしっかり音頭取ってやっていただきたいと、それはもう従前からお話をさせていただいているんです。

その地域クラブの認定には、もちろん指導者というのが必要になるんですが、現在地域クラブは275中体連に登録されているとお聞きしますが、その中で、指導者の内訳を教えてください。兼業の教員の方、学生、民間、いかがでしょうか。

【岡崎体育保健課体育指導監】 各市町における地域クラブ活動に関する職員の兼職、兼業の許可状況について、まずお答えさせていただきます。

県全体では、令和7年度が9市町で25名であったところが、令和8年度には12市町、129名と大幅に増加をしておるところでございます。

各市町において、地域展開の着実な取組が推進されるものと捉えておるところです。

あと委員がご指摘になった職業別というところの総数ですが、ここにつきましては、まだこちらとしても把握できていない状況にございますので、今後その辺りもしっかりと把握してい

きたいというふうに考えておるところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

これは本当、逆に言えば、今数字が出てこないとおかしいと思うんですね。県が把握しておかないといけないことだと思うんですよ。県やってますよと言っていますが、実際、現実が、現状が分かっていないような気がしますので、そこはもうしっかり把握する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、今学校の兼業の先生方が129名おられるということですが、今後、平日もできるところから変わっていくような形になると思います。

そういった中で、今後は人事異動に関しても非常に大きくなってくるんじゃないかなと思いますが、その辺りにつきまして、今後の考え方をお聞きします。

【熊本教育人事課人事管理監】 失礼いたします。

人事異動に際しましては、当然のことながら県の教育委員会が定めております人事異動基本方針にのっとって行うわけですが、その際に部活動の指導状況を含めた各学校の実情とか、また市町の実情等については、県の教育委員会と市町の教育委員会、そして校長との間で相互に緊密に連携、意思疎通を図りながら、適切に配置を行っているところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

指導者がいないと地域のクラブって成り立ちませんので、やっぱりその辺りも今後人事異動、あるいは一般質問でも言いましたけども、民間から協力を得られるように教育委員会だけじゃなくて、全庁的にやっぱり考えていただきたいというふうに思っております。ぜひそこをよろしくをお願いします。

それと、最後にもう一点なんですが、教育長の説明資料の中で、7ページに競技力の向上についてということであるんですが、現在の高等学校では33競技、延べ65校を強化校等として指定をされております。中学校では、中学校体育連盟推進専門部19競技をということで強化費を出されているということがあります。

その強化費について、その成果といいますか、どのように把握されているのか。また、今後その地域展開を始めいくと、地域クラブの方が当然多くなるわけですから、この辺りについて今後の見込みについてお伺いします。

【岡崎体育保健課体育指導監】中学校の専門部の方に補助を行っておりますけども、各専門部の方から県中体連の方を通じて、こちらの方に実績報告という形で、強化の成果というところが上がってきておるところです。

また、議員ご指摘のように今後は地域展開になるというところで、なかなか中体連の方も地域クラブを全部グリップすることが難しくなってくるところですので、この辺りにつきましては、今課題として今後どのような形が一番いい形での強化が行われていくのか、しっかりと検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

【千住委員】 まあ成果については、見にくい部分もありますけども、全く強化になっていないような競技も見受けられますので、ぜひその辺きちっとチェックをしてやっていただきたいというふうに思います。出しっ放しじゃなくてですね。

今後、地域展開がありますので、まずそれを第一に、今後いろんな取組をお願いしたいと思います。

【堀江委員】 大きく2点質問します。

最初に、学校健診で要受診とされた児童生徒のその後の医療機関への受診の働きかけがどのように行われているか質問します。

長崎県保険医協会本田孝也会長が2025年学校健診後治療調査を行いました。その調査によりますと、229の小中高、特別支援学校から回答がありまして、学校健診で受診が必要とされたにもかかわらず、受診できていない子どもたちの未受診率は、歯科検診が62%、眼科検診が51%、耳鼻科の検診が57%、内科検診が54%、依然として5割を超えて、2年前の前回調査からも改善されていないということが明らかになりました。そして受診につながる施策をさらに進めていただきたいと要望されています。

そこで質問します。高校では学校健診という場合、何年生でどのような健診内容か、まず教えてください。

【川端体育保健課長】 すみません、ちょっと手元にはないんですが、一応項目あるんですけども、それぞれちょっと学年についてちょっと、すみません。ちょっと今、ちょっとお答えは。

【堀江委員】 ごめんなさい。通告をして既に回答もらっていて、1年生、胸部レントゲン、尿、眼科、耳鼻科ありますという回答いただいたんですけど、それで間違いないですか。

そこで質問していいですか。

【川端体育保健課長】 委員がおっしゃられた1年生で実施しております。

【堀江委員】 胸部レントゲンで要精査となった場合、この受診の流れはどうなりますか。

【川端体育保健課長】 学校健診において疾病または異常の疑いがあるというふうに診断を受けた場合、その治療のために必要な医療を受ける必要があるという場合においては、学校の方から保護者に対して、その旨を指示した治療勧告

書というものを通知として、保護者にお渡ししております。

その受診が必要な家庭に対して、学校の方からは、例えば夏休みの長期休業等を利用して受診したりとか、そういった旨を保健だよりで啓発したり、担任とか養護教諭の方から呼びかけ、また文書で保護者の方に受診をしてくださいということで個別に指導を行っているというふうになっております。

【堀江委員】 要受診と、要精査とありますか、となった場合は、一応きちんと学校から連絡しますよという回答でした。

ではその後、受診しているかどうかという追跡とありますか、そういうのはされますか。

【川端体育保健課長】 学校の方で、その診断の結果、要受診ということで、数の方は把握することになって、その後、保護者の方に受診をしてください、再受診してくださいというふうにしているんですけども、その後の数値については、把握というところは、県としてはしていないところです。

【堀江委員】 要精査となって、行ってくださいと保護者にも連絡する。しかし、その後がどうなったかということまでは、なかなかできていないということだと理解いたしました。

ぜひ業務的にもいろいろ大変だと思うんですけども、受診されていないということについて、そのまま放置していいとは思っていないと思いますので、今後、受診につながるような施策を進めてほしいというふうに思っているんですが、業務的にそういうことは可能ですか。最後にいたします。

【川端体育保健課長】 先ほど申しましたように、必要な家庭に対して、文書とか呼びかけをしているところではあるんですけども、なかなか最

終的には保護者が子どもさんを医療機関の方に連れていくということになりますので、なかなか学校の方から、強制的に言っていくというのがなかなか難しいというのは現場の方から聞いております。

【堀江委員】 最終的に保護者がどうするかということでもあるかと思うんですけども、要精査となった生徒がそのままいいとは思っていないと思っておりますので、どうできるかということぜひこの機会に検討していただきたいと思っております。

もう一つ質問します。島外遠征費の支援制度の創設についてです。

ただいま開かれております五島市議会に小学校、中学校の部活動及び地域クラブ活動を対象とした練習試合等のスポーツ活動における島外遠征費、交通費、宿泊費への支援制度の創設を求める請願が提出されております。

もちろん、これは五島市議会に出された内容で、五島市が判断することではあるんですけども、請願を出された方が、ぜひ県議会でも、五島市だけではなく、ほかのところもそうだと思うので、壱岐、対馬も含めて、離島を抱える長崎県はそうだと思うので、ぜひこういう実態があるということを知らせてほしい、知ってほしいということで、私の方に連絡がありました。

請願の中身としましては、スポーツチームにとって不可欠な練習試合の相手も限られて、島外遠征でしか行えないケースも生じていますと、そういう意味では、本市を含む離島の子どもにはスポーツの技術上達などに大きなハンディキャップが存在します。

せめてそのハンディキャップを縮めるために金額の大小ではなく、島外遠征費の支援制度の創設をぜひ検討してほしいという内容なんです

が、そこで質問いたします。

現在、島の子どもたちが実際遠征をしようといったときの負担軽減はどのような制度になっているのか、ここから教えてください。

【川端体育保健課長】 県の方で支援策として出しているのが県の中学校総合体育大会、離島の子どもたちが本土の方に大会に出てくるときの補助金というのがまずございます。

あと今現在、地域クラブの県の中総体の予選会というのが本土であるんですけれども、その際に離島の選手の派遣費の補助金として制度がございます。

今年度ですけれども、これは離島に限らず、長崎スポーツ・文化活動支援事業ということで、スポーツや文化芸術活動に頑張る子どもたちを応援するという目的で、大会出場に要する経費やそれ以外の保護者が負担する経費について、物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の負担軽減を考慮したところで、今年度、地方創生臨時交付金を活用して、この事業を行っているんですけれども、小学校、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒に対する補助ということで、県の方からやっております。

【堀江委員】 ありがとうございます。

これまでも中総体と高総体とかという、冠がいわゆる、ついた大会には、幾らか補助がありまして、今年度から地域クラブの予選会についても補助があるというふうに説明がありました。

同時に、当初予算で出された予算の中で、長崎スポーツ・文化活動支援事業費、スポーツだけでなく、文化活動も含めているんですけれども、ここにもいわゆる大会出場だけでなく、請願で出されるような試合のための遠征費についても、対象とできるという制度があるというふうな回答をいただきました。

私としては、ぜひそういった内容について、もちろん判断は市町の判断だということは理解しておりますけれども、今年度からこの長崎スポーツ・文化活動支援事業費、支援事業というのが、出されておりますので、ぜひ広く周知をしていただきたいということを要望したいと思います。

【松本委員】 質問させていただきます。

先ほど文科省から産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革促進事業採択ということで説明がありました。

その中で、島原農業高校と鶴洋高校は、一類型といって、この一類型というのは、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援という分類に当たるというふうに書いてあります。

資料の詳細、前回の委員会でも伺いましたが、正式に認可が下りたということで、もともと島原農業高校も鶴洋高校も農業・水産業の専門にはなっていますが、そもそも、アドバンスト・エッセンシャルワーカー、これを養成するというのは、これまでの産業人材の育成とどういったところが違うのか、今回の国からの補助の目的というか、そういったところでどういう人材を育てる意図があるのか、お尋ねをいたします。

【岩坪高校教育課長】 今回、島原農業高校と長崎鶴洋高校がこの事業で採択を受けたわけですが、それぞれ農業、それから水産業の分野において、スマート化であるとか、DX化等の高度な学びを取り入れて、産業界と連携しながら、生産性の向上を目指していくと、それから地域で育てた人材が地域に還流するような仕組みを作っていくという部分が、従来の産業教育と大きく異なる点かなというふうに思っております。

【松本委員】今までもそういった取組をされていたことも把握しているんですけど、今回は先ほどの答弁だと、やっぱり地域産業人材育成ということで、人口減少もありますので、そういったのも加味した中で、そういった教育を受けるということなんでしょうけれども、予算額がかなり大きく、前回も言いましたけれども、上限額が島原農業高校で18億円、そして鶴洋高校でも16億9,000万円、かなり大きな金額になっています。

この主な費用とか積算根拠というのは、今の計画の段階でどういったものを想定しているのかということと、それと期間ですね、何年間対象にするのか、その期間が終わった後どうなるのか、それも含めてお尋ねいたします。

【岩坪高校教育課長】まず期間については、令和8年度から令和10年度の3か年というふうになっております。

その3か年で各高校の方で上げた成果というのを県内のほかの学校にも普及させていくということが大きな目的になっております。

また、予算をどのように活用していくのかということですが、例えば、島原農業高校については、例えばビニールハウス等の農業の中に、DXの要素を取り入れていくような費用であるとか、または実習室を新たに新しく費用等を考えております。

また、長崎鶴洋高校におきましては、例えば海洋ロボットの購入であるとか、それから操船シミュレーター等を活用して、生徒に高度な技能を身につけさせるような取組を考えているところですよ。

【松本委員】ありがとうございます。

3か年で、そして県内に普及というのは今までにないことだと思います。

幸い本県の一次産業、農業、水産業は売上額も上がっておりますが一番の課題はやはり人材不足になっております。やはり地元の企業と地域の産業の方との連携、そしてそれに人材確保というのも非常に大きい、若者の県外流出を抑える意味もありますし、そういった意味では、非常に大きく期待するところであります。ぜひともこの事業を進めて、しっかりと成果を上げられるように取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、先ほど説明がありました中高一貫校について、ちょっと質問させていただきます。

今回、補足説明で中五島高校の中高一貫教育の導入がございました。そもそも中高一貫校というのは、2種類あって、併設型と連携型があるというふうに伺いました。

この併設型というのは、長崎東、佐世保北、諫早高校、県内3校で中高教育をしっかりと取り組むということなんですけど、この連携型というのは今回の中五島もそうなんですけれども、こういった趣旨による連携型になっているのか、そして県内に幾つあるのか。お尋ねをいたします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】設置者が市町と県立という形で異なる連携型中高一貫高校が現在5校ございます。

今回、中五島高校が6校目という形になります。

導入の経緯ですが、今、設置されている5校というのが、やはり離島地区の学校が多うございまして、少子化の進行等で学級規模が年々減少して、教員の配置数の減少など、教育水準の低下が懸念される中、平成13年度でございまして、13年度から宇久、奈留、小値賀の3地区において、交流授業や中高の合同学校行事を実施するなど、市町立中学校と県立高校が連携して、本県初め

ての連携型中高一貫教育を開始したものでございます。

そのうち平成25年度に大崎高校、平成26年度に上対馬高校へ導入を拡大しているところでございます。

なお、いずれの中高一貫校も、市町の要望に基づいて設置されているものでございます。

【松本委員】 既に、平成13年から4校、中高一貫の連携型ができているということでございますが、今回5校目ということであります。

その4校は、これまで実施して、要望を受けていたということですが、失礼ですが離島で小規模だから1回ぱっとまとめるような印象もあるんですけれども、今まで中高連携をして、メリットとか、よかった点とかがそれぞれあったと思うんですが、これまでの4校のメリットや評価みたいなものがあればお尋ねいたします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 今現在、連携型の中高一貫教育を実施しているのは5校でございます。宇久、奈留、北松西、大崎高校、上対馬高校、中五島が6校目となります。

中高一貫のメリットというところで考えますと、この連携型にしましても、入試自体はあるんですけれど、学力検査は付さないとしておりますので、高校入試に過度に左右されることなく、ゆとりある安定した中学校生活を送ることができるといったところがあります。

あと教員が、授業の相乗りをいたしますので、6年間にわたり継続した生徒を把握することが可能と、一人一人の個性を伸ばしたり優れた才能を早期に発見したりすることができるのと、また、異なる学年が関わる活動、中学校と高校が関わることを通じまして、社会性や豊かな人間性の育成にもつながっていくと。

あと教員の相互連携とか、施設の共同利用が

可能になるということでございますので、限られた人的・物的資源を効果的に活用して、教育活動の全体の充実につながるができることがメリットだと考えているところでございます。

【松本委員】 中学校は市教委、高校は県教委でございますから、それぞれそこが一緒にやっていくことで、例えば美術とか音楽とか、中高どちらも教えることができる先生がいらっしゃれば、当然コストの面でも合理的であると思えますし、受験がない中で、6年間一貫で、少人数で集中的に勉強ができるというのも非常に効果があると思えます。

先ほどの学校の再編のことともちょっと絡むんですけれども、やはり減らすのではなくて残すというやり方の中で、この中高一貫の連携というのは、もちろん要望があってできていることでありますけれども、こういった成果やそういうやり方もあるんだという手法として各離島・半島の学校にもお伝えして欲しいと思います。そうすると、やはりどっちも残るわけでありまして、中学校も高校もですね、そういったところもぜひ今回アピールしていただきたいと思います。中五島高校が、久しぶりに、平成26年以降がなかったのに、今回、令和11年から始める経緯についてお尋ねいたします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】 この中五島高校は若松奈良尾地区にあるんですけれども、ここにもともと若松中学校と奈良尾中学校というのがございました。ここもやっぱり子どもの数が一桁、奈良尾については、1学年一桁といった状況になっておりましたので、令和6年度に奈良尾中学校が若松中学校と統合をされております。

その統合を進める過程の中で、地域の住民の方々とか保護者の方々から、両中学校の中間地

点に中五島高校が位置しておりますので、地域の教育拠点として、連携型の中高一貫教育を実施してほしい旨のご要望が町の方に寄せられておりました。

また、現在の統合した後の若松中学校、そして中五島高校の生徒数は1学年20名程度と小規模でございます。

そういったところから同一敷地内で連携型の中高一貫教育を導入することで、教育効果の向上に加え、地域の活性化にもつながるものと考えているところでございます。

【松本委員】令和6年だからもう本当に最近、中学校同士が統合されたけれども、それでもやはり規模感として、近隣に高校があるということで、今回中高一貫になったということですが、ちょっと先ほどの編成の話の中でも申し上げたんですけど、やっぱり距離が遠くなったり、通学に関して差し障りがあるようなことはないんでしょうか。その辺のフォローは連携することによって、合併することによって問題はないんでしょうか、お尋ねいたします。

【田代高校教育課ながさき次世代高校創生室長】基本的に中学校は、徒歩で行けない子たちについては、スクールバスで通っております。

ですので、今若松中学校の方に統合されております奈良尾地区の生徒の皆さんはスクールバスで通っているという形になりますので、これが真ん中の地点である中五島高校に移ったといった場合については、若松地区、奈良尾地区の方からスクールバスを運行する形でお聞きしているところでございます。

【松本委員】今答弁にあったスクールバス、こういうものがあれば、今までどおりにできるということで非常に合理的な事業だと思っております。

こういったこともやっぱりモデルとして、今後、高校再編のときにも、やはりスクールバスをいかに運用していくか、これは市町との連携が必要になってまいりますので、ぜひともこういう形で、今後も考えていただきたいと思います。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】高校生の在学時における運転免許の取得についてお尋ねいたします。

4月の道路交通法改正で、普通免許と準中型免許の仮免許取得や運転免許試験の受験資格の年齢要件が18歳から17歳6か月に引き下げられました。

免許証の交付は、そのまま18歳でありますけれども、やはり今まで18にならないと受けられなかったものが、いわゆる早生まれの学生さんが、在学中に免許取得できるようなところまで法の緩和をさせていただいたということで、早ければ10月からでも入校、あるいは試験が受けられるという状況かと思っています。

一方では、高校側の対応が変わらなければ、法改正の効果は限定的ということで、県指定の自動車学校協会などが入校時期の前倒しを認めるよう県教委に要望したと承知をいたしております。

まず、この要望に対する見解を伺います。

【高比良児童生徒支援課長】高校生の自動車学校等への早期入校につきましては、これまでも指定自動車学校協会から要望をお受けしており、各県立学校長等に対し、生徒の実態や進路状況に応じた対応について、協力依頼を行っているところでございます。

また、本年6月には、県警察本部より委員から先ほどありましたように、道路交通法改正に伴う運転免許取得に係る取扱いについて、改めて

県立学校等へ周知の依頼がありましたので、そういったところで各県立高校に対しても周知を行ったところでございます。

今回の法改正により、いわゆる早生まれの高校3年生が就職や進学前に慌たしく免許を取得しなければならない状況が改善されることとなり、意義あるものだというふうに認識しております。

一方で、交通安全意識の醸成や、高校3年生でするので、卒業に向けた単位取得、課題研究、資格取得、受験等への影響にも十分配慮する必要があることから、今後も各学校に在籍する生徒の実情を踏まえた対応が必要であるというふうに考えておるところです。

【川崎委員】最後におっしゃった生徒の実情に応じてということについては、そのとおりだと思うんですが、やはり例えば就職を希望して、車の免許があれば即戦力ということで働けるということもあるわけで、やっぱり学校も十分に配慮いただきたいと思いますし、カリキュラムがあるから自動車学校等への入校ができませんよという機会損失も、どうかと思っております。

就職など今後の進路や生活にも影響することから、法の趣旨を踏まえまして、自動車免許取得を希望する生徒には、しっかりと機会を与えるべきではないかと思います。

いま一度通知をして、学校任せということではなく、十分そこは意図を酌んで配慮というか、入校について、いわゆる障壁にならんような形で、話をしながら進めていっていただきたいと思いますが、見解を伺います。

【高比良児童生徒支援課長】ご指摘がありましたように、卒業後すぐに免許が必要な生徒に対して、自動車運転免許の取得機会を確保することは、就職と進路実現の観点から非常に重要な

視点であるというふうに認識をしているところです。

一方で、先ほど申し上げたように、学びの継続及び学校生活への影響にも配慮する必要があるというふうに考えております。

現在、多くの学校では免許取得が必要な生徒に対して、在学中の免許取得や自動車学校の入校等に一定の条件を定めて認めているところですが、生徒の進路や実情を踏まえた柔軟な対応が図られるように学校にも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】3月1日が、大体県立高校卒業だと思いますが、そこから学校に通うとなると、もうとにかく繁忙期で、なかなか仮免許取得も学校の都合でたくさんいらっしゃるのでできないと、そこを平準化できれば、生徒さんも計画立ててやっていけるんじゃないかと思いますので、ぜひその辺のところも配慮していただきたいと思っております。

次に、体育館空調整備についてお尋ねいたします。

前回の委員会で、高校体育館への空調整備に当たって、電気代が高騰しておるので、ライフサイクルコストの考え方を踏まえて、徹して省エネ機材の追求をしてほしいと、こう提言をさせていただきました。その後どう検討されたのか、お尋ねをいたします。

【山下教育環境整備課長】本年度設計を予定している県立高校10校の体育館については、これまで県において導入実績がある対流型空調式と、送風機を組み合わせた方式を基本として、動力源につきましては、ライフサイクルコスト等を踏まえ、電気・ガスのいずれが適切か、比較検討の上、総合的に決定していく予定としております。

委員からご提案がございました輻射式と対流式を組み合わせたハイブリッド式の空調システムについても、より一般的に初期費用は高くなるもののランニングコストが抑えられるものと聞いております。

しかしながら、既存設備との関係で、保証対応の課題や負荷計算の確認などの課題があるということで、現在メーカー等と確認を進めております。

また、併せまして、文部科学省等へご指導いただいたり、確認を行っているところです。

これまで市町村の学校に導入実績がありますが、県立学校でも導入を検討しているという件がございますので、そちらにも出向いていって、より研究を進めていきたいと考えております。

【川崎委員】長崎県教育委員会として確認すべきことはあるかと思しますので、しっかり確認をいただいて、福岡県の教育庁にも行かせていただいたら、もう全部輻射式空調でこれはもう本当、経済合理性がまず第一、次に快適性ということで、もう決めていましたね。

そういったことからして、他県の事例もあるわけありますので、電気代のことには本当に心を砕いてもらいたいと思います。

国も7月、8月、9月には電気代の支援ということを言われているぐらい、やはりなかなか下がっていかないという状況でありますので、いい機材、省エネ機材をしっかりと研究していただきたいと思っております。

最後に、デジタル教科書についてお尋ねいたします。

先の話ではありますが、政府が法改正を行いまして2030年度以降に従前の紙だけではなく、デジタル教科書も正式な教科書として位置づけをされました。

紙のみ、デジタル教科書のみ、そして紙・デジタルの併用、いわゆるハイブリッド、この3つから教育委員会が選択できるようになるというふうに承知をいたしております。

このデジタル教科書に対する、まず県教育委員会の見解を伺いたいと思います。

【松尾義務教育課長】デジタル教科書につきましては、先ほど委員のご指摘のとおり、デジタル教科書を紙の教科書と同様に、正式な教科書と位置づけるための法改正がなされたところです。

今後、教科等の特性や子どもの発達段階を踏まえた新たな教科書の発行、採択等に係るガイドラインが示される予定でございますので、まずはそのガイドラインをしっかりと確認をさせていただきたいと考えております。

【川崎委員】ガイドラインが示されるということで確認させていただきたいと思いますが、現段階で紙、デジタル、そして併用、このメリット・デメリットについてお尋ねをいたします。

【松尾義務教育課長】現在、文科省の方ではデジタル教科書推進ワーキンググループが開催されておりました。その中の資料でも示されておりましたが、子どもたち自身に使いやすさを尋ねたところ、デジタル教科書につきましては、やはりいろいろな情報を集めやすい、そして図や写真が見やすいというものが挙げられておりました。

紙の教科書につきましては、子どもたちにとってやはり書き込みがしやすい、自分の学びを残しやすいというような声が上がっております。

また、デジタル教科書につきましては、いわゆる音声機能や動画・アニメーション機能、そして手元を拡大できるとかというような機能がございまして、一定子どもたちの理解度を上げ

たりとか、いわゆる個別最適な学びに資するのではないかというふうに考えております。

ただデメリットにつきましては、健康面についての配慮等が言われておりますので、やはりデジタル教科書、普通の紙の教科書、それぞれにメリット・デメリットがあるのではないかと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。

私も少し調べましたが、メリットというところでは、今おっしゃった部分と、あと加えて持ち運びが1つでいいわけですから、パソコンだけでいいわけですから、いいということと、学習意欲の向上ということもあるというふうに言われていますが、一方でデメリットは、身体的な健康面が一番危惧をされているということがありまして、あと集中力が長く続かないというようなことも指摘をされています。

いろんな人と意見交換しますが、総じて、このデジタル教科書はあまり評判がよくなくて、一方で、今ICT教育をずっとやられていて、その理解を深めていくという部分でいけば、大変素晴らしい効果を発揮しているので、やはりそれぞれのメリット・デメリットを上手に、いわゆるハイブリッドの方がいいのかなと、まだ今の段階ではそう勝手に思っているところではあります。これから検討ということでありすけれども、この2030年以降、どのような手法で学習をしていくのか、決定の手順、導入手順をお尋ねいたします。

【松尾義務教育課長】 デジタル教科書につきましても、先ほど申したとおり、紙の教科書と同じような位置づけがなされましたので、今後、まずは文科省の方の検定を受けることになります。

その検定を経た後に、採択地区において、い

わゆる協議結果に基づいて、市町教育委員会の方で採択をしていくことになります。県立であれば、学校長がしていくということになります。

【中村(俊)委員長】 よろしいですか。

それでは、ほかにございますか。

【大倉委員】 なるべく早く終わりますが、この産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に関して、島原農業高校と佐世保中央高校、長崎鶴洋高校の事業計画が採択されたということで、非常に喜ばしいと思っていますところでございます。

これ、今回申請した中身が採択されたということだと思えるんですけども、その上限額という部分が、どういうことなのかをちょっと伺いたいんですね。

つまり、まだ事業予算に幅があるということなのかどうか、どういうふうにこの額を捉えればいいのでしょうか。

【岩坪高校教育課長】 この事業額につきましては、各県の上限が62億円となっておりますので、それに合うような形で本県の場合は、4校で積算をしております。

【大倉委員】 それぞれ上限額、例えば島原農業18億円、佐世保中央12.9億円、長崎鶴洋16.9億円、これよりも減る可能性も出てくるんですか、どうなんですか。

【岩坪高校教育課長】 実際、この後文科省の方からもそれぞれの経費等については、少し詳しい査定が入る場合もあるというふうな情報も得ておりますので、場合によっては減るということも考えられるのかなというふうに考えております。

【大倉委員】 場合によっては減るということで、そんなにドラスチックに減るということはないというふうに考えてよろしいということですね。

安心しました。

それから鶴洋高校の事業内容の中身について、ちょっとだけ伺いたいんですが、協力校ということで、上対馬高校と北松農業高校、この協力校2校とはどのように協力関係を結んでいった事業なのかを教えてください。

【岩坪高校教育課長】 協力校を2校挙げておりますが、まず上対馬高校におきましては、今後、普通科ではありますけれども、水産の学びを取り入れたような学校設定科目等を検討しているところです。

そこで長崎鶴洋高校の知見というのが活かされるのかなというふうに考えております。

それから北松農業高校につきましては、学科は違うんですけれども、食品製造というところで、それぞれ農業、水産業を基盤とした食品製造を行っておりますので、その辺りで連携ができるのかなというふうに考えております。

【大倉委員】 分かりました。

で、この鶴洋高校には上限16.9億円ということで、じゃあその上対馬と北松にも、そのうちの何割かの予算額が配分されていくというような形で事業が進められていくというふうに考えてよろしいんでしょうかね。

【岩坪高校教育課長】 基本的に、施設等につきましては、拠点校で活用するような枠組みになっております。ただ教員研修であるとか、生徒が移動する際の旅費であるとか、そういうソフト面に関しては、他校が使える部分も多少あるというふうに認識をしております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【饗庭副委員長】 私も1点だけお伺いしたいと思います。

教育長説明の中の教職員の不祥事についてお伺いします。

この教職員の不祥事なんですけれども、教員の不適切な発言により、生徒が自律神経障害、適応障害を発症させ、退部、転学へと追い込まれたという事案ですけれども、この事案で先日テレビをたまたま見ていたら、ご家族の方がご自分の思いをテレビを通して訴えておられたということがございました。

対応がやはり不十分だったのではないかとというふうに思いますが、見解をお伺いします。

【白川教育人事課人事管理監】 ありがとうございます。

教職員の5月15日公表の不祥事に関してでございますが、県教委といたしましては、この事案が発生した際に、関係者の意見を丁寧に聞き取りまして、事実認定に基づきまして、複数の会議を経て、過去の様々な事例等とも比較した上で公正に判断をしております。

関係者の意見を丁寧に聞き取る上で、それぞれの立場で捉え方が異なったりすることで、両者の意見が必ずしも両者が納得するケースばかりではないんですけれども、その都度ご意見に丁寧に耳を傾けまして、説明をさせていただいたというふうに思っております

【饗庭副委員長】 そういう状況の中で、この被害者が、退部、転学に追い込まれるまでに、どのような対応をされたのか、お伺いします。

【白川教育人事課人事管理監】 被害者が退部、転学に至るまで、追い込まれるまでには、学校の方で様々な対応を取りまして、できるだけ学校に登校できるように、フォローをしてきているというふうに認識しております。

県の方では、例えば心に傷を負った児童生徒のケアにつきましては、児童生徒、その保護者の意向を十分に踏まえた上で、スクールカウンセラーを中心としたケアを行うですとか、そう

いったケアを行ってきておりますので、引き続き、今後、転学をしておりますけれども、転学先の学校とも連絡を密にしまして、当該生徒が希望の進路を達成できるように、今後も支援・助言を行ってまいりたいと思っております。

【饗庭副委員長】 1点ちょっと確認させていただきたいんですけれども、スクールカウンセラーのケアはどれくらいの頻度で行ったのか、確認させてください。

【白川教育人事課人事管理監】 詳細に学校の方でどれぐらいスクールカウンセラーとの面談等を行ったかについては、申し訳ありませんが、把握はしておりません。

【饗庭副委員長】 分かりました。

対応が十分だったのかをちょっと確認させていただきたいなというふうに思いました。

こういう事案もありますし、いじめも含めていつも被害者の方が環境を変えざるを得ない状況に追い込まれる。とてもこれが私はずっと理不尽だというふうに思っております。

こういうふうにならない環境をぜひ教育委員会でつくっていただきたいんですけれども、教育長の見解をお伺いします。

【前川教育長】 いじめの問題も含めて、こうした生徒の中で何らか、健康面でのこういう被害を受けたりですとか、あるいはその進路を変更せざるを得ないというその状況というのは、非常に問題であると認識をいたしております。

この案件につきましては、もう原因が教員ということですので、そこにはしっかりとこの教員に対する指導、それからほかにこういった案件が出てこないように、教職員全体へのしっかりした指導を行っていかなければならないと思っております。

それぞれ案件について、個別にやっぱり対応

していく必要があると思っております。この案件も非常に、ちょっと言い方が問題かもしれませんが、100対0で誰が悪いというような案件ではありません。詳細に調べさせていただいておりますので、非常にやっぱりデリケートな部分がいろいろございます。

ですから、そういった1件1件、丁寧に対応して、こういった被害を受けるような生徒が出てこないように、しっかり対応していくというのが我々の責務だと思っております。

今後もしっかり対応してまいりたいと思っております。

【饗庭副委員長】 そうですね、おっしゃるように本当に1件1件違うので、丁寧に対応させていただいて被害者が本当に環境を変えなくていいように、元の学校で生活できるように進めていただきたいというふうに思います。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時21分 休憩 —

— 午後 4時22分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

— 午後 4時22分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年7月1日

自 午前 9時59分
至 午後 3時49分
於 委員会室2

庄崎 鉄也 監査指導課長

高見 誠 医療政策課長

園田 邦夫 医療人材対策室長

桑原 一馬 薬務行政室長

江口 信 国保・健康増進課長
(参事監)

中村 泰行 国保・健康増進課企画監
(健康づくり担当)

久間 哲彦 長寿社会課長

内野 恵 長寿社会課企画監
(地域包括ケア担当)

町田 裕央 障害福祉課長

小田 宗 障害福祉課企画監
(精神保健福祉担当)

野中 泰輔 原爆被爆者援護課長

2、出席委員の氏名

中村 俊介 委員長(分科会長)

饗庭 敦子 副委員長(副会長)

堀江ひとみ 委 員

川崎 祥司 //

前田 哲也 //

中島 浩介 //

ごうまなみ //

松本 洋介 //

千住 良治 //

清川 久義 //

大倉 聡 //

まきやま大和 //

浦 亮治 こども政策局長

中村 直輝 こども未来課長

大内田基教 こども未来課企画監
(こども施策連携担当)

川原 雅彦 こども未来課企画監
(幼児教育・保育担当)

鴨川 司 こども家庭課長

太田 勝也 こども家庭課企画監
(家庭福祉・母子保健担当)

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

新田 惇一 福祉保健部長

尾崎 正英 福祉保健部 次長

黒島 孝子 福祉保健部 次長

川村 喜実 福祉保健課長

西村 武士 福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当)

長谷川麻衣子 地域保健推進課長

6、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時59分 開会 —

【中村(俊)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介をお受けすることといたします。

【新田福祉保健部長】おはようございます。福祉保健部長の新田でございます。よろしくお願いいたします。

審査に入ります前に、5月の政府施策要望項目審査に出席をしておりますでした福祉保健部の新任幹部を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(俊)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【中村(俊)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

初めに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第13号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、報告第16号、知事専決事項報告「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」の5件でございます。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の2ページ中段をご覧ください。

初めに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について

ご説明いたします。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策に係る予算を計上しております。

歳入予算は、福祉保健部合計で10億2,099万9,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で18億7,846万7,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

（産科・小児科医療確保事業費について）

分娩取扱施設が少ない地域などにおける分娩取扱い維持のための取組や、地域の小児医療の拠点となる施設に対する支援に要する経費として、1億3,454万9,000円を計上いたしております。

（歯科衛生士教育充実のための施設・設備整備事業費について）

歯科衛生士の教育内容を充実し、訪問歯科診療等へ対応できる歯科衛生士を育成するために必要な設備整備の支援に要する経費として、1,262万8,000円を計上いたしております。

4ページ上段をご覧ください。

（医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業費について）

I C T機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関への支援に要する経費として、4億7,386万5,000円を計上いたしております。

その他の主な内容につきましては、3ページから5ページに記載のとおりであります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）福祉保健部の2ペー

ジ中段をご覧ください。

第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、福祉保健部合計で5億1,356万円の増となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（医療機関、介護・障害者施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、施設を運営する事業者に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

1、医療機関等への支援に要する経費として、1億328万円の増。

2、介護サービス施設等への支援に要する経費として、2億9,413万4,000円の増。

3、障害福祉サービス施設等への支援に要する経費として、1億1,614万6,000円の増を計上しております。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料福祉保健部の5ページ中段をご覧ください。

報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分につきましては、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、令和7年度予算の補正を令和8年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、その関係部分につ

いて、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で9億7,573万6,000円の減。歳出予算は、福祉保健部合計で20億1,742万2,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、5ページから6ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、国民健康保険特別会計繰出金の実績減による社会福祉費の減であります。

次に、報告第13号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに37億4,151万円の減となっております。これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

続きまして、7ページをご覧ください。

報告第16号、知事専決事項報告「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、債務負担行為7億7,819万円の増となっております。これは、ドクターヘリ運営事業費について、中東情勢に伴う物価高騰等の影響により、緊急に増額する必要が生じたため、所要の経費について、地方自治法第179条の規定に基づき、令和8年4月7日付で専決処分させていただいたものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、こども政策局長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。こ

ども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第3号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」の4件であります。

はじめに、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

当初版の議案説明資料の2ページをご覧ください。

令和8年度当初予算は、予算編成時期と知事選挙の関係から、重要な政策的経費を除いた骨格予算として編成しておりましたので、今回の補正において、具体的な諸施策に係る予算を計上しております。

歳入予算は、こども政策局合計で1億1,338万8,000円の増。歳出予算は、こども政策局合計で95億5,797万8,000円の増となっております。各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（若い世代と考えるライフデザイン等支援事業費について）

今後の少子化対策に必要な調査を行うとともに、若い世代が結婚・子育てを含むライフデザ

インについて考える機会の提供や、将来の妊娠・出産や健康に関する正しい知識の普及等を通じてプレコンセプションケアを推進するための経費として、958万9,000円を計上いたしております。

（「こどもまんなか社会」に向けた気運醸成事業費について）

学校・家庭・地域が連携してこどもの健全育成を図るため、25周年を迎えた「ココロねっこ運動」のアップデートと、さらなる普及・啓発を推進するための経費として、584万1,000円を計上いたしております。

（保育士等处遇改善推進事業について）

保育士等の資質向上と離職防止を図るため、本県独自の処遇改善を市町と連携して実施するための経費として、9,172万円を計上いたしております。

このほか、4ページ記載の不妊治療費助成事業費について、子どもの医療費助成事業費について、子ども・子育て支援新制度への対応について、私立幼稚園の振興についてであり、その内容については記載のとおりであります。

続きまして、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

恐れ入りますが、追加資料の方の2ページをご覧ください。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は合計で943万3,000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（児童福祉施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

1、私立幼稚園・認可外保育施設への支援に要する経費として、22万1,000円の増。

2、児童養護施設等への支援に要する経費として、921万2,000円の増を計上いたしております。

続きまして、恐れ入ります、当初版の方に戻っていただきまして、5ページをお開きください。

報告第2号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分につきましては、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、令和7年度予算の補正を3月31日付で知事専決処分させていただいたもので、関係部分について、概要をご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で1億887万円の減。歳出予算は、こども政策局合計で3億3,809万4,000円の減となっております。各科目につきましては、5ページから6ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、乳幼児医療費助成費の実績減等による児童福祉費の減であります。

最後に、報告第3号、知事専決事項報告「令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で3,482万1,000円の減となっております。これは、貸付け実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう

お願いいたします。

【中村(俊)分科会長】次に、提出のありました、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について説明を求めます。

【川村福祉保健課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

今回ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の2ページをお開きください。

2ページ一番上の地域保健対策強化事業費から、3ページ上から二つ目のこども医療福祉センター運営費、時代のニーズに合った施設改修までの11事業であり、内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【中村こども未来課長】引き続き、こども政策局の政策的新規事業の計上状況につきましてご説明いたします。

こども政策局関係事業については、資料3ページ3段目にございます、若い世代と考えるライフデザイン等支援事業でございます。

なお、内容につきましては、後ほど補足説明資料を用いてご説明させていただきます。

以上で説明を終わります。

【中村(俊)分科会長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【高見医療政策課長】第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」について、補足説明資料に基づきご説明をさせていただきます。

令和8年6月定例県議会予算決算委員会文教厚

生分科会補足説明資料の6月補正の方をご覧ください
ただければと思います。

2ページでございます。

産科・小児科医療確保事業費につきましては、
分娩数や患者数が減少している医療機関に対す
る支援を行うもので、補正予算額1億3,454万
9,000円を計上しております。

2の事業内容をご覧ください。

(1) 分娩取扱施設支援事業につきましては、
令和6年度の分娩数が令和5年度に対し、5%以上
減少している分娩取扱施設に対し、支援を行う
ものでございます。

次に、(2) 小児医療施設支援事業につきまし
ては、小児医療の拠点施設のうち、令和6年度の
小児入院患者数が令和5年度に対し、2%以上減
少している施設に対して支援を行うものでござ
います。

(3) 地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)
につきましては、分娩取扱施設が少ない地域に
所在する施設に対し、支援を行うものでござい
ます。

それから、(4) 地域連携周産期支援事業（産
科施設）につきましては、分娩を取り扱ってはい
ないものの、妊婦健診等を行い、近隣の分娩
取扱施設と連携体制を構築している施設に対し、
施設・設備整備にかかる費用の支援を行うもの
でございます。

続いて、3ページをご覧ください。

こちらは地域医療介護総合確保基金を活用し
た新規事業でございまして、訪問歯科診療や口
腔機能の維持管理など幅広く対応できる歯科衛
生士を育成するため、長崎歯科衛生士専門学校の
研修用機材の整備にかかる費用を支援するもの
で、補正予算額1,262万8,000円を計上して
おります。

続いて、4ページをご覧ください。

こちらは基金を活用した新規事業でございま
して、増加する訪問看護の需要に対応するため、
複数の小規模訪問看護ステーションが連携協働
して行う人材育成や、ICTを活用した業務効
率化などの取組を支援するものでございまして、
補正予算額600万円を計上しております。

続きまして、第84号議案「令和8年度長崎県一
般会計補正予算（第3号）」について、こちら
も補足説明資料に基づきご説明をさせていただきます。

こちら6月補正(追加)という資料の2ページを
ご覧いただければと思います。

こちらは医療機関等物価高騰緊急支援事業費
になります。

国の重点支援地方交付金を活用して、物価高
騰の影響を受けている医療機関等に対して、エ
ネルギー価格高騰分の支援を行うもので、補正
予算額1億328万円を計上しております。

対象及び支援内容につきましては、2の事業内
容に記載のとおりでございまして、病院、診療
所、薬局など3,997施設を支援対象としており
ます。

(3) の単価の根拠につきましては、国による
電気・ガス及びガソリンへの支援状況も踏まえ
まして、各施設等の年間影響額の16分の1に相当
する額としております。

私からの説明は以上でございます。よろしく
ご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、医療人材対策室長
より補足説明を求めます。

【園田医療人材対策室長】 おはようございます。

第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予
算（第2号）」のうち、主な計上事業につきまし
てご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、分科会補足説明ファイルにお戻りいただければと思います。

5ページでございます。

まず、医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業費でございます。

国の令和7年度補正予算、医療・介護等支援パッケージによる補助制度を活用した事業になります。

事業内容でございますけれども、業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関に対しまして、ICT機器等の導入を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るための経費といたしまして、補正予算額4億7,386万5,000円を計上しております。

業務効率化の具体例といたしましては、記載のとおりでございます。病院が自院の実態に合わせた定量的な目標を設定いたしまして、取り組むものとなっております。

対象施設でございますけれども、ベースアップ評価料を届け出ている病院となっております。このベースアップ評価料でございますけれども、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療機関に勤務する医療従事者の賃上げを実施していくために新たに設けられたものでございます。

また、最大3年間の業務効率化計画を作成いただきまして、その内容が趣旨に合致するとして厚生労働省が認めた病院となっております。総事業費の5分の4を国と県とで最大8,000万円まで支援するものでございます。

次に、6ページをご覧くださいと思います。離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業でございます。

離島地域でオンライン診療に従事しております看護師が特定行為研修を受講できるよう環境

を整え、また、研修修了者がオンライン診療時の補助や特定行為の実施を通じまして、医師と修了者の協働について、患者や関係者の理解を深めるための支援を行う国のモデル事業でございます。補正予算額530万1,000円を計上しており、全額国庫負担となっております。

次に、資料下段をご覧くださいと思います。

産科医等確保支援事業費でございます。

先ほど医療政策課長からも、周産期医療の体制確保に関する事業の説明がございましたけれども、本事業につきましては、地域でお産を支える産科医療機関におきまして、産科医師等の確保を図ることを目的としております。

こちら医療介護総合確保基金より実施するものでございまして、医療機関が産科医や助産師に対しまして分娩手当を支給している場合に、県からその医療機関に対し助成を行っております。今回、離島・へき地の医療機関における補助率を現行の3分の1から2分の1に引き上げるものでございまして、引上げ分も含めて補正予算額1,870万7,000円を計上しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】 次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【久間長寿社会課長】 おはようございます。

私から、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」関係部分につきまして、文教厚生分科会補足説明資料6月補正（追加）、3ページについてご説明をいたします。

物価高騰緊急支援事業につきまして、長寿社会課・障害福祉課分を併せてご説明いたします。

長寿社会課で、介護サービス施設等物価高騰

緊急支援事業費といたしまして、2億9,413万4,000円。障害福祉課で、障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業費として、1億1,614万6,000円を計上するものでございます。

いずれも国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策であり、エネルギー価格及び食材料費の高騰分について支援を行うものでございます。

2の事業内容をご覧ください。

対象となりますのは、介護・障害福祉サービスを行う施設・事業所と県や市町からの補助金等で運営されている施設であり、対象事業者数については記載のとおりでございます。

支援額は、(2)に記載のとおり、単価に定員数、あるいは施設数を乗じた額としておりますが、令和8年度介護報酬改定により、8月から基準費用額の引上げが行われることから、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスを行う施設に係る食材料費の単価につきましては、介護報酬改定による引上げ分を控除した額としております。

また、(3)に記載しておりますが、光熱費につきましては、年間影響額のおおむね16分の1に相当する額、食材料費につきましては、年間影響額のおおむね8分の1に相当する額といたしております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】 次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【中村こども未来課長】 こども未来課から、第70号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算案（第2号）」のうち、お配りしています補足説明資料に基づいてご説明をさせていただきます。

こども未来課補足説明資料2ページをご覧ください

ださい。

若い世代と考えるライフデザイン等支援事業でございます。

本事業につきましては、958万9,000円を計上しております。

事業の目的に記載しておりますとおり、今後の少子化対策に必要な調査を行うとともに、若い世代が結婚や子育てを含むライフデザインについて主体的に考える機会を提供することを目的としております。

具体的には、事業の概要に記載しておりますとおり、まず、県内の大学生や若手社会人などの若い世代を対象として、結婚やこどもを持つことに対する意向について調査を実施し、その結果を踏まえた施策の検討を行ってまいります。

また、保育士等と連携しまして、中学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験を実施することとしており、家庭や子育てに対する前向きな意識の形成につなげてまいります。

さらに、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図るため、関係者から成る協議会において、本県におけるプレコンセプションケアの推進に向けた取組の方向性等について検討するとともに、企業や大学等への講師派遣などにより、若い世代への情報発信を行ってまいります。

これらの取組を通じて、若い世代が自らの将来について主体的に考える機会を創出し、結婚やこどもを持つことに関する希望の形成を後押しするとともに、今後の効果的な施策の推進につなげてまいりたいと考えているところです。

続きまして、3ページでございます。

「こどもまんなか社会」に向けた気運醸成事業費でございます。

本事業は、学校・家庭・地域が一体となってこどもを育む環境づくりを進めるため、県民の

理解促進の気運醸成を図ることを目的に、25周年を迎えた「ココロねっこ運動」につきまして、こどもまんなか社会の理念を取り入れ、日常生活で実践できる行動指針を作成し、30代から40代の保護者を中心に、こどもの育ちに関する大人の関わり方、具体的な行動例を分かりやすく発信したいと思っております。

本事業の予算計上額584万1,000円でございます。その内容は、行動指針の作成に向けた若者や関係団体との意見交換、あるいはイベント開催やSNS等を活用した行動指針の周知啓発等に係る経費等を計上させていただいております。

続きまして、84号議案でございます。令和8年度長崎県一般会計補正予算案（第3号）のこども未来課分でございます。

補足説明資料6月補正（追加）の2ページでございます。

先ほど説明がありましたとおり、医療・介護・障害福祉分野と同様に、物価高騰の影響を受けている認可外の保育施設、それから、私学助成幼稚園の負担軽減のため、エネルギー価格の高騰分への一部支援を行います。

対象施設については、これまでの支援と同様、県の所管としまして、認可外保育施設、私学助成幼稚園が対象となっております。

事業内容は記載のとおりでございます。認可外保育施設については電気代の高騰分、私学助成幼稚園は電気代とガソリン代の高騰分が該当となりまして、それぞれ認可外保育施設で49施設11万7,000円、私学助成幼稚園で5施設10万4,000円を計上しております。

単価の根拠につきましては、国の支援状況も踏まえて、年間影響額のおおむね16分の1という形で設定させていただいております。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【鴨川こども家庭課長】私からは、第84号議案「令和8年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども家庭課所管の補正予算について、補足説明資料に基づいてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会補足説明資料6月補正、3ページをご覧ください。

児童措置費について、国の総合経済対策への対応として、重点支援地方交付金を活用し、エネルギー価格や食材料費高騰の影響を受けている児童養護施設等に対し、高騰分の一部を支援するための経費として921万2,000円を計上しております。

具体的には、2、事業内容に記載の対象施設に対し、施設種別ごとの年間影響額について、電気・ガス代は16分の1に相当する金額、食材料代は8分の1に相当する額を定額で支給したいと考えております。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【清川委員】私の方から1点質疑させていただきます。

離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業についてお尋ねをいたします。

医療資源が限られる離島やへき地の地域において、日常的に診療機会を確保することは、住民が安心して暮らし続けていくために必要不可

欠であります。

先ほど医療人材対策室長から説明があったが、6月の補正予算、離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業についてお尋ねをいたします。

この特定行為について、一般的に広く認知されていないと思いますが、まず、特定行為とはどのような制度か確認させていただきます。

【園田医療人材対策室長】特定行為でございます。看護師がチーム医療の中でより役割を果たせるように、人工呼吸管理でございますとか、静脈注射などの診療の補助行為の中から選定された38行為が特定行為とされておりまして、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、指示を待たずに行うことができるという制度でございます。

これにより、患者の状態変化に対しまして迅速に対応ができ、医療の質の向上と効率化が期待できるものでございます。

特定行為を実施できる看護師でございますけれども、おおむね3年から5年の実務経験を有しまして、厚生労働省が指定する研修機関で受講いただいて、その後、厚生労働省の研修修了証を交付されたものに限るという制度になっております。

研修では、例えば、人工呼吸療法に係る呼吸器関連でありますとか、栄養とか水分管理に係る薬剤投与関連など、21区分38行為にわたる研修がございます。研修機関でありますとか、内容によって研修期間といえますのは変わってきますけれども、数か月から1年程度の期間で研修が受講されるというような状況になっております。

【清川委員】 ありがとうございます。

医療の質の向上が期待されますが、今回、離島において実施されるこの事業は、何を目指し

ておるのかお尋ねをいたします。

【園田医療人材対策室長】この事業の目的でございます。改めましてご説明させていただきますと、今回、国の補助事業を活用いたしまして、離島・へき地におきまして、オンライン診療に従事しております看護師が特定行為研修を受講できる環境を整備するとともに、その後、研修修了者が活躍できる環境も同時に整備をしたいと思っております。

現在、県内の特定行為研修修了者でございますけれども、134名となっております。離島ではなかなかまだ少ない状況にございまして、離島であるとか半島地域におきまして、常勤医師の確保でございますとか、医療資源の集約が困難でございます。こうした地域では、医師の指示の下、一定の診療の補助を担うことができる看護師の役割が一層重要になるものと考えております。

こうした取組を通しまして、オンライン診療でありますとか、今後、需要が拡大していく在宅医療におきまして、看護の質の向上による患者の重症化予防でありますとか、医師のタスクシフトを推進し、離島・へき地の持続可能な医療提供体制の確保につなげることを目的としております。

【清川委員】 ありがとうございます。

離島において特定行為研修、この事業が実施されているということですが、具体的にどのような取組を進めていくのかお尋ねをいたします。

【園田医療人材対策室長】具体的な取組のご質問でございます。

今回は、オンライン診療を念頭に置いております。具体的には、五島市におきまして、医療Ma a Sを活用したオンライン診療を実施されておられます。このオンライン診療に、五島市

内の訪問看護ステーションの看護師が診療の補助として従事されておりまして、本事業におきましては、このうちの看護師1名を研修受講候補者としております。

取組といたしましては、まず、離島地域でオンライン診療に従事している看護師が特定行為研修を受講するための旅費等の経費の支援を行わせていただきます。あわせて、研修受講者が研修終了直後から活躍できる環境を整えるため、この看護師が研修受講中にほかの病院から、もう既に特定行為研修を修了された方に出向していただきまして、オンライン診療の補助等を行ってもらうことによりまして、特定行為についての患者さんの理解であるとか、医師のタスクシフトを推進するための必要な経費を支援することとしております。

【清川委員】 ありがとうございます。

まずは五島市でモデル事業として取り組まれ、終了後も研修受講者が活躍できる環境整備が行われるということですが、ほかの地域でもこのような取組を広げていくことが必要と考えております。今後の展開についてお尋ねをいたします。

【園田医療人材対策室長】 今後の展開についてのご質問でございます。

本事業で得られました成果でございますとか課題につきましては、県内の医療機関や市町、あるいは訪問看護事業者等に広く共有させていただきまして、在宅医療分野における特定行為研修修了者の活用モデルとして横展開を図るということで、離島・へき地の修了者の養成に努めてまいりたいと考えております。例えば、令和7年度から県の方で設置しております長崎県離島診療所のICT等普及協議会というのがございまして、そういった中で、関係市町と地

域医療充実のためのICT活用促進について意見交換を行っております。こういった場を活用させていただきながら、本事業の事例を共有させていただければと思っております。

今回の事業は単なる研修受講の支援ではなく、人材育成、それから現場実装、その後の横展開ということを視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】 補足説明資料の福祉保健部の2ページです。

産科・小児科医療確保事業費、6月補正予算1億3,454万について質問させていただきます。

前回の委員会でも質問しましたが、分娩数の減少により、分娩取扱施設が大変厳しい経営状況に置かれております。そのような中、県では昨年度に引き続き、今回の補正予算において、産科・小児科医療確保事業費を計上し、分娩取扱施設を支援することとされておりますが、昨年度と比べて、支援する施設数、支援額はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

【高見医療政策課長】 産科・小児科医療確保事業費における分娩取扱施設への支援につきましては、まず、昨年度の実績は、分娩取扱施設支援事業では、分娩数が減少している24施設に対し、1施設当たり250万円、合計6,000万円を支援しております。

それから、地域連携周産期支援事業では、分娩取扱施設が減少している地域の分娩施設1施設に対し1,140万円を支援しております。

以上、合計25施設に対し、7,140万円の支援を行ったところでございます。

次に、今回の補正予算におきましては、分娩取扱施設支援事業では、11施設に対し、1施設当たり290万円から870万円、合計6,271万4,000円を支援いたします。

それから、地域連携周産期支援事業では、3施設に対し、1施設当たり1,124万6,000円、合計3,373万8,000円を支援する予定としております。

以上、合計14施設に対し9,645万2,000円の支援を行う予定としております。

【松本委員】今の説明によりますと、今回は14施設を支援するということです。金額が増額して大変ありがたいんですけども、昨年度は25施設ということで、対象施設が今回は何施設あり、14施設を支援するのか、お尋ねします。

【高見医療政策課長】分娩取扱施設につきましては、助産所も含めまして、対象施設は全部で32施設ございます。この32施設全てに事業案内をいたしまして、補助要件に合致する14施設を支援することとなったものでございます。

【松本委員】14施設ということですが、昨年度の25施設から今年度は14施設に減っている理由をお尋ねいたします。

【高見医療政策課長】支援施設数が減少した理由は二つございます。

1点目が、昨年度から2施設が分娩取扱いを中止されまして、分娩施設が32施設から30施設へと減少しております。

2点目が、分娩取扱施設支援事業の国の補助要件が見直されたことがございます。昨年度の要件が、令和5年度の分娩取扱数が平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っていることということになっておりましたけれども、今年度は、令和6年度の取扱数が令和5年度に対し5%以上減少していることという要件に変更がなされたため、この要件に合致しない9施設が対象とならなかったものでございます。

【松本委員】分かりました。国の補助要件に合致しないということは一定理解しますが、今回対象とならない施設も経営状況は同様に厳しく、

また、産科医の高齢化や後継者不足など、課題は山積しております。

このような中、私の地元である大村市では、市内の分娩施設に対して独自の支援措置を講じるなど、各地域でも努力はされています。今後、地域で出産できる体制の維持は必然的に一層難しくなることが懸念されます。

また、今回の事業で計上されている小児医療についても、将来を担うこどもたちの健全な成長を支える重要な基盤であります。小児科の医療機関も減少しております。休日・夜間診療や救急への対応、日常的な一次医療の維持が困難になりつつあります。県民がどこに住んでいても安全・安心に出産できるよう、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

【高見医療政策課長】一次医療におけます産科・小児科の診療所に対する支援や体制整備につきましては、基本的には市町において取り組んでいるところでございますけれども、県としましては、今回のように国の補助金を活用した分娩取扱施設への支援のほか、産科医・小児科医の確保、周産期母子医療センターへの運営費の補助、センターを中心とした施設間の役割分担や連携強化を進めているところでございます。

また、小児医療の部分につきましても、在宅当番医制の充実や効率的な運用について、市町に対し助言を行うとともに、子ども医療電話相談窓口（＃8000）により、症状に応じた適切な受診を促して医療機関の負担軽減を図るなど、広域的な観点から体制整備に取り組んでいるところでございます。

今後とも市町をはじめ関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた持続可能な周産期・小児医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

【松本委員】やはり人口が減少していくのが全国でもう分かっている中で、国としても医師を抑制していくような動きも見えています。そういった中で、これから医療に従事される、医師免許を取られる方々は、経営しなきゃいけないもんですから、どの医療を選択するかとなると、必然的に人口が少なくても成り立つような、例えば、眼科とか、皮膚科とか、整形外科とかを選択せざるを得ないような状況が生まれてくるのではないかと。やはり産婦人科とか小児科は、当然子どもや出産が減ってますから、わざわざ厳しい選択をするというのは、後継者であるとか、よっぽどなインセンティブがないとなかなか判断していただけないのかなと、状況からして考えます。

そういった中で、産科医や小児科医が減ると、当然、出産・子育てと、県民の生活の一番重要なところに大きな影響をきたします。

それともう一つ懸念するのは、ここに出ていませんが、救命救急も選択する方が少ないと。

だからやっぱり医療というのは人の命に直結するところから、国の支援が確保できる部分はしっかり確保に行っていて、何とか、厳しい状況であるとは思いますが、維持できるよう、引き続き支援をお願いしたいと思います。

こども政策局の補足説明資料の2ページ、若い世代と考えるライフデザイン等支援事業費、横長の、958万について質問いたします。

このライフデザインに係る若い世代の意向の把握ということですが、若い世代が結婚・出産を考えることは、個人の自由というか、その人の考え方によるし、多様な生き方があると思うんですね。それを特段制限することはもちろんできないと思いますし、それぞれその方が判断

することであると思うんです。そういった中で、あえて県が公金を使って意向を把握するというのは、何のためにするのか。まずお尋ねいたします。

【中村こども未来課長】今、少子化とか、核家族化とか、地域のつながりの希薄化という部分が進んでいる中で、こどもを持って子育てをするというのが、かつては当たり前の時代から、どんどんそういった方も身近にいないという状況です。我々としてはこの事業が、結婚・出産を促すことを目的とするものではなくて、そういう地域社会情勢が変わっていく中で、結婚・子育ても当然なんですけど、仕事、住まいとかそういったものを含めて将来の人生設計について、なかなかそういった身近にモデルとか教えてくれる人がない中で、必要な知識や情報を得ていただきたいというところを目的にしています。将来的にそういったことを知らずに、人生の選択肢がいろいろたくさんある中で、結婚・子育ても含めたものを、もしそういうことを若い頃知っていたらまた違った人生があったというようなことでの後悔とか、そういうのがないよということ、そういう課題が、今、国における検討会の中でも、様々若者を含めた検討会の中に出てきておりますので、今、こども未来戦略の中でも、ライフデザイン支援というのは非常に強化していく形になっております。そういう若者の皆様方が知識をしっかり身につけていただくというのが重要ではないかということで、それが結果的に晩婚化・未婚化といったそういうものの改善にもつながっていくという部分もあるのではないかと議論がありまして、行政として取り組んでいくというような理解で我々進めているところでございます。

【松本委員】そこは行政側の立場での見解では

ありますけれども、失礼ですが、調査をしただけで解決する問題ではありませんし、もちろん意向調査した上で、その方々の考え方を変えさせるというのはなかなか難しいと思います。何が障害になっているのか、どういう対策を取ればいいのかというところまでしないと、ただ調査して、客観的な事実を確認するだけになりますから、その調査した結果をどう生かそうとしているのか、お考えをお尋ねします。

【中村こども未来課長】当該事業につきましては、計上額のうちの788万8,000円が調査に要する費用としておりますけれども、実際にSNSやインターネット等を通じた調査には300万程度のお金がかかります。その他、シンクタンクさんとともに一人一人からの深掘り、一人一人からのインタビューなど、あるいは若い人たちを実際に集めた検討会とかして、今おっしゃったそういった、今、結婚自体を望まない人たちというのもどんどん増えてきておりますので、そういった方の背景にあるものをしっかり深掘りして調査しようじゃないかというのが大きな目的となっておりますので、我々、婚活センターをつくって、結婚支援事業等しておりますけれども、そういった部分にも当然、そういった背景が分かれば生かしていけるんじゃないかと思っておりますし、また、教育庁さんとかとも連携して、調査項目についてはしっかり検討したいと思っておりますので、こども政策局だけじゃなく、少子化対策というのは以前からも言っておりますとおり、県全体で取り組んでいくものですので、調査結果についてはしっかり共有して進めていきたいと思っておりますのでございます。

【松本委員】概要のところに、「県内大学生や若者の結婚やこどもを持つことに対する意向を調査し、希望に寄り添う支援施策の検討を実施」

と書いてあって、そこを聞いたかったんですけれども、要するに、調査をした中で、若者の中に結婚をしない、出産を望まないという人がいるかもしれないけれども、それには何らかの背景があって、もしそれを阻害している要因が何かあるとすれば、それを解決するような施策をすることが理にかなってるというか、調査結果を生かすということになるんじゃないかと思います。

ですから、私が申し上げたいのは、調査が目的ではなくて、あくまでも調査を基にして、希望に寄り添う支援施策、これをやはり先に必ずつくっていただきたい。そこがやはり大きな根拠となりますので、取り組んでいただくことも重ねてお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、プレコンセプションケアの普及・啓発ということでございますが、まず、このプレコンセプションケアについてお尋ねいたします。どういうものなのか。

【太田こども家庭課企画監】プレコンセプションケアにつきましては、こども家庭庁において、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うと定義をされております。

【松本委員】性と健康の知識を若い世代が身につけるということですが、これを普及啓発することですが、なぜ普及啓発する必要があるのか、お尋ねします。

【太田こども家庭課企画監】普及啓発の必要性でございますが、自ら希望する人生設計の実現に向けましては、妊娠を望むか否かにかかわらず、若いうちから知識を身につけておくことが重要であると考えております。

あらかじめ性や健康に関する正しい知識を持

って健康管理を行うことが、希望する時期の妊娠や、安全で安心な妊娠・出産につながることでされておりますので、プレコンセプションケアの普及啓発は必要な取組であると考えております。

【松本委員】学校の保健体育の授業で基本的な知識は身につけるといいますし、これも先ほどと似た感じになるんですけど、個人の考え方もそれぞれあると思います。そういったことを普及啓発するということですが、学校現場ではある程度やっている中で、行政として具体的にどういうふうにしてその普及啓発をしていくのか、お尋ねいたします。

【太田こども家庭課企画監】具体的な内容でございますけども、昨年度、国におきましては、プレコンセプションケア推進5か年計画が策定されております。その中におきまして、都道府県に対しても、普及啓発に係る人材、プレコンサポーターと申しますが、こちらの養成でございますとか、相談体制の整備というところが求められているところでございます。

また、他県におきましては、先行して、学校への出前講座等により普及啓発を行っているところでございまして、こうした国の計画や他県の取組等を参考にして、関係者による協議会を今年度立ち上げまして、専門的な知見に基づく意見も伺いながら、本県におけるプレコンセプションケアの推進に向けた取組の方向性について検討してまいりたいと考えております。

【松本委員】性や妊娠に対する正しい知識の普及というのはなかなか取り扱いにくいところもあると思うんですけども、やはりこれは県教委や市町の教委といった、教育委員会の協力ができないことでもありますし、年齢的に、中高、そして大学生がそういった年齢期になり

ますので、やっぱり大学に対しての協力要請というのもしていけないといけない。だから、県独自ではなかなかできないことでありますので、やはりしっかりと連携体制をつくっていただきたいと思います。

すみません、あと1個、忘れてました。

補足説明資料の3ページに、ココロねっこ運動25周年という記載がございます。私もずっとこの委員会で、ココロねっこ運動が形骸化されてるんじゃないか、事業自体はいい事業なんですけれども、運動の名前は知ってるけど内容を知らないという方がおり、そこがちょっとなかなか浸透してないんじゃないかというところで、今回この説明の中に、ココロねっこ運動のアップデートというのが出ておりますが、具体的に何をするのかお尋ねいたします。

【中村こども未来課長】ご指摘のとおり、認知度と、少し行動に実際つながっているかということは我々もアンケートでも少し乖離があるということは分かっておりますので、その一因として、当然、周知啓発もありますけれども、少し具体的に何をしたらいいかというような行動基準といいますか、行動例といいますか、そういったものが足りないのかなというところがありましたので、今回、25周年ということを迎える中で、そういったものを教育関係者の方、あるいは親御さんとか、そういう方々と一緒につくってまいりたいというふうに思っております。

【松本委員】たしか行動指針が10項目ございましたよね。その行動指針に、家庭教育の部分も入っておりますけれども、いいことではあるんですけども、実際に浸透しているかというところが大事になってくるといいますし、今の時代に、25年たって、新たなものも必要じゃないかなというふうに思うんですよね。そういった

行動指針についてはどのようにお考えですか。

【中村こども未来課長】 おっしゃるとおり、大きなところはこどもまんなか社会という形で、こどもの視点に立ってというところが一つあるんですが、あるいは時代の変化に応じてという点、二つあると思います。今で言うと、例えば、さっきおっしゃった、ココロねっこ10という中では、スマホを持たせる場合はフィルタリング機能をつけましょうみたいな物言いなんですけど、今、実際こどもさんたち自身で、スマホの使い方とか、そういうのをしっかり考えていきたいと思いますというような形で、実は水面下では話をさせていただいているところですので、そういうこどもの視点に立った形で、もう少し大人としてこどもと向き合い方を、こどもたちの目線に立ってやっていく要素をしっかりこういった物言いの中にも反映させていきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 堀江です。70号議案について質問いたしますが、発信しますね。

離島介護サービス確保対策事業費について質問したいと思います。

これが新規の事業になっているんですが、事業の内容、なぜ新規なのかということで説明を求めます。

【久間長寿社会課長】 離島介護サービス確保対策事業費についてのお尋ねでございます。

こちらの事業内容につきましては、離島におきまして、介護サービスを提供する際に生じる事業者さんの渡航費を支援している市町に対し支援するものでございます。

こちら、今回、新規として事業を計上しておりますのは、背景といたしまして、実は本県、昨年度まで国の社会保障審議会のメンバーでございました。この審議会の中の分科会などにお

きまして、小規模離島などで島内に介護サービス事業所さんがない場合には、利用者さんはその事業者さんに渡航していただくか、ご自身が渡航してサービスを受けざるを得ないと。特に二次離島におきましては、採算性の問題で新規参入も困難であるということから、市町さんが独自で渡航費を支援しているケースもあるという、そういったサービス提供の実情につきまして国の方に強く訴えてきたところでございます。

そうした本県からの意見を国が認めていただいた結果、今年度新たに国の方が制度を創設していただきましたので、その制度を活用することによって、今年度新規事業として実施するものでございます。

【堀江委員】 これまでは、市町が単独でやっていたので、認識としては、渡航費用を支援するというふうにあったのにというふうに思っていたんですけども、単独でやっていたものに国が予算を出しますよということで新規になるということの理解でいいですか。

【久間長寿社会課長】 その認識で結構でございます。

【堀江委員】 改めて発信するんですけど、政策的新規事業の計上状況の中で、要求額が562万円なのに計上額が240万ということで、事業内容等の精査による補正になっていますが、具体的にどういうことだったんですか。

【久間長寿社会課長】 こちらの制度を設けられるということは、国の概算要求などの際に国からもお話がございまして、県としても準備をしていたというところでございますけれども、その制度の詳細、1自治体当たりの補助額とかの上限額とかを幾らにするというところの連絡があったのが、示されたのが今年の4月ということでございました。もう既に予算要求の入力作業と

いうものが終わった後に国の制度が示されたというところがございますので、そうしたことで、もともと要求していた、この560万から計上額として、1自治体当たりの補助上限の30万の8市町、240万円ということで、最終的な計上をしているところでございます。

事業内容の精査という記載ではございますけれども、国の方の制度が示され、事業内容が分かったことから、最終的な計上額ということでこういった記載となっているところでございます。

【堀江委員】対象自治体が十分活用できますようにお願いをしたいと思います。

次、70号議案は、予算計上されていない内容について、障害福祉課に質問したいと思います。

障害福祉振興費、障害者自立促進費の中の透析患者の送迎支援事業費185万が、3月議会では計上されまして、この予算は、3月は骨格予算でありますので、6月補正においても185万を要求してまいりたいという課長答弁がありました。今回、この6月補正で185万円が計上されていないんですけれども、どういった理由でしょうか。

【町田障害福祉課長】透析患者通院費助成事業のご質問に対してお答えをさせていただきます。

令和8年度当初予算につきましては、いわゆる骨格予算として編成されたことから、本来であれば残り半分につきまして、6月補正として予算を計上する予定でございましたが、昨年度の実績を踏まえまして、今回、予算計上を見送ることといたしました。

具体的な昨年度の実績といたしましては、当該事業は昨年度新規事業として開始した事業であることから、年度当初は事業の周知を行い、8か月間の事業実績になりますが、助成額は約94万円という実績でございました。これを年間べ

ースで換算いたしますと、助成額は140万円程度となることと見込んでいるところでございます。

一方、令和8年度当初予算におきましては、既に185万円を確保しており、昨年度実績がこの範囲内であったことから、6月補正での追加計上は行わないと判断をいたしましたところでございます。

なお、令和7年度におきましては、市町や関係団体のご協力をいただき、対象者への個別相談、個別周知に取り組んできたところでございますが、対象者の多くが高齢者ということもございまして、事業内容が十分に伝わっていない可能性があることを認識しているところでございます。

このため、今年度につきましては、より分かりやすくするため、周知のチラシの見直しを行うとともに、引き続き市町や関係団体のご協力を得ながら、対象者への個別周知の強化に努めているところでございます。

引き続き多くの方に当該事業を活用していただけるよう、可能な限り周知に努め、その結果、今後、予算不足が見込まれる場合は、2月補正予算などで対応を改めてご相談させていただきたいと考えております。

【堀江委員】透析患者通院交通費は昨年からはまったということが一つあって、しかし、実績を含めて185万の範囲でできるということから、骨格予算ということでああいう答弁をしたけれども、それで大丈夫だろうという見込みで、今回、半額は計上しませんでしたという回答なんです。この透析患者通院交通費は条件がありますよね。例えば、市町村民税非課税世帯であることとか含めて、三つの条件、いずれにも該当しなきゃいけないということとか、条件がある意味厳しいんですよ。と同時に、知られていない、改めて透析の皆さんに、何人かにお聞きしましたが、知らないという方が多かったで

すね。そういう意味では、半額を計上しなかったのは、予算としては大丈夫ということの答弁なんですけれども、今後、周知をして、さらに利用する方が、当然利用すべき方が利用していくことになった場合に、その予算の額を超えるということも私はあり得ると思うんですよね。そういったときには、予算の対処の仕方としてはどうなるのか。その点だけ確認させてください。

【町田障害福祉課長】 今後、周知を進める中で、利用者が増えていくということで想定しております。予算が足りなくなった場合は、また改めて補正予算で対応させていただきたいと考えているところでございます。

【堀江委員】 いずれにしても利用できる方が利用できるように、周知も含めてお願いしたいと思います。

最後にします。発信します。

報告3号の母子父子寡婦福祉資金特別会計なんですけれども、これは説明で、貸付け実績の減ということで説明がありましたし、私も理解をいたしておりますが、3,482万の減ということなんですけれども、実情として、申請された分は全部認定されているのかということと、あと、数としては減っていないのか。どういう状況になっているのか。この2点を教えてください。

【鴨川こども家庭課長】 今お尋ねがありました貸付けなんですけれども、こちらはひとり親に対して経済的支援をするために12種類の貸付けの種類ありまして、貸付けを実際行っているところなんですけれども、当初予算の組み方としまして、過去の実績から多く見込みまして、令和7年度当初では360件程度の1億5,000万をイメージして組みましたけれども、実績としましては284件という実績になりました。過去の推移を見ますと、

おおむね300件前後で推移しておりまして、必要な予算としては確保できておりましたし、実際、実績として落としたんですけれども、必要な部分についての貸付けは全てできていると認識しております。

【堀江委員】 過去の実績から、予算としてはちょっと多めにと言ったらおかしいですけども、十分対応できるように予算を組んでいたということで、当然、申請の分は十分対応しているということでした。ぜひ対象となる方たちに十分対応していただくように改めてお願いをしたいと思います。終わります。

【中村(俊)分科会長】 ほかにございますか。

【ごう委員】 おはようございます。私から2点質問させていただきたいと思います。

まず、部長説明資料の4ページ、先ほど清川委員から質問がありました、離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業費についてお尋ねいたします。

離島・へき地において、本当に県民の命を守るためにも、38の特定行為研修を修了した看護師というのは大変重要だと思っております。

実は私これ、令和元年に離島・半島地域振興特別委員会の中で質問させていただいた経緯がございまして、そのときのご答弁としては、長崎県としては平成30年から、この特定看護師の研修に対する何らかの支援を始められたということでございました。そして、令和元年当時に特定行為研修を修了された看護師は、県内に17名存在するということだったのが、先ほどのご答弁の中では134名まで増えているということは、やはり県としてしっかりご支援された実績だなというふうに思っておりますので、大変うれしく思っております。

当時、確認した際に、長崎県内のどのエリア

に特定看護師の研修を修了された方がいらっしゃるのかということをお尋ねした際に、把握していないというご答弁だったんですけれども、今現在、134名修了された方々が、県内の、例えば、県央に多いとか、離島に何名とか、そういったちょっと細かいことがお分かりなのかどうか教えていただけますか。

【園田医療人材対策室長】特定行為研修修了者の県内の地域ごとの状況でございますけども、先ほど134名ということで清川委員にご答弁させていただきましたけども、この調査は2年ごとに行っておりまして、直近のデータでは、令和6年の時点となります。

地域別の内訳でございますけども、長崎医療圏で62名、それから、佐世保県北医療圏で30名、それから、県央医療圏で29名、県南医療圏で7名、各離島を含めて6名というような状況でございます。

特定行為研修の修了者でございますけど、医療計画に目標を定めておりまして、令和11年度までに234名ということで、今後、毎年25名の増加を目指すこととしております。

【ごう委員】ありがとうございます。令和11年までに234名の修了者を目標としているということで、非常にありがたいなというふうに思っております。

この特定行為研修でございますけれども、先ほども答弁ありましたが、まず、3年から5年の実務の経験がある人が資格があるということ。そして、まず基礎講座はeラーニングで受講されて、そしてその後、実技の方は指定研修機関で受けるということでありますので、例えば、なかなか本当に離島や半島の看護師さんが受講しようと思っても、これまでも受講することが大変だった中に、今回この530万1,000円のモデ

ル事業を使って、離島の方が受講もできるというのは非常にありがたい支援策だなというふうに思っております。

では、この530万円の予算の中に、先ほどは受講する人が行って、その間、資格を持った人が離島の方に来てということでやっていくというようなことがございましたが、予算の具体的な内訳というものを教えていただけますか。

【園田医療人材対策室長】この予算の事業費530万1,000円の内訳でございますけども、まず、特定行為研修を受講される看護師が離島から、本土でありますとか、長崎県内、もしくは東京で研修を受講される際の旅費といたしまして約110万円を、それから、研修を受講される間でございます、訪問看護ステーションを想定しておりますけども、代替の看護師を約6か月間雇用される経費といたしまして約240万、そのほか診療補助に使用する医療機器のリース料でありますとか、研修中に、先ほど委員からお話ありました、他の医療機関から実際にはもう修了されてる方が出向で来ていただきまして、島内で活動する旅費等の経費として180万円を計上しております。

このほかの研修受講料でございますけども、別途、既存事業で看護師等資質向上事業費がございまして、質の高い看護職員育成支援事業補助金というものを用意しております。こちらで受講料の、全額ではございませんけれども、一部を支援する予定としております。

【ごう委員】ありがとうございます。受講される方の旅費と、それから代替の職員さんの旅費等も含めての530万1,000円ということでございました。

そして、あわせて教えていただいたのが、お尋ねしようと思っておりましたが、受講料の支

援策というものの質の高い看護師の育成事業費の方で補助をしているということでございました。この受講料が60から90万円ぐらいかかるということで、これも非常に大きな壁になっていたので、こういったものを組み合わせて、特定行為看護師が増えていくことは非常にありがたいと思っておりますので、今後とも引き続きのご支援をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、もう1点です。資料の3ページになりますが、歯科衛生士教育充実のための施設・設備整備事業費についてお尋ねいたします。

現在、本当に高齢化が進んで、在宅医療、そして在宅で介護を受けている人が大変増加をしております。そのような中、訪問看護診療のニーズなども高まっている中で、歯科衛生士の需要というものはどんどん増えていると思っております。

また、急性期の病棟などでの口腔ケアや機能管理のための歯科衛生士の役割というものも大きいというふうに感じております。

そのような中で、県内では、歯科衛生士が不足しているという声をよく耳にいたします。

そこでまず、県内の歯科衛生士の現状、歯科衛生士専門学校の生徒数の状況ですとか、県内の就業の状況について教えてください。

【高見医療政策課長】県内の歯科衛生士養成校は、長崎歯科衛生士専門学校と、それから、九州文化学園歯科衛生士学院の2校でございます。

令和8年6月現在、長崎歯科衛生士専門学校は、1学年定員50名に対しまして、1年生が51名、2年生が58名、3年生が39名在籍しております。九州文化学園歯科衛生士学院につきましては、1学年定員40名に対しまして、1年生が26名、2年生が20名、3年生が25名在籍をされております。

それから、令和7年度の卒業生の県内就職率に

つきましては、どちらの専門学校につきましても、約80%という状況でございます。

【ごう委員】ありがとうございます。令和8年6月現在で、長崎の歯科衛生専門学校はおおむね定員は充足しているような状況でございました。それに対し、九州文化学園の専門学校は、かなり人数、定員割れがしている状況が見られるということでございますね。

そのような中で、今回、予算をつけて、長崎歯科衛生士専門学校に設備をしっかりと充実させて、質の高い訪問看護などができる歯科衛生士を育成していくということは、これからを見据えた中では非常に重要なことだと思っておりますが、一方で、定員割れがしている九州文化学園歯科衛生士学院の方は今後どのようにお考えでしょうか。

【高見医療政策課長】今回のこの補正予算で計上しております理由としまして、長崎歯科衛生士専門学校につきましては、学生以外の県内の歯科衛生士を対象とした研修会にも活用されるということで、例えば、離職を一度された方を、また復職に向けて養成するという趣旨もございまして、長崎歯科衛生士専門学校の方に支援させていただくということにしておりますので、基本的な考え方は、それぞれの専門学校で学生をしっかりと募集していくということが基本かなというふうに考えているところでございます。

【ごう委員】理解しました。長崎歯科衛生士専門学校は、復職に係る人たちの研修とか、様々な活用策があるということで、その設備を充実させていくということでございました。

歯科衛生士さんの定員割れの原因の一つは、これも以前ちょっとお尋ねしたんですが、学生たちに対する周知不足が大きいのかなと思っております。歯科衛生士という職業がどうしても

のなのかな。そして、例えば、賃金体系がどういうものなのかな。結構お給料とかもいいのになってくれる人がいないとか。また、学校を卒業しても長崎県に就職せずに、福岡とか東京に行ってしまうというようなお声があつて、歯科医院の先生方もかなりお困りの様子のお声が届いております。

そのような中で、今80%県内定着率ということでございましたが、県内に定着させていくために、今、県はどのような対策を取っておられるのか確認させてください。

【高見医療政策課長】先ほどご委員の方から不足してるというお話もございましたけれども、本県の人口10万人当たりの歯科衛生士の就業者数につきましては、178人という状況でございまして、全国平均の116人に比べては多い数字とはなっているところでございます。ただ、離島地域につきましては、48人という状況でございまして、全国平均の半分以下という状況になってございます。

このため、離島地域で不足している歯科衛生士の確保に向けまして、離島地域の歯科診療所に就職する県内専門学校の新卒者を対象に、奨学金返済を支援する制度を、令和8年度に、今年度に創設いたしまして、昨年度から制度の周知啓発に努めてきたところでございます。

県としましては、歯科衛生士専門学校への啓発資材の送付とか、あと離島地域で開催される高校生を対象とした進学相談会に参加するなど、制度の周知に努めていくとともに、引き続き県の歯科医師会と連携を図りながら、歯科衛生士の確保と県内定着に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。今年度から奨学金返済免除の制度がつくられたというこ

とで、これも常々要望していたことなので、これをつくっていただけたことにも感謝申し上げます。

とにかく離島等では、本当に衛生士も不足していて、在宅診療も非常に大変なことになっていると思いますので、今後、せっかくこうやって設備投資をするわけでございますので、新卒の生徒を増やすこと、それから、県内の就職者を増やすこと、そしてまた、一度離職された方の復活などにもしっかりと支援をしていただいて、歯科衛生士専門学校がそのために役立っていただくことを要望したいと思います。ありがとうございます。

【前田委員】自分の質問しようとした項目以外で、すみません、ちょっと確認ですけども、歯科衛生士の奨学金の免除は離島だけじゃないですか。それは、ほかの業種で奨学金免除の、いろいろ業種の中で、離島だけという、一步前進したと思いますけども、それは先ほど課長おっしゃった、充足しているという数字を見てそういう判断をしてるんですか。

ただ、歯科衛生士会としては、県内含めて全ての学生に対する奨学金の免除を求めているんですけども、そこはどのような見解ですか。

【高見医療政策課長】繰り返しになりまして恐縮ですけども、離島地域が特にお困りということ踏まえまして、こういった制度を設けさせていただいたというふうな経過でございます。

【前田委員】定期的に歯科医師会とも協議していると思うので、ぜひこれも拡大に向けて検討していただきたいと思います。

産科と小児科医療の確保、松本委員の方から質問がありましたけども、昨年から実施していく中で、箇所数とかもちろん変動があるのは分かるんですけども、ちょっと部長にお聞きした

いんですけれども、こういった形で、変な話、何とか維持してもらっているという中での多分支援策だと思うんですけれども、抜本的な支援として、部会の方とも協議する中で、そのほか、これはずっと毎年こんな形で出てくるわけですよね。こどもが減っていく中で、なかなかそれを好転させることは難しいと思うんですけれども、こういった確保事業という支援メニューでしか支え切れないという現状はもう致し方ないんですかね。例えば、県北の方では、バースセンターをつくったらどうかというようなご提案も、専門の方からお聞きしたりしてるんですけれども、今後含めて、この考え方について少し部長の方にお尋ねしたいと思います。

【新田福祉保健部長】ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

まず、基本的な考え方といたしましては、まず安全にお産を進めていくということがまず第一前提であるというところは揺るぎないところかというふうには思います。妊産婦や、あとは小児、そういったところの胎児の死亡がやはりまずないような、そのような安全な体制をしっかりと確保していく、安全・安心を届けていく。そういったようなところをやはり県としてはまず第一にプライオリティーにおいて推進していくというところにはなります。

身近なところで分娩をというようなお声もたくさんありますけれども、例えば、上五島の妊婦さんなどからは、今回、支援の制度といったものができたことによって、高度な医療をしっかりと提供できる長崎大学病院であるとか、そういったところでしっかりと安心して、安全な環境で産むことができたといった、言わば感謝みたいな声もいただいているところでもありますので、そういったところを我々としてはしっかりプラ

イオリティーを置きながらやっていくと。と申しつつ、やはり少子化の影響でありますとか、そういったところで産科の分娩数が少なくなっている中において、経営が少し以前よりは悪くなってきていると、そういったような医療機関もございます。そういったところに関しまして、国もしっかりこのような形で支援制度を整えさせていただいているところであり、県といたしましても、そういったような制度を活用させていただきながら、何とか支援を続けさせていただいていると、そういったところではございます。

したがいまして、何とか、産科・小児科の医療提供体制がしっかりと確保できるよう、県といたしましても引き続き支援を努めてまいりたいというところでは考えているところであります。

【前田委員】 ありがとうございます。

地域的に言えば、県北とか半島の方とか、非常にやっぱり厳しい現状が続いていますので、こういった支援のほかにもこういったことができるのかについては、さらに検討を進めていただきたいと思います。

5ページの(新)医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業費について、新規ということになっていますけれども、これまでもこういった支援やったと思うんですけれど、今回これが新規になっているのは、こういった内容で新規になっているのかをお尋ねしたいのと、あと、これは何か所分を積算しているのかご答弁いただきたいと思います。

【園田医療人材対策室長】今回、新規ということで予算計上させていただいておりますけれども、国が医療介護等支援パッケージ策の一つといたしまして、国の補正予算で実施させていただく

ものでございます。

ＩＣＴ機器等の導入によりまして、業務効率化・職場環境改善に資する取組を行いまして、生産性向上を図る医療機関に対して必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るということになっております。

以前から国の補正予算を活用させていただきまして、様々な取組や支援をしておりますけれども、今回、改めまして国のこういった補助事業を活用して事業を組み立てているところでございます。

それから、支援対象施設数ということで、こちらにつきましては、資料にも書かせていただいておりますけれども、補助上限が8,000万円ということ、業務効率化に必要な経費の5分の4の補助となっております。負担割合は県の3分の1でこういった補助を支援させていただきますけれども、大体事業費ベースでは、イメージとしては1施設当たり1億円ということで8,000万という補助上限になっています。ということで、大体6施設ということで考えております。

【前田委員】 ありがとうございます。内容については理解したんですけども、ここ数年こういった支援メニューがある中で、病院の業務効率化、まさにここに書いているような業務効率化の例というのは、どこの病院も多分望んでいると思うんですけども、そういう意味では、このＩＣＴとかでの支援というのは、大体進捗的にはどれぐらい行き着いてるんですか。

【園田医療人材対策室長】 大変恐縮でございますが、進捗状況としましては、どの程度進んでいるかというところの指標というのは、すみません、持ち合わせてないような状況でございます。

【前田委員】 言い方変えますけれども、今、6

施設になりましたけれども、それ以上に希望するところが出てきたら、今の既存の予算の中ではどういう対応ができるんですか。

【園田医療人材対策室長】 基本的にはこの6事業ということでさせていただいています。そもそこの事業の立てつけでございますけれども、単年度の量でモデル事業としての位置づけでございまして、1件当たり約1億円ということで、規模が、インパクトが大きくて、業務プロセスの抜本改善が可能になるということで、1億円ということで計上させていただいております。

例えば、幅広く支援するという考え方もございますけれども、国からは、1病院当たりの補助金額を小さくして補助対象病院を増やすということは、業務効率化の成果を減じることに繋がりがねないため行わないということで考え方が整理されております。最終的には、提示された計画書を基に判断されていくものと考えておりますけれども、場合によっては、今度、6件以上になるということも考えられると思っております。

なお、ある程度まとまった規模の補助金ではございませんけれども、例えば、産業労働部の魅力ある職場づくり推進補助金であるとか、こういった中小・小規模事業者の職場改善につながる取組に対して補助制度が設けられております。

こういった大規模な予算でございせんが、補助金300万上限で総事業費の3分の2以内ということになっておりますけれども、当室からもこういった事業を説明させていただきまして、県内医療機関に対して周知をさせていただいているというような状況でございます。

【前田委員】 ある枠の中の1億を減らしてたくさん出せということではなくて、ＩＣＴを望んでいる病院がたくさんこれからもあると思うの

で、そこに対して、産業労働部も含めて、部局をまたいででもいいので、きちんと支援できるような措置を取ってほしいなという質疑の趣旨なので、ぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

こども政策局に二つ質問したいと思います。

前知事の希望もあった保育士人材確保等事業、8ページ、こども医療は10ページですけども、それぞれ昨年と比べて、継続して予算立てしているみたいですけども、どれくらい予算計上額が動いているのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。まず、保育士の方からお願いします。

【川原こども未来課企画監】お尋ねございました保育士等処遇改善推進事業につきましては、昨年の当初予算と比べまして700万ほど減じて計上しているところでございます。

【前田委員】 執行残も出ていたと思うんです、昨年。これ今年で3年目ですよ。執行残も出ていたと思うんですけども、昨年の直近でいいので、執行状況はどんな状況でしょうか。

【川原こども未来課企画監】 令和7年度の執行状況になりますけれども、約1億5,000万円になりまして、当初予算と比較しまして72.5%程度の執行となっております。

【前田委員】 3年目ですので、ぜひ執行残が残らないように、保育園の方とも連携を取ってほしいと思うんですけども、僕がお聞きしたいのは、3か年、時限的にまずやりますよということ、3年目を迎えるので、来年度以降どうするかということをお聞きしたいんですね。その上で、研修を受けた形で1人2万円にしようという工夫をされて出した。しかし一方で、この間も質問が上がってましたけども、園には保育士以外の方もいるんですよ。そういう方にも出してほしいと。でもそれだったら1億ぐらい上がる

から、なかなか難しいんですよ。ただこれ、もともとの発想は、ほかの産業と比べて所得が低いから、それを補おうということでやってたと思うんですけども、当時、これを立案したときの保育士の所得から、その後、国も追いかけて、ずっと人勤とかで上がってきてますよね。それを考えたときに、今どれぐらい上がってるのかなというのが気になります。そこをお知らせいただきたいのと、来年度どうしようと考えているのか。もちろん秋口から来年度予算に入りますから、基本的な考え方というか、来年継続しようとしているのかどうか確認をしたいと思います。

【川原こども未来課企画監】 まずは、事業の開始前、開始後におきます賃金がどれぐらい増えているのかというお尋ねでございますけれども、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、役職者を除きました保育士の賃金は、令和5年から令和6年にかけて、年間で14万円程度の増加という統計が出てございます。

それからもう一つ質問がございました、来年どのような展開を考えているのかというお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、本事業につきましては、令和6年度から開始いたしまして、今年度で事業終期を迎えているところでございます。国が進めている処遇改善の取組の効果でございますとか、本事業の実施状況を十分に見極めるとともに、関係団体や市町の意見、現場の保育士の声などを丁寧に伺いながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

その上で、県としましては、保育人材の定着を図るためには、働きやすい環境づくりも含めた取組が重要であると認識しておりますので、現場ニーズを的確に捉えながら、効果的な施策

について検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】先日、保育会の方と意見交換の場を持たせていただきましたけども、いまだに全産業と比較すると低いことは低いんですね。しかし、当初、こういう事業をやろうとしたときから比べると、二十何%、多分大幅に上がってきてるんですね。追いついてきている状況の中で、限られた財源をどう使うかと考えたときに、来年度以降どうするかというのは、さっきおっしゃったように、これから検討したいということで、十分に保育の業界の方々と検討しながら進めてほしいと思うんですけども、ただやっぱり人口減少を考えたときに、保育にかかる予算というのは手厚くした方が私はいいと思ってるんですね。そう考えたときに、国が多く今制度を変えようとしている中で、それでも地方においては、国の制度に合わない部分が出てきたり、長崎県で言えば、離島特有の問題とか地域性の問題で、やっぱり不自由しているところってあると思うんですよ。国に働きかけてもなかなか変わらないと。そういうところにやっぱり長崎県独自の支援をしてほしいと思っていて、その財源があるんだったら、そこは抑えてでも今度はこのことをやりましょうかみたいなやり取りをしっかりとやってほしいと思うんですけども、こども政策局長としてうなずいてくれているので、考え方を確認したいと思います。

【浦こども政策局長】私が6月にこども家庭庁に政府施策要望の案件でお伺いして、担当の保育政策課長さんとも直接話をさせていただきました。そのときに私から申し上げたのは、国の方では、次元の異なる少子化対策が令和5年に取りまとめられた。それを契機として、今お話があったように保育政策というのが、これまでにないほど大きく前進したということで、感謝の

意味も含めてお話をさせていただきました。

特に、今お話があつてる学ぶ保育士等応援事業が開始しました令和6年度以降、いわゆる75年ぶりの配置基準改善というものでありますとか、あるいは、今紹介がありました公定価格上の保育士の大幅な処遇改善というのが本当に前進した、進展したと感じております。

もとより、これも今前田委員からご指摘がありましたように、こういった保育政策は、国・県・市町村の適切な役割分担も大事なんですけれども、一方で、国が全国一律で行う施策と、県・地方がそれぞれの実情、ニーズに合わせてきめ細かに行うような単独事業を効果的・効率的に組み合わせていくことが何よりも重要であろうというふうに考えております。

そうしたことを考えて、学ぶ保育士等応援事業の今後の対応につきましては、ただいまご指摘であったように、保育関係団体のニーズ、その背景にありますそもそもの保育現場のニーズ、それから、保育の事業主体である市町村、こういった幅広い方々のニーズを真摯にお聞きしながら、予断を持たずに幅広い視点で検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】ぜひ綿密に打ち合わせして、いい予算立てしてほしいなと思います。

子どもの医療費助成費、これまでも委員会の中で、決算が増えてるんじゃないかという指摘もあつてましたけども、昨年度の予算と今年度の予算と比較したときの増減について、まずご答弁いただきたいと思います。

【太田こども家庭課企画監】昨年度の実績でございますが、最終実績が、高校生につきましては約4億3,000万円でございます。令和7年度につきましては、決算の見込みとしまして、4億9,000万円を見込んでいるところでございます。

【前田委員】 市町との協議の中では、小学校、中学校も見てくださいますか、そういう要望のやり取りをしてると思うし、高校生についても、現物給付が求められてますけども、現物給付にしたときに、どれぐらい上がるとおっしゃいましたかね。予算ベースで。すみません、確認させてください。

【太田こども家庭課企画監】 本年3月の本委員会でレセプトデータの分析結果をお示したところでございますが、現物給付化した場合には、6億5,000万円を超える予算ということでお伝えしたと思います。

【前田委員】 そういう話の中で、今回、償還払いで当然予算立てしていると、積算していると思うんですけども、私個人的には、償還払いにするのは財源を抑えるためだという認識しかないで、そうじゃなくて現物給付を求めたいと意見してきていますけども、市町も含めたところで、平田さんに知事が変わってどうするのかと思ってたんですけども、従来どおりですよ。来年以降含めてどうするのか。それとも、変更することも含めて、市町と協議しているのか。検討状況についてお知らせいただきたいと思います。

【太田こども家庭課企画監】 こども医療費助成制度の見直しの検討状況でございますが、令和5年度、令和6年度のレセプトデータの分析結果、先ほどお話ししましたように、3月に本委員会で示したところでございますが、こちらに加えて、令和7年度の実績を含めた検証を進めているところでございます。

今後の制度のあり方につきましては、当該検証を踏まえまして、県民の利便性の向上でございますとか、市町や医療機関の事務的負担軽減、こうした観点も考慮しながら、できるだけ早い

時期に一定の方向性を整理したいと考えております。

【前田委員】 一義的には国に求めることだと思いますけども、しかし、そうは言っても現実、今お話ししたような現状にあるんですから、今の答弁でずっとそういう答弁が出ていると思いますけども、ぜひ、ここできちんと来年に向けて決着をつけてほしいなと思います。

最後の質問にします。

若い世代と考えるライフデザイン等支援事業費、先ほども質問あつてましたけども、私も、若い世代の意向調査って、もうやり尽くしてるんじゃないかなと思ってるんですね。だって今までいろんな各種アンケート取ってるじゃないですか。だから希望に寄り添う支援政策というのも、まだ確認するんですかという感じがするので、ぜひ改めて、直近でやるということであるならば、先ほど同僚委員が発言したように、支援施策をしっかりと新規も含めて打ってほしいということをお願いしたいと思います。そうしたことによって、意向調査したかいがあつたとなりますので、従来型を続けるだけじゃ全く意味がないんですね。お願いしたいと思います。

一つ、プレコンセプションケアについては、私も以前から話してましたけども、僕のプレコンセプションケアの位置づけは、不妊治療支援の中の一つの位置づけにしてるんですね。そういうやり取りをこれまでも質疑してきたと思うんですけども、出生率を上げるために、こどもを産みたいという人の支援も優先的にやったらどうかということで、不妊治療の支援をもっと、兵庫県を参考としながら、先進的なところを参考としながら拡張してほしいということで話してましたけども、患者さんのアンケートを取っ

た、病院側のアンケートを取った、アンケートから見えてきたことも大体認識できたと思うんですよ。その上で、今年度、何か新たな事業として不妊治療支援に対して、既存は別ですよ、何かあるんですか。そこをちょっと確認させてください。

【鴨川こども家庭課長】これまでの前田委員とのやり取りの中で、不妊治療についていろいろご意見いただいております。実際、今年度新規事業としまして、先ほどの予算の中の一部に、今後こういった形でプレコンセプションケアを進めていくのかという検討する会議の予算を計上しております。数回予定しておりますけど、その中の1回につきましては、不妊治療に特化した形でのご意見をいただくような場を設けていく予定としておりまして、そういった中で、これまでやってきたアンケートでありますとか、保険適用後の実態等も検証しながら、新しい事業を組み立てるべきなのか、今の事業を拡充していくべきなのか、そういった議論を深めていきたいと考えております。

【前田委員】確認したかったのは、プレコンセプションケアの普及を図る協議会ではなくて、不妊治療の支援を拡充するための協議会ということで、私は昨年質疑をして、その方向でアンケート後については、協議会を立ち上げたいということでやり取りしていたと思います。プレコンも幅広いですけども、かぶっている部分として、その中で議論してほしいくて、プレコンセプションケアの中で、不妊治療ではなくて、不妊治療支援の中でプレコンセプションケアが一つの柱としてあるということを確認させていただきたいし、その普及については、具体的な事例として、先進する兵庫県では、県立の高校を3か年で一巡させましょうということを実施

してますよ、どうですかというお話もしてるんですから、検討してもらうことは構いませんけども、もう少しプレコンセプションケアでなくて、不妊治療支援に対する協議会ということで、今年度進めていくということをご答弁いただきたいと思います。

【鴨川こども家庭課長】県としましては、親和性が非常に不妊治療とプレコンセプションケアについては近いものと思っておりますので、委員ご指摘のとおり、不妊治療についてのきちんとした検討という場も一つ設けながら、しっかり検討していきたいと考えております。

【前田委員】最後にしますけども、不妊治療に対するどういう支援ができるかということを検討するためにアンケートを取りたいと言って、そして現況、長崎県において、不妊治療による出生数が全国平均と比べたら非常に低いですよ、産みたいと思う人を応援しましょうよというやり取りで分かりましたということでアンケートが始まったと思っていて、その先に協議会を設けるというから、頑張ってくださいと思ってたんです。

親和性があるという話ではなくて、不妊治療の支援の中にプレコンセプションケアがあるんです、僕の中では。何かプレコンの協議会の中で不妊治療も議題にしますよじゃなくて、不妊治療支援の中でプレコンセプションケアをどうやって広げていこうかというふうな協議会にしていっていただかないと、僕のこれまでの質疑とか要望の趣旨とは何か、はたから見たら一緒やんと思うけど、全然一緒じゃないんですよ。政策局長最後に答弁をお願いします。

【浦こども政策局長】不妊治療支援の充実、あるいはプレコンセプションケアの推進もともに重要だというふうに考えております。

前田委員からご指摘がありましたように、昨年度、アンケートをさせていただいた中でも、例えば、心理的なケアを求める声もありましたし、もう少し早く、そもそも不妊治療云々の前に、プレコンセプションケアのような取組があればよかったという、そういう声も実際あつてますので、そこは、どっちがより重要か、どっちがより優先かというよりかは、二つとも重要というふうな視点で、同じ協議会の中で、不妊治療の支援についても検討していくと、そういうふうな考え方を今抱いております。

【前田委員】最後に要望だけで終わりますけども、プレコンセプションケアを高校生にするというのは、「いずれ大人になったら結婚するでしょう。したいですね。当然しないという選択もありますよ。したいですね、こどもも持ちたいですね。でも、現実的にはこどもは、どの年齢でも当然出産可能であるけども、適齢な時期がありますよね。そこをちょっと遅れちゃうと、自分の体自身にもいろんな影響がありますよね」と。そういうことを高校というか若いうちから知ってとってもらったら、まさしくこのライフデザインの中で、この25から何歳までの間にこどもを持ちたいですねみたいなものがあるんですから、これは並行じゃなくて、出産というか、そっちの中に入ってるんですよ。入っていると僕は思ってるの。それはほかにもありますよ。プレコンセプションケアでお伝えしたいことは、こどもたちに。でもやっぱりそこが僕はあるから提案してるんで、ぜひ、不妊治療の支援に対する、じゃあ何のためのアンケートを取ったかという話になっちゃうので、アンケート結果を取って、施策になってないんだから、今から検討するんだったら、協議会の設置、ちゃんとしますと。その上で、プレコンもその中

でしっかり議論していきますという答弁はできないじゃないですか。要望にとどめますので、ぜひよろしくお願いします。

【川崎委員】地域医療・多職種連携推進事業費750万についてお尋ねいたします。

2040年頃にピークを迎える在宅医療に対応するため、多機関・多職種間の連携強化のためのネットワーク構築等を支援し、持続可能な在宅医療提供体制を推進という説明をいただいております。

まず、確認であります、在宅医療の利用者の実態と、そして、2040年頃にピークを迎えるということでもありますので、どのような利用者の予測をしているのかお尋ねいたします。

【高見医療政策課長】在宅医療の関係でございますけども、訪問診療患者数につきましては、2025年には1日当たり1,682人が利用されているという状況になってございます。

本県では、85歳以上の高齢者数につきまして、2040年頃にピークを迎えるということが予測されておまして、この訪問診療患者数につきましても、2040年には約1.16倍の1日当たり1,950人程度と最も多くなるものと見込んでいる状況でございます。

【川崎委員】まさに増加傾向であるということです。

患者数の今説明が、2025年は1,682人というふうにありましたが、これは利用回数ということだろうと思っております、真の患者数ということについてはまた別です。いわゆる延べ数だと思いますので、ぜひ、どの程度の方が利用されているのかというのは引き続き調査をお願いしたいなと思っております。

次に、現在の在宅医療ですけれども、どのような体制で行っておられるのかお尋ねいたしま

す。

【高見医療政策課長】在宅医療につきましては、医師を中心に、訪問看護師や薬剤師、それからリハビリテーション専門職等の医療従事者と、あと介護支援専門員やヘルパー等の介護の関係者が連携しながら、必要な医療やケアを提供されているという状況でございます。

ただ、地域によっては、医師や看護師が本来の業務に加えて、服薬指導とか口腔ケアといったところも担われている状況もございます。

【川崎委員】ありがとうございました。患者さんに向き合って、必要な体制を取って当たっていただいているということで、非常にありがたいなというふうに思っております。

今回、推進事業費ということで、いわゆるネットワーク構築の支援と持続可能な在宅医療提供体制の推進ということでありますので、いま一度、事業で目指すものについてお尋ねをいたします。

【高見医療政策課長】県では、昨年度、在宅医の負担軽減ですとか、あと、業務の効率化を図ることを目的に、地域の在宅医を中心としたチームによるグループ診療の取組ですとか、あと、情報共有方法の改善など、多職種・多機関が連携するための具体的な仕組みについて検討を進めるような活動を支援してまいりました。その中で、活動チームの方からは、連携を円滑に進めるための情報共有ツールの活用ですとか、在宅医の負担軽減のためにオンライン診療を導入する必要があると、そういった課題が上げられたところでございます。

こうした現場の課題を踏まえまして、今回の事業では、在宅医や訪問看護師などの多機関・多職種間での情報共有を図るためのICTツールですとか、あと、オンライン診療を導入しま

して、その効果を実証する市町といったところの取組を支援することで、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築につなげてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。

委員会で視察をさせていただいて、介護施設でしたけれども、かなり介護ロボットの導入が進んでいて、また、そのロボットも導入からさらにバージョンアップしていきながら、本当に職員の皆様の負担軽減ということで取り組んでおられまして、例えば、いろんな報告書もほとんど手書きをするようなこともないようなところまで進んでいるようです。

今伺いましたら、ICTツール、オンライン診療の導入ということでありますが、どちらも進んでるのかなと思ったら逆にあんまり、むしろ介護の方が進んでいるような感じもいたしますので、そういったところは導入促進を果たしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、若い世代と考えるライフデザイン等支援事業費であります。複数の委員さんからも随分、深掘りした質疑がありましたので、大体のことは理解をいたしておりますが、私も正直、前に何か似たようなのがあったよねと思っていて、今年度の事業としてどう取り組んでいかれるのかなというふうに思っていたところであります。

まず、過去に似たような事業もあったと思いますので、過去の実績と効果、これをまず整理してお知らせいただきたいのと、せっかく先ほども議論がありまして大分分かっておりますが、総括をして、どういった形で今回、新たな狙いで、視点で取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

【中村こども未来課長】 今回、大きく分けて、ライフデザインの今後の施策を考えるための調査アンケートという部分と、乳幼児のふれあい体験という部分と、さっきも話がありました、プレコンセプションケアの普及という大きな柱が三つありまして、過去、我々としては、こういったライフデザイン自体を前面に押し出して施策を推進したということではなくて、当然、これまで我々は結婚・子育て等の支援の形で、企業さんといろんな形でコラボレーションさせていただいておりますので、そうした中で、こういうライフデザインも含む形で、企業でもしっかり研修等を実施してくださいというお話は近年進めております。既に企業訪問等については、昨年度につきましては、100件程度、企業訪問等をしておりますので、そういった中で実際、ライフデザインに関する研修に組み込んでいただく企業が増えたりとか、プレコンセプションケアに関しても、ドクターとか、そういう人たちの講演を導入するというような形で進めていただいている状況が生まれているところでありますので、そういったものを今回の施策でさらに後押ししていきたいという部分と、あと、狙いについては、先ほども申し上げましたとおり、そもそも若者の思考が今大きく変わってきているというところが一番大きな要素でございます。国においてもそういったところを一番課題として捉えております。実際、出会い自体を望まない方とか、そういう方もいらっしゃいますし、そういうものでは、身近にそういった家庭というロールモデルというのも少なくなっているという状況でございますので、先ほども申し上げました、一般的な結婚・子育てをはじめ、キャリアもそうなんでしょうけど、そういう部分での何歳でこういうことになるのか、あ

とコストがこれぐらいかかるのか、そういった正確な知識をしっかりと広めていくということが重要ですので、その結果、何が若者に刺さるのかという部分を今回の施策でしっかりと、調査でしっかりとつかんでいきたいというふうに考えているところでございます。

【川原こども未来課企画監】 乳幼児ふれあい体験についての説明でございます。こちらの方につきましては、乳幼児と触れ合う機会が少ない中学生に対しまして、乳幼児との関わりを実体験してもらうものでございます。

この体験に先立ちまして、今回、保育士さんを、実際、中学校の方に派遣をいたしまして、事前学習を実施することによりまして、園での体験学習の質を高めるとともに、実のある成功体験に導くこととしております。

これに伴いまして、これを行うことで、将来の結婚や子育てに対する具体的なイメージ形成や前向きな意識、そういったものを醸成することを新たな狙いとしているところでございます。

また、こういったこどもを育てることに対してプラスの考えを持つ生徒が増えることによりまして、少子化対策の基盤形成にもつなげていきたいということも狙いの一つとしてやっていきたいと思っている事業でございます。

【川崎委員】 ありがとうございます。先ほども聞いたので、重複した答弁で大変恐縮ではありますが、乳幼児とのふれあい体験で今お話をされましたが、単発じゃなくて、何度も何度も触れ合う機会を与えていただければと思ってるんです。核家族化が進んでいて、こどもの数が減っていったって、兄弟も1人であり、また、例えば、自分の兄弟がないから、おいつ子、めいつ子と接するというようなことも本当機会が少なくなっているように思うんです。また、隣近所に昔

はいましたけど、そういったこともほとんどないというようなこともありながら、やはり接していくことによって、こどもを持つことのすばらしさとか、大変なところもありますけれども、ぜひ結婚して、こどもを持ちたいなというところも、体験の中から感じる部分は多分にあると思っています。そういったところを大事にしながら、ぜひ具体的に成果が出るように進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

【千住委員】失礼します。私もまずプレコンセプションケアについて1点だけご質問したいと思います。

国は推進5か年計画ということで出されているんですが、先ほどからいろんな質疑があっている中で、今後、県はこの推進に当たってどのように取り組んでいくのかをお尋ねします。

【太田こども家庭課企画監】プレコンセプションケアにつきましては、これまでも妊娠や妊孕性について分かりやすく説明した啓発冊子等を県内高校生に配布するほか、学校等に保健師を派遣して、思春期の体の変化でございますとか、妊娠・出産、性感染症などをテーマに出前講座を実施してきたところでございます。年間約2,000名を超える生徒に、性と健康への理解促進を図ってきたところでございます。

こうした中、国におきましては、プレコンセプションケア推進5か年計画が昨年策定されましたが、その中で、性や健康に関する正しい知識の普及と、情報提供などにつきまして、今後5年間集中的に取り組むというところが示されたところでございます。

県におきましては、これまでの取組に加えまして、ライフデザインを見据えた生涯の健康づくりの視点も持ちながら、取組の充実強化を図

ってまいりたいと考えております。

そのため、今年度につきましては、協議会を設置しまして、専門的知見に基づく意見も伺いながら、取組の方向性について検討してまいりたいと考えております。

【千住委員】ありがとうございます。

昨日、教育委員会の中でも性に関する指導等もありましたので、そういったところも横断的に取り組んでいただけたらと。また、国の5か年計画には、地方版推進計画を策定するなどということにありますので、その辺りについても今後進められていくのかなと思いますのでよろしくお願いします。

それと、最後にちょっと細かいところで申し訳ないんですが、外国人介護人材確保・定着促進事業費についてちょっとお尋ねします。

補正予算でついているんですが、新規ということで、外国人受入れのための居住環境整備となってるんですが、この点ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

【久間長寿社会課長】こちらの制度でございますけれども、昨年度から外国人材受入れ時の負担軽減に向けて、家賃等の支援を実施しているところでございますけれども、賃貸物件が少ない離島などにおきまして、なかなか民間アパートなどが無いというところもございますので、離島などで活用を促すためにも、必要な宿舎の改修工事、例えば、間仕切りでありますとか、Wi-Fiを設置したりとか、あと、壁紙の張替えとか、そういったものを補助メニューに追加いたしまして、補助金額を増やした上で、補助要件を増やした上で実施をしたいということで、今回、計上しているところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。今までも家賃補助とか研修とかセミナーとか、いろい

ろあったと思うんですが、施設整備ということで分かりました。

一般質問でもちょっとあったんですが、介護人材の外国人の方というのが非常に増えてきているというようにお話があつたと思いますが、推移といたしますか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

【久間長寿社会課長】 令和2年度に66名であった外国人介護人材なんですけれども、年々増加しております、例えば、令和6年度754名、昨年度は1,057名ということで、毎年250人ずつぐらい増加しているという、そういう状況にございます。

【千住委員】 ありがとうございます。介護人材だけじゃなくて、様々な職種における外国人の方の人材確保というのは非常に大事になってきていると思います。外国人の方が住むに当たって、やっぱり住居、生活環境等が一番苦勞されているということもお聞きしています。

県では、不動産協会とか、住宅供給公社などと連携して、住宅の確保には力を入れているということですが、県として、部局横断的に取り組む姿勢が大事じゃないかなと思うんですが、そういったところはこういった取組されているでしょうか。

【久間長寿社会課長】 庁内の外国人材の取組につきましては、産業労働部が所管しております、副知事がトップの国際県長崎外国人受入れ推進庁内連絡会議を年2回ほど開催しているところでございます。

この会議の場を活用いたしまして、各課が外国人材確保の取組などにつきまして共有を行っております。例えば、外国人の困り事などにつきましては、日常生活の困り事につきましては、国際課さんの方が所管しております長崎県国際

交流協会、こちらに長崎県外国人相談窓口が設置されておりますので、そちらが対応しておりますし、外国人材を雇用しております企業などの相談につきましては、未来人材課の方が設置しております長崎県外国人材受入総合相談窓口、こちらで住宅情報の提供などを行っているところでございます。

そのほか各分野におきまして、例えば、長寿社会課におきましては、ながさき外国人介護人材育成サポートセンター、こちらの方で事業所さんの相談に応じているところでございまして、多くの介護事業所さんにおいて、外国人の方々に活躍いただけるように、外国人材が安心して働ける環境づくりに向けて、引き続き取組を進めていきたいというふうに考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。様々な取組をされているということなんですが、県営住宅も住めるようになったとかいうこともあって、踏み込んだ取組をされていると思います。今後も、年2回とは言わず、随時、情報提供、あるいは情報の共有などをぜひ積極的に行っていただきたいと思います。

【中村(俊)分科会長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から分科会を再開し、引き続きこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

— 午後 0時 1分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【中村(俊)分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

それでは、質疑がある方。

【饗庭副会長】私からも質問をさせていただきます。

補足説明資料の4ページの新規事業の訪問看護ステーション機能強化事業費についてお伺いしたいと思います。

在宅医療においては、訪問看護ステーションの役割がとても重要だというふうに思っております。そういう中で、小規模事業所でとても苦勞しておられる事業所がすごく多いというふうに聞いております。

その中で、今回、機能強化をされるということですが、どのような機能強化を図る予定なのかお伺いします。

【高見医療政策課長】饗庭委員のお話にあったように、大変苦勞されながら事業をされているということで、やはり小規模事業所が多くて、訪問看護師自らが人材確保策とか、事務作業等を担われているという状況にございまして、人員が十分でなくて、今後の在宅医療の需要の増加への対応が困難な状況も見受けられるというところでございます。

このため、複数の事業者が連携して行う人材確保対策や、事務の共同処理ですとか、あとは、ICT活用による業務効率化等の取組を支援することで、看護師の負担軽減を図りまして、これまで十分に確保できなかった研修とか、スキル向上のための時間を生み出していただいて、サービスの質や量の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

それから、事業者間のこういった連携関係が構築されることによりまして、お互いの専門分野に係る技術を学び合うといったことですか、あと、必要に応じた人員の相互補完といったところも図られるのかなと思っておりますので、事業所の機能強化につながるのではないかと思います。

うふうに考えているところでございます。

【饗庭副会長】ありがとうございました。

その中で、今のお話では、人材育成とか、ICTを活用した業務の効率化に取り組むということですが、どのようなところの経費がその補助対象になるのかお伺いします。

【高見医療政策課長】例えば、効率的な情報共有とか、協力体制の構築に向けまして、先ほど来申し上げた、ICT機器の導入ですとか、そのほか業務に係る様式、ルール、マニュアル等の統一に要する経費、それから、診療報酬とか介護報酬の請求とか、補助金申請書類の作成、そういった共通事務を担う事務員の雇用に要する経費ですとか、さらには、人材育成のために複数事業者で研修会を開催する経費、そういったことに支援をしてまいりたいというふうに考えております。

【饗庭副会長】複数事業者で一緒に共通して行うということかというふうに理解しました。そういう中で、今、訪問看護ステーションが県内にどれくらいあって、文章で説明してある中では、5チーム対象ということで記載されてますが、この5チームはどのようなチームでしていくのかお伺いします。

【高見医療政策課長】まず、県内の事業所数につきましては、令和8年度で214事業所でございます。3人以下の事業所が4割を超えているという状況にございますので、まずはそういった小規模のところで、かつ離島とか、医療資源がそもそも少ないところといったところがまずは対象になってくるのかなと思っております。

【饗庭副会長】5チームということですが、なかなか連携取りながら、小規模事業所さんなので、どこでチームを組むのかも非常に難しいかと思うんですが、その申請が5チー

ム以上あった場合には、それも受けるのかどうか確認をさせてください。

【高見医療政策課長】 予算の範囲内で5チーム以上といったところが出てきた場合には、範囲内で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

【饗庭副会長】 ありがとうございます。

先ほど214事業所あるということでしたので、今年度だけでは、全訪問看護ステーションさんに行き渡することは非常に難しいかなと思うんですけれども、今後もこの事業は新規事業なので続けていかれるのかお伺いします。

【高見医療政策課長】 訪問看護ステーションの役割というのは、今後ますます大きくなってくると思います。先ほどございましたように、離島などでは、やはり少ない人員で孤軍奮闘されているという状況もお伺いしておりますので、来年度も引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

【饗庭副会長】 ありがとうございます。ぜひ継続して支援をしていただければと思います。

次に、こども医療福祉センター運営費についてお伺いします。2,281万7,000円計上されておりますけれども、これは、自動ドアの設置とトイレの改修工事と書いてありますけれども、トイレの改修工事がどこまでこの金額でできるのかお伺いします。

【町田障害福祉課長】 こども医療福祉センターの改修工事についてのご質問に対してご回答させていただきます。

こども医療福祉センターにつきましては、開設から20年を経過いたしておりまして、開設当初は、肢体不自由児を主な対象とした施設から、近年は発達障害や小児心療を主に対応する施設へと役割が変更している状況でございます。

このような状況を踏まえまして、時代のニーズに即した施設とするために改修をするものでございます。

具体的に今年度、取り組みたいと考えているところが、トイレの改修の設計に取り組んでいきたいと思っております。こちらについては677万7,000円ということで、こども医療福祉センターに8か所トイレがございしますが、そのうち男女間の仕切りの上部が大きく開放されているところ、あるいは使用頻度が少ない小型の小児用の便器の取替え、こういったものを改修していきたいと思っておりますが、全体で8か所あるうちに7か所が、こういった改修が必要な部分がございますので、その7か所全てについて対応していきたいと考えているところでございます。

また、自動ドアの設置につきましては、1,640万円を予定しておりまして、現在、入院スペースと外来スペースの区別がない状況でございまして、不審者の侵入を防止するためのものであるとか、逆に、入院患者の方が出入りする際、職員が適切に把握できるような形でということで、センター内におけるセキュリティの向上を図るために設置をさせていただきたいと考えております。

【饗庭副会長】 分かりました。

トイレの部分について、今回、設計費用ということですが、おっしゃるように男女間の仕切りがなく、なかなかプライバシーが守られないというようなお話も聞いております。そういう中で、工事が終了するのはいつぐらいを見込んでいるのかお伺いします。

【町田障害福祉課長】 今年度は設計で終了いたしまして、令和9年度に、工事については終了していきたいと考えております。

【饗庭副会長】 ぜひプライバシーが守られて、

安心してできるようにしていただければと思います。

最後に、午前中もお話が出てましたけれども、「こどもまんなか社会」に向けた気運醸成事業費のココロねっこ運動についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

今回、新たな行動指針を作成するというところで、先ほど時代に合ったものと言われてましたけれども、具体的に10項目あるやつをまた10項目でされるのか、その辺りをどのように考えているのかお伺いします。

【中村こども未来課長】今の10項目については、午前中のお話にもあったとおり、行動例とか、そういう具体性は少し欠いている部分があるのかなというふうに思いますので、今10項目と決めたわけではありませんが、様々な行動例をまずしっかりと検討してから、今の時点で数を何項目にするというふうに決めているわけではないという状況でございます。

【饗庭副会長】一般質問でもちょっとさせていただきましたけれども、学校・家庭・地域が連携してこどもを見守るということが非常に重要かというふうに思っております。

そういう中で、こどもたちのSOSを受け取ることが重要かと思っておりますので、その辺りもぜひこの行動指針の中に入れていただければと思いますが、県の考えをお伺いします。

【中村こども未来課長】定例会でも議論になりました孤立、保護者の孤立とか、そういう子育てのストレスとか、そういう部分につまましての配慮というのは、もともとココロねっこ運動が持つものとして、親子のコミュニケーション促進だとか、あるいは家庭教育の向上だとか、そういう部分はしっかりつながっている部分があると思いますし、地域ぐるみの子育てという

形で、今の社会情勢としての地域関係の希薄化という部分には一番対応する部分かなと思っております。そういった部分は、虐待というお話もありましたけども、そういうもののリスクの低減にもつながるかなと思っておりますので、検討に当たっては、しっかりそういった部分も含めて協議してまいりたいと思っております。

【饗庭副会長】ぜひ、虐待防止にもつなげていただきたいと思います。

その中でもう一つだけ、行動指針を活用した周知啓発ということで、30代・40代の保護者をメインターゲットにするということですが、どのように周知していく予定なのかお伺いします。

【中村こども未来課長】まずは、今そういったこどもたちやその保護者の方をターゲットにしてるんですけども、そういう人たちを集めた形でのイベントといいますか、そういう部分での周知というのはまだまだ足りていないのかなと思っていますので、そういうものを開催したり、あとは、今までも言われていることなんですけど、SNS戦略という部分が、これまで少し後手に回ってたかなという部分がありますので、そういう部分をしっかり強化していきたいというふうに現段階では思っているところでございます。

【饗庭副会長】ありがとうございます。

最後に、ごめんなさい、もう一点だけ。

前も言ったんですけども、これに関わっておられる方が結構やっぱり年配の方が、多いと思うんですね。若い方にもここに関わっていただきたいので、若い方がココロねっこ運動を十分理解して、一緒に地域で活動していくと思うんですけども、その辺りはどのように考えておられますか。

【中村こども未来課長】ご指摘のとおりでございますけれども、様々な分野で今、担い手の高齢化というのはものすごく課題になっておりまして、一概にココロねっこ運動の部分で若い人たちにどれだけ担っていただけるかという部分は、今の段階でなかなか難しいところはあるかとは思いますが、さっき申し上げました、今のこどもさんたちの保護者の方というのは、いろんな市町村レベルの青少年県民育成会議とかでも関わっておられますので、そういう方々とか、あとPTAの方々とか、そういう方々にしっかりご説明して、そういう輪を広げていきたいというふうに思っております。

【饗庭副会長】25周年を迎えて、これからも続けていくということですので、ぜひ皆さんに届くような形で周知もしていただければと思います。

【中村(俊)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分、第84号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分、報告第3号、報告第13号及び報告第16号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、

原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中村(俊)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第75号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分の1件でございます。

議案の内容についてご説明いたします。

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

補助金返還金支払請求訴訟の長崎地裁判決について。

県が令和5年3月及び5月に株式会社メディトランセへ交付いたしました、長崎県PCR等検査無料化事業補助金について、不正に受給をしていたことが判明したため、交付決定の取消し及び返還命令を行ったものの、返還されず未収となったことから、補助金交付額7,492万9,000円及び加算金、延滞金の支払いを求める訴訟を提起してありましたところ、6月1日、長崎地方

裁判所において、同社に対し、県の請求どおりの金額の支払いを命じる判決が言い渡されました。

今後も、未収金の回収に向け、適切に対応してまいります。

3ページをお開きください。

福祉保健部における各種計画の策定等について。

令和8年度は、医療・介護・福祉の分野において、国の指針等に基づき、令和9年度を始期とする新たな計画を策定することとしております。

まず、医療分野では、長崎県医師確保計画及び長崎県薬剤師確保計画について、次期計画を策定するとともに、第8次長崎県医療計画等の中間見直しを行うこととしております。

また、高齢者福祉・介護分野では、第10期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画、第7期長崎県介護給付適正化計画と併せて、長崎県認知症施策推進計画を新たに策定することとしており、さらに、障害福祉分野では、第8期長崎県障害福祉計画・第4期長崎県障害児福祉計画を策定することとしております。

なお、各計画の策定に当たっては、これまでの取組や各分野における現状課題を整理し、各分野の専門家、関係団体等のご意見を伺いながら検討を進めることとしており、素案作成後は、パブリックコメントや県議会のご意見も踏まえ、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係説明資料の福祉保健部（追加1）をお開きください。

ドクターヘリの運航について。

ドクターヘリの2機目については、4月以降、早期の運航開始を目指して、関係機関とともに、2機体制の運用ルールの再確認や実働訓練などの準備を進めてまいりましたが、安全に運航で

きる体制が整ったことから、7月8日から週1日の運航で開始をいたします。

また、1機目については、本年11月末をもって現行の運航業者との契約期間が満了することから、総合評価一般競争入札を実施し、九州5県において運航実績を有する新たな運航業者と契約を締結したところであり、今後、12月から切れ目なく運航を開始できるよう準備を進めてまいります。

ドクターヘリは、救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で重要な役割を担っていることから、搬送要請の状況を踏まえつつ、2機のドクターヘリを効果的に運用し、救急医療提供体制の充実・強化に努めてまいります。

その他の所管事項につきましては、長崎ねりんピックの開催について、障害者のスポーツ振興について、長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(俊)委員長】次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】文教厚生委員会関係議案説明資料、こども政策局の2ページをご覧ください。

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除きますこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第75号議案のうち関係部分につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

恐れ入りますが、追加1の資料の2ページをご覧ください。

合計特殊出生率について。

去る6月3日に、国から令和7年の人口動態統計（概数）が公表され、本県の合計特殊出生率は1.42となりました。令和6年に比べると、全国の数値が下がった中、本県では0.03上昇しましたが、一方で、出生数は減少傾向が続いております。

少子化の進行には、未婚化・晩婚化の進行に加え、子育てに関する経済的不安や就労環境など様々な要因が存在しており、総合的な対策を講じていくことが重要であると考えております

引き続き、県民の皆様が希望どおりに安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携をより一層強化しつつ、結婚支援の強化や地域における子育て環境の整備などに包括的に取り組んでまいります。

続いて、恐れ入ります、当初版の資料にお戻りいただきまして、2ページをご覧ください。

長崎県こども・若者応援団表彰式の開催について。

去る6月9日に、長崎県こども・若者応援団表彰式を実施いたしました。

この表彰は、こども・若者を育成する活動と子育て家庭を支援する活動において、顕著な功

績があった企業や団体または個人の方を毎年表彰しているものです。

今年度は、青少年健全育成・支援部門において、長崎市の今村様と諫早市の諫早レクリエーション協会様が知事賞を受賞されたほか、6個人、11団体が功労賞を受賞され、知事が表彰状を授与いたしました。

また、今年度は、長崎県青少年育成県民会議とともに県民運動として取り組んできた、ココロねっこ運動が25周年の節目を迎えます。これを契機に、こどもまんなか社会の理念を踏まえ、若者の意見を積極的に取り入れ、より参加しやすい運動となるよう見直しを行い、さらなる周知・啓発を進めたいと考えております。

今後とも、こどもや若者と子育て家庭を社会全体で支援する気運醸成に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(俊)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 75号議案について質問します。

75号議案の改正内容の③みなし保育士（理学療法士等）の追加に伴う改正ということで、特別な支援が必要なこどもの増加等を背景に、理学療法士等を1人に限り配置基準上の保育士とみなすことができる旨を規定するということなのですが、この改正内容は、特別な支援が必要なこどもたちにとって、よりよい保育環境になると理解をしてよいのか。そして、現状はどうなんですか。これから改正される内容ですけど、現状としては配置されているというのがあるのかどうか。2点お尋ねします。

【川原こども未来課企画監】みなし保育士に関

してのご質問でございます。

まず、1点目でございますけれども、理学療法士等を、今回、保育士の代わりとして1名みなすことができる旨を規定したいという内容であります。就学前の年齢では、具体的な診断などがつかない、いわゆるグレーゾーンの方もいらっしゃる、そういったお子様に対しては、特性に応じたきめ細やかな支援が必要となってくるんですけれども、こういった理学療法士等の支援を得ることで、保育士の負担も軽減しつつ、こどもの特性に応じた支援が可能になるものと考えております。

また、障害のあるこどもや医療的ケア児など特性に応じた専門的な支援を充実するとともに、受入れ体制の強化、インクルージョンの推進、そういったものを図る観点から期待されているところでございます。

あわせて、県内での配置状況ですけれども、令和7年4月時点での調査におきましては、県内の保育所においては雇用している実績はないというふうになっております。

【堀江委員】専門的体制を取れるということで、特別な支援が必要なこどもたちにとってはよりよい保育環境になるという理解でいいんですね。

それで、令和7年4月時点では、これはいないと言われましたかね。そうしますと、このみなし規定でできるんだよというふうに改正されるんですけど、見通しとして、現場ではこの改正内容が活かされていくのかどうかということだけ教えてください。

【川原こども未来課企画監】先ほど申し上げましたとおり、施設側にとっては、受入れ体制の整備にもなりますし、また、これから専門的な保育が必要だということで、保育士さんではまだできない部分もカバーできていただけたと思

っておりますので、必要に応じて施設側で雇用されるものと思っております。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【川村福祉保健課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、令和8年3月から令和8年5月

分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料2ページに記載のとおりで、計4件でございます。

なお、間接補助金はございません。

次に、3ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、令和8年3月から令和8年5月分の実績を記載しております。資料3ページから9ページに記載のとおり、計27件であります。

次に、10ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情が行われたものは、長崎県離島振興協議会からの計1件であり、それに対する県の対応は、資料10ページから11ページに記載のとおりであります。

次に、12ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、令和8年3月から令和8年5月の実績は、長崎県感染症診査協議会など計13件になっており、その内容については、資料13ページから25ページに記載のとおりであります。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、福祉保健部関係の要望結果をご説明いたします。

令和9年度政府施策に関する提案・要望についてをご覧ください。

福祉保健部関係におきましては、離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実、救急患者の安全かつ安定的な搬送体制確保に向けた支援、原爆被爆者援護等の充実、介護人材の確保に関する施策の強化及び介護給付費に関する費用負担の見直し、重度障害者医療費助成制度の創設といった、最重点3項目、重点2項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、厚生労働省に対

し、知事、副議長、福祉保健部長により要望を行いました。

このうち、離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実につきましては、伊原厚生労働事務次官に対し強く要望を行い、医療、介護サービスが提供できる体制維持のためスピード感を持って取り組んでいくとの発言をいただきました。

以上が、福祉保健部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【中村こども未来課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明をいたします。

2ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載をしております。本年3月から5月分の実績ですが、直接補助金が16件、間接補助金が1件でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件については、記載のとおり9件となっております。

引き続きまして、6月中旬に実施いたしました令和9年度政府施策に関する提案・要望について、こども政策局関係の要望結果をご説明いたします。

資料は、令和9年度政府施策に関する提案・要望について（こども政策局関係）をご覧ください。

こども政策局関係におきましては、こども・子育て家庭の支援に関する地域間格差の是正、

こどもの育ちの支援の充実の2項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、内閣府に対しまして、知事、副議長、こども政策局長により要望を行ったところでございます。

このうち、こども・子育て家庭への支援に関する地域間格差の是正及びこどもの育ちの支援の充実の項目については、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向け、窓口負担なしで医療を受けられる新たな医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化等について、財源を含め、国の責任において全国一律の制度として早期に実現すること。また、保育士等の処遇改善、放課後児童クラブへの支援等について、内閣府に対して強く要望を行いました。

これに対しまして、こども家庭庁長官から、地域間格差は大きな課題であり、財政力の弱い自治体に対する支援は必要。保育の無償化については、誰でも通園制度の本格実施を踏まえ、保育を利用していない家庭の支援を重視しつつ、制度の在り方は引き続き検討する。また、保育士の処遇改善や配置基準は、こども未来戦略で大きく改善されたが、人材不足を踏まえ、業務分担やデータに基づく効率化など、次の対応が必要。これまでの待機児童対策から、人口減少地域における保育機能の維持へ重点が移行しており、離島を含む現場の声を踏まえた支援を検討したい等の回答をいただいたところです。

以上が、こども政策局関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【中村(俊)委員長】次に、陳情審査を行います。

サイドブックに掲載しております陳情書一

覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。

【松本委員】ちょっと確認で、こども政策局の1,000万以上の契約状況一覧の5ページです。

こども未来課の令和8年度「長崎県婚活サポートセンター運営事業」の業務委託費の5,830万について、どれくらいの期間で、こういった事業内容の委託なのかお尋ねいたします。

【中村こども未来課長】事業期間は今年度1年間で、本庁の2階に設置しております婚活サポートセンターの運営が主なものになりまして、そのほか結婚支援にする各種テレビCMとかPRとか、そういったものの内容を委託することになってございます。

【松本委員】県庁内であれば家賃がどうなのか分かりませんが、実際にこれは財源というのはもう県単独でやっているのか、それと、年度ごとの契約なのか、お尋ねいたします。

【中村こども未来課長】財源でございますけれども、国から地域少子化対策推進重点交付金というのが毎年来ておりまして、補助率は3分の2となっております。基本的に国の事業のメニューが一定決まっております、婚活サポートセンターとか、先程のライフデザインとか、そういったものを進めるようなことになっておりまして、これを活用しているものでございます。

契約に関しては、毎年1年単位で契約更新しておりまして、5年に一度、総合評価で事業者を選ぶというようなことにしておるところでございます。

【松本委員】国の3分の2の財源でできるということと、婚活支援というのは本当にすごく大事なことです、民間でもやっておりますし、行政があえてやるというのはやっぱり意義が必要になってきますので、婚活以外の部分も今後広がっていくということ。

それと、やはり1者随契ということですよ。だから、もちろん金額が適正なのかどうかを判断する基準ありませんし、幾ら国の財源とはいえども、成果をどういうふうに評価するかということも、何年もやっていくとチェックする機能もないですし、そういった成果もちゃんと加味して、随意契約を毎年されているのかお尋ねいたします。

【中村こども未来課長】5年に一度、総合評価という形で一般競争入札でやっております。なぜ5年に1回かと言いますと、センターを設置しておりまして、一定の継続性がないとなかなか腰を据えて取り組めない、毎年度事業者を替えるというのは現実的ではないという部分がございます。ですので、5年に1回、総合評価にしておりますけども、今おっしゃった視点については、先ほども午前中の審議にありまして、結婚支援に関しても様々な社会情勢の変化で見直すべきところを見直していかないといけないということです、ご指摘の点も含めてしっかり、今委託している事業者さんも含めて、我々の庁内でもしっかり検討してまいりたいと思っております。

【松本委員】関連して、その成果という意味で、昨年度の成婚率とか、そういったものをもし

握していただければ教えてください。

【中村こども未来課長】昨年度は90件成婚がございました。その前の年が68件だったので、増えている状況でございます。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【清川委員】それでは、質問させていただきます。

上五島病院の建て替えについてお尋ねをいたします。

病院企業団の令和6年度の決算では、経営損益が27億円の赤字で、企業団設立以降、最も大きな赤字となったと伺っております。令和7年度の決算見込みはどのような状況かお尋ねをいたします。

【高見医療政策課長】企業団の令和7年度の決算見込みにつきましては、3月に開催された企業団の議会の方で、経常損益で約28億円の赤字と、そういう見込みというような報告を受けておりますけども、直近で企業団に確認をしましたところ、令和6年度決算における経常損益より4億円程度改善はしているんじゃないかというふうに聞いておりますが、依然として非常に厳しい経営状況にあるというふうに考えております。

赤字の主な要因としましては、これは医療機関どこもそうなんですけども、人件費の上昇や、物価高騰等による費用の増嵩に加えまして、人口減少に伴う患者数の減少により、医業収益が

伸び悩んでいるということがございます。また、診療報酬が公定価格であるため、こうした費用増を診療報酬に反映することが困難であるということが上げられております。

県としましては、企業団に対して、収益確保と費用抑制の両面から、これまで以上に経営改善に取り組んでいただくように求めていますし、今後も求めてまいりたいというふうに考えております。

【清川委員】 ご答弁ありがとうございます。

上五島病院は、地元住民の皆さんにとって欠かすことのできない大切な医療機関であると認識しております。上五島病院の建て替え事業費が133億円と大幅に増加すると聞いておりますが、現下の厳しい経営状況を踏まえ、病院建て替えについてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

【高見医療政策課長】 上五島病院の建て替えにつきましては、今回の事業費増嵩を受けまして、さらなる事業費の精査や、財源確保を図りながら慎重に進める必要があるというふうに考えております。

ただ一方で、上五島病院は、上五島医療圏における中核病院ということでもありますし、町内唯一の入院機能を有する医療機関として、救急医療、災害医療、へき地医療など地域住民の命と暮らしを支える重要な役割を担っております。

そういった中で、今の病院が昭和61年に開院して、施設の耐用年数である39年を超過しておりまして、老朽化ですとか狭隘化、それから修繕費の増加といった課題が生じておりまして、将来にわたり必要な医療提供体制を維持するためには、やはり建て替えを検討する必要があるというふうに認識しておりますけれども、先ほ

ど申し上げたように、企業団の厳しい経営状況を踏まえますと、やはりさらなる経営健全化に取り組んでいただく必要があると考えておりますので、そういった状況を見ながら、企業団と、それから新上五島町と連携をしまして、建て替えの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【清川委員】 ご答弁ありがとうございました。

上五島病院の建て替えについては、地元でも様々なご意見があると伺っております。県においては、地元住民の声に寄り添いながら、丁寧に進めていただきたいことを強く要望いたしまして質問を終わります。

【松本委員】 清川委員の上五島病院の建て替えに関連して質問いたします。

先ほどちょっと答弁がありましたけど、昨年の11月定例議会の文教厚生委員会では、もともと建設の費用が当初は67億円だったんです。そこから101億円に増加し、さらに今回、133億円まで増加してるんですね。だから元の費用からしたら2倍近く上がってるんですよ。こうなると、もともと年度年度で予算を計画していますから、県と町と企業団は負担がかなり大きくなると思うんですが、県・町・企業団の負担はどのようになっているのか。負担増についてお尋ねします。

【高見医療政策課長】 まず、133億円の場合に、負担がどれぐらいになるかということで申し上げますと、粗い試算ではありますけども、病院企業団が約47億5,000万円、それから、県と新上五島町がそれぞれ約16億3,000万円の負担というふうになります。

なお、この金額につきましては、今後の設計内容ですとか、事業費、これから精査をしていくということもございます。それから、財源措置の内容等で変動する可能性があるということ

と、また、財政当局ともまだ協議を進めている段階でもありますので、現時点で確定したものではないということで、その点をご理解をいただければと思っております。

それから、負担がどれぐらいそれで増えているかということなんですけども、昨年11月の本委員会におきましては、概算事業費101億円とした場合に、企業団の負担が、元金ベースで26億円程度というお話を差し上げておりました。今回、利息も含めて改めて101億円ベースのところを試算しますと、企業団の負担は38.5億円、県・町がそれぞれ11.4億円というところになりますので、133億円ベースで比較しますと、そこから企業団が9億円増えていると、それから、県・町が4.9億円ずつ増えるということになってございます。

【松本委員】 急激な物価高と、また、離島であることを加味して、やっぱり費用が上がることは致し方ないんでしょうけれども、大幅に増加した要因についてお尋ねいたします。

【高見医療政策課長】 今回の建設費の主な変動としましては、まず、病院本体の建設のところの費用について、約88億円から116億円、28億円増加しているという状況がございます。また、既存施設の解体工事にかかる費用が8億円から14億円ということで、6億円増加しておりまして、これらを合わせて約34億円の増加ということになっております。

本体工事の建設費につきましては、先ほど委員もおっしゃったように、近年の労務費、それから資材単価の上昇というところが大きく影響しているということと、やはり離島での施工ということになりますので、海上輸送費ですとか、作業員の移動、宿泊にかかる経費と、こういった追加的なコストが生じることも増加の要因と

なっております。

日本建設業連合会によりますと、やはり原油等のエネルギーの関係で、品不足とか、価格高騰で、あとは円安の影響とか、人件費の上昇でやはりここ60か月で、全建設コストが27%から31%上昇しているということもございます。

それから、国交省の新営工事単価によりますと、東京を100とした場合の五島列島の工事費指数が118というところにもなっておりますので、やはりそういった要因で増嵩しているのかなというふうに考えております。

【松本委員】 離島医療の観点からも、そして、病院がない新上五島町の中では、やはり必要なものでもありますし、今回の燃油高・物価高、そして離島の事情を加味すれば致し方ないとは思いますが、やはり建設費を圧縮するために、あらゆる努力は必要だと思います。設備の見直しをするとか、病床数は前回も削減していらっしゃいましたけども、やはりこういう状況で、医療は命に関わるところでございますから、前回も国に申請しましたが、また新たな補助金申請など、そういった努力が必要だと思うんですが、ただ上がりましたよというだけではなくて、どのようにお考えでしょうか。

【高見医療政策課長】 松本委員おっしゃるように、病床数のところは前回154床で計画しておりましたが、110床に見直しているということになってございます。

今後、企業団の方で必要な医療機能の確保を前提に、再度、仕様ですとか、整備内容というのを精査していただいて、過大な投資とならないように検討していくということと、それから、お話にありました国庫補助金についても、今、町が中心となりまして、企業団と一緒に国土交通省所管の補助金、こちらの申請に必要な計画

の策定も進められているところでございます。ですので、県としましては、企業団に対しまして、そういった補助金ですとか、あとは交付税措置の高い有利な起債の最大限の活用を求めながら、地域医療の確保と事業費抑制、こういった両立が図られるように一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【松本委員】 病院企業団自体の経営も、前回の委員会でもかなり厳しい状況になっていると。ただ、先ほどの答弁で若干改善がされているということですから、病院企業団へも収支改善の努力をしていただくよう要請をしてほしいし、やはり負担を県も町も負うわけでございますから、また検討をお願いしたいと思います。

あと一つだけ、ドクターヘリの説明が先ほどありました。部長説明の追加1のところ、一つ気になったのが、2機目が入るのはいいんですけども、7月8日から週1日の運航で開始しますというふうに説明がありました。なぜそもそも週1日なのかお尋ねをいたします。

【高見医療政策課長】 ドクターヘリ2機目の運航につきましては、契約上、年間飛行時間をおおむね170時間という上限を設定しておりますので、その中でどのように運行日を割り振るかということで検討したものでございます。

1機目の1日の平均的な出動件数、2件程度なんですけれども、それから、1回当たりの飛行時間の実績、これが1から2時間程度になりますけど、これを基に年間の運航可能日数というものを算出しますと、170時間であれば40日から80日ということになります。さらにこれを週当たりに換算すると、0.8日から1.6日ということになりますことから、運航業者とか、基地病院である長崎医療センターとも協議の上、週1日というふうな運航としたものでございます。

確かに週1日ということではありますけれども、こういった2機目を投入して、重複要請に1件でも多く対応しまして、県民の皆様の命を守ることにつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】 2機目を設置された努力には敬意を表しますけれども、せっかくならば、1日だけではなくて、2日、3日と、やはり搬送要請が1日だけとは限らないと思うんですよね。そういったときに週1日に集中するものではない中で、週1日以外の搬送要請をどのように対応するのかお尋ねします。

【高見医療政策課長】 ドクターヘリ搬送要請に対しましては、これまでも佐賀県のドクターヘリですとか、あとは自衛隊のヘリにもご協力をいただいております。あと、県防災ヘリの運用もしておりますので、運航日以外のところは、そういったところで対応していきたいというふうに考えております。

【松本委員】 このドクターヘリの問題は、長崎県だけではなくて、他県でも、もう全国的にやはり同じような問題が出ていると、報道でちょっと見させていただきました。

2機目もできて前向きにはなっているとは思いますが、今後に向けて、週当たりの運航日数を増やす考えとかはないのでしょうか。

【高見医療政策課長】 まず、運航開始をしてみても、重複要請の発生状況ですとか、実際の出動実績といったところを見ながら、2機体制の効果的な運航の在り方については引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【大倉委員】 私からは、宇久島の医療福祉体制をどのように守っていくべきかという観点でちょっとご質問をしたいと思っています。

いわゆる宇久島の医療の現場、介護の現場、看護の現場、そういったところの守り方なんです。質問したいのが、訪問看護ステーションの、いわゆる出張所と言われるサテライト、この設置に関して質問したいんです。

サテライトを設置するに当たって、いろいろ認可が必要だと思うんです。その場合は、認可を認める認めないというのは、国の一定要件を満たしてるかどうか、そういったところが必要だと思うんですけれども、どういった国の要件があるのか。そこからお尋ねしたいと思います。

【久間長寿社会課長】 介護事業所の出張所、いわゆるサテライトにつきましては、国の通知に基づきまして、地域の実情等を踏まえて個別に判断しているところでございます。

具体的に申し上げますと、同一法人が行う事業所でありまして、職員の勤務体制・勤務内容が一元的に管理されていることでありますとか、苦情などに対して一体的な対応ができる体制にあることなどを要件として設置を認めることというふうにされております。

一元的な管理、一体的な運営が担保されるための目安といたしまして、具体的には、片道の移動時間が自動車でおおむね20分の範囲を想定しております。

これは、国の通知には載ってないんですけれども、他県におきましても同様に20分という移動時間で設定しているところでございます。他県も同様の移動時間を設定しておりますので、恐らく、最初に制度ができますときに国の方から参考資料などで一つの目安としてお示しになったものというふうに推測をしているところでございます。

【大倉委員】 国からの要件、理解できました。一元的に管理されていて、一体的な運営が必要。

あと、移動時間は自動車で20分以内という距離があるということなんですけれども、例えば、長崎県の実施要綱みたいなもの、そういったものは決めているのでしょうか。

【久間長寿社会課長】 県におきましては、内規におきまして、伺い定めで定めているところでございます。

【大倉委員】 長崎県では実施要綱ではなくて、内規で定めているという状況なんですね。承知しました。

今、宇久島の医療、そして看護、介護、これが危機的な状況だというように島民の方々から私聞いているんですね。

まさに特別養護老人ホーム、これは宇久島に一つしかなかったものも閉鎖ということになりました。ニュースにもなっています。やっぱり背景にあるのは、人口減少、人手不足などなど、こういった現象があると思うんですけれども、やっぱりこれは何とかしなきゃなんですよ。まさに宇久島の島民の皆さんは今不安でいっぱいなんです。本当に安心が今奪われてしまっているような状況だと推察します。

そういった声を聞きつけて、訪問看護の立場でサポートしたいというNPO法人があるんですね。そのNPO法人は、諫早と壱岐と五島に事務所がございます。訪問看護ステーションがNPOという立場でサポートしようとしてるわけなんですね。つまり、宇久島にサテライトというものを設置して、訪問看護の立場で訪ねてサポートできないかというような要望があるんです。ただ、残念なことに今答弁いただきました、移動時間20分以内、これはもう全く不可能な距離です。だからその部分に当てはまらないんですけれども、これは個別要件ではあるんですが、宇久島全体の医療・福祉、これを守つ

ていくという観点からご質問したいんですが、県として、このNPOのサポートをどのようにお感じか、見解がありましたら教えてください。

【久間長寿社会課長】今回の宇久島の件でございますけれども、宇久島は佐世保市内にございますので、佐世保市、中核市となりますので、県が宇久島に設置するかどうかという許認可を持っているわけではないというところは一つご理解をいただければというふうに思っております。

そうした上で、20分以内という地域の実情に合わないのではないかとということもあり得るかとは思いますが、先ほどの国の通知の中で、事業所の指定につきましては、原則として、サービス提供の拠点ごとに行うものというふうにされております。それは、先ほども申し上げたとおり、苦情等とかがあった場合に一体的な体制が取れるかどうかというところが一つの勘案されているところだというふうに考えております。

あくまでサテライトの設置というものは、必要なサービス提供を維持するための柔軟な取扱いというところでございますので、一元的な管理、一体的な運営というものが担保されるかどうかというところが判断基準になってくるかと思えます。

また、離島等でサービスを提供する場合には、別に離島等相当サービスという取扱い等もございますので、そういったところにつきましても、市町の方が認めた上で実施することができますので、そういったところをご活用いただくという方策もあるのかというふうに考えております。

【大倉委員】いわゆる佐世保市の判断が必要なわけですし、NPO法人の代表の方は、一応交渉は佐世保市としているそうなんです。ただ、

サテライト設置に関しては、はっきりとした回答が来てないというところなんです。そこがやっぱりなかなか難しいなという印象があるんですけれども、原則20分以内というところ、ここが大きなネックになってるんじゃないかと、これは想像できるわけです。これをもうちょっと柔軟に考えることできないのかなということを私は今日、問いかけたいんですよ。本県は離島を抱えているわけですから、原則20分というのは、なかなかハードルが高いと思っています。20分の根拠といいますか、そこはどういったところで20分になっているのか教えてください。

【久間長寿社会課長】先ほど申し上げましたとおり、国の方、こちらの制度がかなり前から始まっておりますので、伺い定めを定めた時期というのも30年ほど近く前になってくるところでございます。平成12年の時点で始まっておりますので、そういったところでもともとサテライトの基準というものを定めているところでございますけれども、ただ、先ほど申し上げたとおり、やはり一体的に取り扱うというところが原則でございますし、訪問看護ステーションを設置するに際しまして、離島等におけるサービス、柔軟に対応できるサービスもございますので、そういったところを活用いただくということも一つの考え方としてあるのかというふうに考えております。

【大倉委員】訪問看護ステーションの事務所を設置するというのが一番問題ないんでしょうけれども、そうするとやっぱり時間もかかるし経費もかかるわけです。ですから、サテライト方式ということをつなぎながら、人材を確保して、そして最後は事務所をそこに設置するという方向でNPOの方は考えてらっしゃるような

んですよ。

それから、NPOの方は、実際島に出向いて、何度も出向いて、例えば、昼間だけ看護師さんが巡回して、そのことによって島民の方が島を離れずに暮らすこともできるんですよということも、住民の方々と話合いができていそうなんです。

つまり、このまま放置してしまうと、これは高齢者の方もそうですし、病気がちの方もそうですけれども、島を離れていってしまわざるを得ないということになるんですね。だから、そこを何とかしなきゃいけないわけで、しかも、行政がやっていくと時間がどんどんかかることを今NPOの方がやってくださっていると、動いてくださっているという状況があるということとはぜひ分かってもらいたいというところがあります。

要望にとどめておきますけれども、やっぱり例外規定というものも設けていただいて、明確なものをつくっていくと。島が多いわけですから、例外規定もつくってもらって、そして、それを基にNPOの方も前向きに取り組んでもらうような、そういったことをやってもらいたいと私は要望しておきます。

ぜひ、島のことを本気で考えてくれるNPOなどに対する柔軟な姿勢、これはぜひよろしくお願いしたいということを要望して終わります。

【川崎委員】 補正予算で、地域ケアマネジメント提供体制確保支援事業費を計上していただいて、これは介護支援専門員が本来業務に注力できるように、介護保険の対象外にもかかわらず行っているサービスの実態調査、切り出しを行い、民間事業者等による受皿づくりを実施するための経費ということで、本来の業務に注力をしていただける環境づくりということについては評

価をいたしておりますので、ぜひ確立をしていただきたいと思います。

そういった中で、そもそもケアマネさんの実態なんですけど、数的な話をしていただきたいんです。

まず、有資格者数が何名、県内におられるのか。そして、新規取得の方が何名おられるのか。そして、そもそもケアマネの仕事についておられる方がどの程度いらっしゃるのか。そして、様々この資格の更新は、負担軽減のために県も頑張っていることはよく承知をしておりますが、残念ながら更新をされない方もいらっしゃるかと思います。そういった皆様の人数を教えてくださいと思います。

【久間長寿社会課長】 介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーさんの資格保有者数などについてのお尋ねでございます。

県内におけます介護支援専門員、ケアマネジャーさんの名簿登載者は、現在1万830名となっております。介護支援専門員として県の名簿に登録していただくためには、まず、実務研修試験に合格した上で実務研修を受けていただく必要がございますけれども、令和7年度の実務研修修了者数は173名というふうになっております。

それから、介護支援専門員さん、ケアマネジャーさんは、5年に一度更新する必要がございます。今現在で未更新の方が約6,500名いらっしゃるかと思います。

実際に介護支援専門員として働いている方が約4,300名という形になっております。このうち、施設等の常勤換算とか、在宅の実質人数を合わせると2,000人程度の方が介護支援専門員さんとして働いてらっしゃると、そういう状況でございます。

【川崎委員】 登録は1万830名いらっしゃるって、

未更新の方が6,500名、実質、最終的には2,000名ぐらいの方ということで、志をしたけれども、なかなかもう続け切れないというような方がいらっしゃるということも事実かと思います。先ほどの事業は大変重要な事業だと思いますので、しっかりと確立をしていただいて、ケアマネさんの業務に注力できて、夢と希望を持って資格を取られたんだと思いますので、サポートしていただきたいというふうに思っています。

そして、ケアマネさんの仕事の中で、非常に残念、お気の毒な事件として、埼玉県の方で利用者から殺害されるというようなことがありました。訪問をするということの危険性ということは、ケアマネさんに限らずいろんな方が対象になってくると思います。そういった中で、安全対策、この辺どのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

【久間長寿社会課長】 先般、埼玉県川口市におきまして、介護支援専門員さんが利用者宅で危害を加えられまして、死亡するという痛ましい事件が発生いたしました。お亡くなりになられた方には心から哀悼の意をささげさせていただきます。

今回のような事件が二度と起こらないように、在宅介護などに従事される皆様の安全確保を図ることが重要というふうに考えております。

今回の事件を踏まえまして、令和8年6月3日付の文書が厚生労働省の方から、在宅介護従事者の安全確保の徹底についてというところでも出されたところでございます。

通知の中では、事業主による雇用管理上の措置につきましては、介護事業者向けの対応マニュアル等で示されており、特に介護事業者がハラスメントに対応するためには、個々の職員で対応するのではなく、組織として必要な体制を

構築し、あらかじめリスク要因の把握を行い、ハラスメントの予防や対策に向けた基本方針や具体的な対応について検討することと、また、個々の事業所だけでの対応が困難な場合に備えまして、近隣の他の施設等との情報共有の機会をつくるために、地域ケア会議での共有、医師等の多職種、法律の専門家、警察等への相談、連携など、日頃から地域の関係者と連携して、相談や地域全体で対応できる体制を築いておくことが重要というふうにされているところでございます。

県といたしましても、先日、長崎県介護支援専門員協会と意見交換を行ったところでございます。また、今後も各市町に市町担当課長会議などの場面を通じまして、改めて管内の在宅介護事業者に周知いただくとともに、関係機関と連携していただくようお伝えしたいというふうに考えております。

【川崎委員】 ぜひ、警察の方にもよくよく状況を分かっていたいただいて、地域ケア会議で具体的に課題が、いらっしゃる利用者さんについては、綿密な連携を取って、事件が起こらないように、ぜひ心を砕いてやっていただきたいと思います。

次に、ドクターヘリについてお尋ねいたします。

2機目が7月8日から運航開始しと、あと1週間となりまして、種々準備が進んでいると思います。大変ご苦労されていると思います。感謝申し上げます。

そこで、少し運用面でお尋ねなんですけど、機材が、長崎空港に駐機している病院企業団の医師搬送用ヘリコプターRIMCAS、これを使用すると承知をいたしております。

長崎空港から長崎医療センターに飛来をして、そして、医師等の医療スタッフが搭乗して、現

場に向かっていく。このような運用体制なのかお尋ねをいたします。

【高見医療政策課長】 ドクターヘリの2機目につきましては、運航開始時間前に長崎空港から長崎医療センターの方へ移動しまして、搬送要請に備えることとしておりますので、長崎医療センターで医療スタッフが搭乗して、現場へ向かうと、そういう形式で運用したいと考えております。

【川崎委員】 そうしますと、医療センターから長崎空港に医師等のスタッフが移動してということではなく、あらかじめ速やかに現場に向かえる体制があるということを確認させていただきました。

このドクターヘリの2機目就航されたことは、そもそも出動中で要請に対応できていないところから、2機目を求めて導入を決めていただいたところではありますが、改めて昨年度の重複要請と代替搬送の状況についてお伺いをいたします。

【高見医療政策課長】 昨年度につきましては、運航業者の整備士不足等により、合計で133日の運休が発生しておりますので、ドクターヘリの要請件数は558件、出動件数は423件、出動中で対応できなかった件数が78件と、例年に比べて少ない状況にはなっております。

そういった中で、出動中ですとか運休による代替搬送の件数が、佐賀県ドクターヘリが103件、県防災ヘリが38件、自衛隊が50件、海上保安庁が3件、合計194件、代替搬送を行っていたという状況となっております。

【川崎委員】 応援いただいて対応していただいているということは大変ありがたいと思っておりますが、2機目導入が決まったということ、週1回からスタートということは、先ほど質疑を聞

いて分かっておるところではありますが、依頼をして現場に向かってもらうということは、そこにタイムラグが必ず生じると思いますので、なるべく2機目がもっと多く稼働できるように努めていただきたいと思います。

次に、こども政策局にお尋ねいたします。

財政課の事業でありますけれども、こどもたちや若者の挑戦を後押しするための基金、30億円創設されました。年利3%の運用で、年間約1億円の運用益を生み出して、事業に活用するという説明を伺っております。

日本経済が株高、インフレ基調にある中に、私も一般質問であり動きが早い県の基金を有効活用するよう提言をいたしまして、その視点で取り組んでいただくことは評価をしたいと思います。

そこで、すぐすぐ運用益が生まれるわけではありませんが、おいおいこどもたちや若者の挑戦を後押しをというところがテーマでありますので、チャレンジできる予算を確保できることから、こども・若者施策を担うこども政策局として、どう活用しようとされているのかお尋ねをいたします。

【中村こども未来課長】 当該事業につきましては、今、政策企画課を中心として、県全体でどのような事業の組立てを行っていくかということとをまさに議論中でありまして、その議論の中には当然、こども・若者対策をしている様々な所管課と一緒に混ざって協議している状況でございます。

知事の方からは、こどもの多様な挑戦を後押しするというお話があったところございまして、こども政策局としての考え方としては、様々な環境に置かれているこどもたちがおられる中で、体験の格差とかそういうのも、生まれた場

所とか、そういう家庭環境によって違ってくるのかなというところがございまして、そうした部分について、こどもの夢や挑戦を成果を問わずしっかり後押ししていける考え方が非常に重要であるということは主張しているところでございますけれども、現在、そうした考え方も含めて県全体で今検討しているところでありますので、こども政策局としてもそうした考えをしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

【川崎委員】次年度の事業、予算のいわゆる資金なので、どれにということじゃないかもしれませんが、せっかく提案をいただいて、いい事業ができるわけありますので、ぜひチャレンジをしていただきたいと思っております。

最後に、若い世代の皆様のメンタルケアについて質問させていただきます。

昨年11月議会の一般質問において、東京足立区が設置する若者支援拠点、あだち若者サポートテラスSODAについて取り上げさせていただきました。SODAは、若者の心の相談窓口でありまして、メンタルヘルスのみならず進学、就労、人間関係、家庭問題など、日常生活における様々な困り事について相談を受け付けておられます。

本県にも、長崎県子ども・若者総合相談センターゆめおすが、こども・若者支援に全力で取り組んでいただいているわけですが、何よりこのSODAは、精神科医、お医者さん、精神保健福祉士、公認心理師、看護師など多職種による専門チームを構成し、必要に応じて医療機関へ円滑につなぐ体制を整備していることが特徴であります。本年3月には、医師であり、施設長である先生にご来県をいただいて、こども政策局長をはじめ関係理事者の皆様と若者メンタルケアの拠点確立の必要性について意見交

換を行っていただいたところであります。

その際に、私も改めて確認させていただいたんですが、医師の地域偏在、とりわけ精神科医が不足しているということと、高齢化も進展しているというところ、こういった背景がありまして、若者のメンタルヘルスに関する医療アクセスが困難になってくるとの状況も共有をさせていただいたところであります。

例えば、救急医療分野においては、救急車を呼ぶべきか迷った際の＃7119や、こどもの急病時の＃8000など、専門家から事前に助言を受けられる電話相談体制が整備をされておりまして、いわゆる限られた医療資源の有効活用にもつながっております。

一方で、若者自身や保護者が心の不調について病院を受診すべきか、どこに相談すればよいかと悩むケースも少なくなく、初期段階で専門家につながることであれば、重症化の予防や早期支援にも資するものと考えます。

若年層の自殺や孤立、不登校などが社会課題となる中に、将来を担う若者を守り育てる観点から、SNS相談やオンライン相談、専門職によるアドバイス機能の強化など、若者が気軽に相談できるメンタルヘルス相談体制の充実が必要と考えるところでございます。ちょっと長くなりましたけれども、ぜひ県の見解をお伺いいたします。

【小田障害福祉課企画監】障害福祉課の事業にSNS相談というのがございまして、SNSを活用した相談窓口「こころとこころのほっとライン@ながさき」を設置しております。

本窓口は、対面や電話での相談に抵抗を感じる若者にも気軽に相談できる手段の一つとして、令和4年度途中から開始したものでございます。また、保健師などの専門職による相談支援につ

きまして、県内保健所と長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて担っており、必要に応じて精神科嘱託医が対応することとしております。

委員からお話のあった若者などが相談先に悩むケースがあるということをお聞きしましたので、今後につきましても、こうした既存の相談窓口の周知、さらなる強化をし、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関と連携を深めながら、若者に限らず誰もが相談できる体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】 県の事業として、相談体制は一義的に長崎県子ども・若者総合相談センターゆめおす、ここを設置しておられますので、まずはそこに駆けつけるということが一般的な長崎県の対応だというふうに思うんですが、こちらとの連携もぜひ検討いただきたいというふうに思っておりますので、見解をお伺いします。

【中村こども未来課長】 ご承知のとおり、ゆめおすは、まず相談を受けて、様々な行政機関、あるいは医療機関等も含めてなんですが、適切に紹介して対応する機関でありまして、NPO法人に委託しているところで、そこにも専門職の方はしっかり配置されておりますので、専門的知見を有するそうしたスタッフの方を中心に、ご指摘の点というのは非常に重要な視点であると考えますので、こうした本県の実情を踏まえて、まずネットワークづくりをしっかりと強化してまいりたいと思っております。

【浦こども政策局長】 すみません、私の方から、今話があった東京都足立区のSODAには、私自身が6月10日に現地を訪問させていただきました、相談を担っている実務の担当者とお話をさせていただきました。その中では、SODA

についてはメンタル特化でありますけれども、病院ではないということで、若者の相談の敷居が非常に低いというお話がありました。また、精神科医が介在しますことで、そこにいるスタッフ、相談員の方も安心して対応できますし、医療への適正なつながりにもなっているということと、あと、今話がありました学校とか、児相とか、医療機関など、関係機関の地域のハブ機能もしっかり果たすというふうな、そういう話がありまして、私も非常に印象に残ったところであります。

ゆめおす自体はメンタル特化の相談機関ではないんですけれども、実際、こども・若者の相談件数が非常に増えてきておりまして、その内容についても、ひきこもりとか不登校とかメンタル面の対応も非常に重要なことと思っております。

このたび、ゆめおすでも、こうした相談の取組を参考としますことで、相談対応の質の向上につなげることは十分期待できるんじゃないかというふうに認識をしております。

県内のメンタルヘルスの観点で福祉保健部とも連携を図りながら、今後、ゆめおすの実務担当も交えて意見交換を行うなど、ゆめおすの一層の機能向上、あるいは若者のメンタルヘルスの向上に努めていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。局長も行っていただいて、実際確認されたということで大変にありがたく思います。

県が今持つ、例えば、保健所の窓口というと、まずどこにあるのかから始まるわけですし、ちょっとした悩みを相談に行くのに敷居が高いです。そう考えていくと、今、言っていたように、敷居が低いというところと、病院じ

やないというところ、ここが決定的な違いだというふうに思っておりまして、先ほどの精神科医が不足、あるいは高齢化という、そういった医療資源が限られている中で、非常にそのハブ機能として、言葉は適正じゃないか分かりませんが、仕分をして、本当に重症といいますか、医療機関にかからなければいけないような状況のときには、速やかにつなぐことができるというところがポイントかというふうに思っておりますので、より一層研究をしていっていただければと思います。

先ほど、こどもたちや若者の挑戦を後押しするための基金創設、挑戦ということから合致するかどうか分かりませんが、新たな基金から財源を生んで、そこでいろんな形で若者を守っていくという点では共通するところがあるかと思っておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【まきやま委員】私の方からは人口減についてお聞きいたします。

前回の委員会で、ここ数年、長崎県の総死亡数が急増していることを指摘しました。具体的には、これまで1万7,000人台の年間の総死亡数だったものが、令和4年から1万9,309人、令和5年には1万9,723人、令和6年には1万9,969人と急増しています。

このような急増を受けて、特にコロナ禍による医療逼迫、受診控えの影響、高齢化の加速、そして、新型コロナワクチンの接種開始との時系列的な関係について、県として検証を行っているかお示ししてください。

【川村福祉保健課長】検証の件につきましては、前回の委員会でもお話しいただいたところですが、福祉保健課におきましては、厚生労働省が実施しております人口の増減に関する動きを

把握する人口動態調査のため、本県のデータについても国に報告を行っているところであります。

本県の死亡者数の増減には様々な要因が関係していると考えられますので、この要因を特定することはなかなか困難であります。

委員ご指摘の令和4年以降の増加要因につきましては、75歳以上の人口が大幅に増加したことがまず関連しているのではないかと考えております。

高齢者が増加した要因としましては、戦後生まれとなります1946年生まれ、この方が75歳となりましたのが2021年、令和3年でありまして、それ以降が第一次ベビーブーム、俗に言います団塊の世代になりますけど、こうした方が75歳を迎えて、高齢人口が増加したことも一つの大きな要因ではないかというふうに考えております。

【まきやま委員】県民の命と健康を守る立場から、死亡急増の原因を、国の分析を待つ姿勢ではなく、長崎県独自のデータを収集、分析、公表体制を整備すべきと考えますが、見解をお示してください。これはなぜかといいますと、今、年間でコロナが原因で亡くなっている方が400名ぐらいの規模なんです。不慮の事故より少し少ない数で、自殺者よりは少し多い現状です。ただ、がんで亡くなる方が年間5,000人。そして、心疾患で亡くなる方が3,000人程度見られてまして、これまで、例えば、交通事故でも、その後のPCRで陽性が出れば、コロナ死としてカウントされています。つまり、かなりの数がコロナ死に入れているんじゃないかというのが、今回いただいたデータで推察できましたので、しっかりとした検討を行った方がいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【川村福祉保健課長】それぞれの分析につきましては、感染症の流行とか、例えば、気象条件とか、そういったことがその年々に突発的な要因となることがありますので、なかなか福祉保健課として、状況の把握とか分析を行うことは困難な状況というふうに考えております

【まきやま委員】これに引き続いて、国の予防接種健康被害救済制度において、新型コロナワクチン接種後の死亡に対する補償認定件数は全国で1,000名を超えていまして、ここ長崎県においても21名の死亡が補償認定されています。申請中は今20件で、そのうち6件が死亡認定を申請しています。これは、あくまで申請、認定された件数であって、副反応との因果関係に気づかずに亡くなられた方、また、医療機関に相手にされなかった方など、申請に至らなかったケースが相当数存在すると考えます。

長崎県内において、新型コロナワクチン接種後死亡の補償認定が21名となっていることについて、県はどのような認識を持っていますか。

【長谷川地域保健推進課長】県内で21名の方が認定されていることにつきましては、国の健康被害救済制度に基づき、個別の事案ごとに専門的な審査が行われた結果として認定されたものと受け止めております。

健康被害救済制度における認定につきましては、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることは否定できない場合も対象として審査が行われていると認識をしております。

なお、この認定件数ですが、個々の申請に対する審査の結果の積み重ねでございまして、県としましては、件数のみで評価をすることは適切ではないと考えているところです。

【まきやま委員】では、これまで新型コロナワ

クチン以外のワクチンで何名程度認定されていますか。

【中村(俊)委員長】 休憩します。

—午後 2時58分 休憩—

—午後 2時59分 再開—

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

【まきやま委員】恐らく本県で21名を超える死亡認定がなされたワクチンはまずないと私は承知しております。

また、補償申請に至らなかったケースの掘り起こしや、被害者・遺族への支援体制について、県として何らかの取組を行っているかお尋ねいたします。

【長谷川地域保健推進課長】予防接種により健康被害を受けられた方が、予防接種法に基づきます予防接種救済制度を活用しやすくなって、申請の負担軽減を図るということは大変重要であるという認識をしております。

県としましては、ホームページにおいて、救済制度の概要や副反応が生じた場合の相談先等についてお知らせするなど、周知に取り組んでまいりました。

また、健康被害を受けられた方の診療に当たる医療機関が発行する受診証明書の記載マニュアルを作成しておりまして、実施主体である市町や関係機関と連携しながら、その活用を推進するよう努めているところです。

今後とも、健康被害を受けられた方がより円滑に救済制度の支援を受けることができるよう取り組んでまいります。

【まきやま委員】ご対応ありがとうございます。

次に、新型コロナmRNAワクチンの技術的問題点に関する県の認識をお伺いします。

一つ目、スパイクタンパク質と血栓リスク。

mRNAワクチンにより体内で生産されるス

パイクタンパク質がACE2受容体に結合し、血管内皮への炎症、血栓形成リスクを高めるとの論文報告が複数存在します。心筋炎リスク、特に若い男性については、ほぼ確立された副反応として国内外で認められていますが、把握はされていますでしょうか。

【長谷川地域保健推進課長】新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎につきましては、副反応疑い事例として継続的な評価が行われており、令和6年4月開催の厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、新型コロナウイルス関連の心筋炎・心膜炎の既往を有する方に対する注意喚起や、接種後に心筋炎・心膜炎を疑う症状が生じた場合の速やかな受診について注意喚起を行うこととされたと認識をしております。

新型コロナウイルス感染後とmRNAワクチン接種後の心疾患の発症の比較については、米国CDCから、全ての年齢層の男女で、新型コロナウイルス感染後の方がmRNAワクチン接種よりも心合併症のリスクが有意に高いと報告をされており、令和4年4月開催の同検討部会においても、この報告を踏まえて、引き続き全ての年齢層において新型コロナワクチンの接種体制に影響を与えるほどの重大な懸念は認められないとされたものと承知をしているところです。

【まきやま委員】次に、LNP、脂質ナノ粒子に含まれるPEGは、接種後15分以内のアナフィラキシーショックの原因として疑われています。また、政府は、当初、接種部位にとどまると説明しましたが、LNPは、血流により、肝臓・脾臓・卵巣を含む全身に分布することが動物実験・人体研究で確認されています。その説明との乖離について、県として国に確認を求めたことはありますか。

【長谷川地域保健推進課長】PEG、ポリエチレングリコール修飾の脂質ナノ粒子を添加してありますmRNAワクチンであります新型コロナワクチンにつきましては、令和7年11月の厚生労働大臣記者会見におきまして、PMDA、医薬品医療機器総合機構での審査及び厚生労働省の審議会における審議を経まして、科学的知見に基づいて、品質・有効性及び安全性を確認した上で薬事承認をされており、承認後もワクチン接種後の副反応疑いの報告の評価や、国内外の情報の収集・評価を継続して行った結果、現時点でワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められていないとの見解が示されております。

また、同会見におきまして、ワクチンの安全性に関する様々な知見について引き続き収集・評価を行い、新たな知見が得られた場合には速やかに情報提供を行ってまいりたいとも述べられております。

県としましては、国においてワクチンの安全性に関する評価が継続して行われていると認識をしております。国に対し、個別の認識を求めたことはありません。

【まきやま委員】次に、mRNAワクチンの頻回接種、何度も繰り返し接種することによって、IgG4抗体が上昇し、免疫抑制が行われると示す査読付きの論文が複数発表されています。この免疫抑制が带状疱疹をはじめとする感染症増加と関連している可能性があり、県としての把握はされていますか。

【長谷川地域保健推進課長】厚生科学審議会などの専門家会議におきまして一部のワクチン接種後にIgG4サブクラスのスパイク抗体が上昇し、免疫寛容を招く可能性について議論がされておりますが、現時点では、すぐに中止する状況にはないと判断されたものと認識をしてお

ります。

県としましては、専門的知見に基づく国の方針を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

【まきやま委員】最後ですけども、今回のmRNAワクチンは、シュードウリジンを用いてRNAを修飾しており、通常より分解されにくい特性を持ちます。

政府は、約2週間で消失すると説明していましたが、接種後3年を経過した後も、ワクチン由来のスパイクタンパク質が検出されたとの報告があります。この政府の説明との乖離について、県として国に説明を求めたことがありますか。

また、複数の研究機関がmRNAワクチンにDNAの混入を報告しています。DNAの細胞核内への取り込みによるゲノムへの影響が懸念されており、この点について、国がどのような安全性評価を行っているか、県として把握していますか。

【長谷川地域保健推進課長】先ほどお答えした内容と重複はするのですが、新型コロナワクチンにつきましては、国の審議会等での審議を経て薬事承認をされ、承認後も継続して評価が行われており、現時点でのワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められていないという見解が示されているところです。

県としましては、国においてワクチンの安全性に関する評価が継続して行われていると認識しておりまして、個別に国に確認を求めたことはありません。

また、DNAの混入の報告があることで国がどのような安全性の評価を行っているかというご質問についてですけれども、新型コロナワクチンの安全性については、新型コロナ予防接種を受けたことによるものと疑われる症状につき

まして、予防接種法の第12条第1項の規定によりまして、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第1項及び第2項の規定によりまして、製造販売業者等から同大臣に報告をされているところです。

これらの制度により収集した情報等に基づきまして、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において継続的に評価が行われると認識をしております。

【まきやま委員】では、これらの知見を踏まえた上で、県民への情報提供、健康相談体制の整備をどのように考えているか、福祉保健部長にお聞きします。

追加で、先ほどから言われている審議会は、製薬会社から利益相反が半数以上明らかになっています。

【新田福祉保健部長】ただいまお尋ねがありました県民への情報提供、健康相談体制の整備、こちらについてお答えをさせていただきたいと存じますが、ホームページ等を活用いたしまして、新型コロナワクチンでありますとか、健康被害救済制度、あとは、健康被害に関する相談先などの案内を行っておりますほか、市町担当者向けの説明会を開催するなど、実施主体である市町から、住民に対する適切な情報提供を県といたしましては支援をさせていただいているところでありまして、今後とも県民の皆様が新型コロナワクチンを含む予防接種などについて主体的に判断ができるよう、情報提供に努めていくとともに、予防接種により健康被害を受けられた方々が円滑に相談や申請につながるよう、予防接種救済制度の周知なども図ってまいりたいと考えております。

【まきやま委員】 続きは2巡目で行います。

【前田委員】 簡潔に質問したいと思います。その前にちょっと1件だけ、先ほどのこども政策局の答弁もそうですが、新しく知事が代わって意気込みは分かるんですけども、何か予算だけ上程されて、後のことはちょっとまたこれから検討しますというのが他部局でも少し見受けられます。議会としては、内容があつての予算上程ですから、本来それは認められないと思うんですけども、意気込みを込めて出しているものについては是としますけども、速やかに次の議会で、内容等についてしっかりとした提案をしてくれることを要望しておきたいと思います。

まきやま委員の質疑の後でやりづらいんですけども、県内の市町における予防接種の助成状況について、実態としてどういうのがあるのか、まずご答弁いただきたいと思います。

【長谷川地域保健推進課長】 独自でワクチン接種に対する助成を行っている市町についてですが、令和8年度におきましては、大村市と波佐見町が、50歳以上を対象に带状疱疹ワクチンの接種費用を助成しております。また、時津町において、妊娠を希望または予定している女性や妊娠している女性の配偶者に対し、風疹ワクチンの助成を実施しております。このほか、季節性インフルエンザワクチンにつきましては、12市5町が主に高校生以下を対象として接種費用を助成しているところです。

【前田委員】 その上で、県として、予防接種、ワクチンの接種について、基本的にどういう考え方をしているのかを確認したいと思います。

【長谷川地域保健推進課長】 予防接種施策につきましては、予防接種法に基づき、感染症の発生及び蔓延を防止し、公衆衛生の向上と国民の健康保持に資することを目的として実施してい

るものです。

予防接種は、感染症の発生抑制や死亡者の減少、個人の重症化予防など、疾病予防や感染症対策上極めて大きな役割を果たしていると認識をしております。

一方で、ワクチンを接種することにより、極めてまれではありますが、重篤な健康被害が発生することも避けることができないということも事実であります。

このため、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済が行われているところです。

このような事実についての十分な認識を踏まえまして、県民の予防接種及びワクチンに関する理解と認識を前提に、県としましては、予防接種ワクチンで防げる疾病は予防するということを理念とし、予防接種施策の推進に取り組んでいくことが重要と考えております。安心して接種していただけるよう、実施主体である市町と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【前田委員】 その答弁で了としますけども、1948年に予防接種法が定められて、それから定期的に、当然、法的な定期接種が追加されてきていますけども、取り巻く環境が変わる中で、任意の接種による、今おっしゃったような病気を予防するということを含めたところでの予防接種は、僕は積極的に推進すべきだと思っていますし、県もそんな認識を示されたんだなと思います。

そのことによって、今回提案したいのは、市町が独自にやっているような助成状況がある中で、県として、特定の政策的なことも含めて推進の立場で、県自身も予防接種に対する助成を考えていい時期じゃないかと思うんです。先ほ

ど言ったような地域間の格差がなくなるということ、それから、県全体として集団免疫が取れるということ、市町の財政負担が軽減する、それから、医療費が削減するという効果をかंगええると、県として、全国の中でどこもやっていないのかもしれませんが、健康長寿日本一を目指す長崎県として、知事も代わる中で、予防接種に対する支援があつていいと思うんですけども、その見解について聞きたいと思います。

【長谷川地域保健推進課長】 予防接種につきまして、県独自で対象者の範囲を拡大するかどうかにつきましては、慎重な検討が必要であると考えております。

一方で、接種機会の確保や負担軽減の観点というのは重要な課題であると認識をしております。しかし、国がそれぞれの疾病ごとに科学的な知見に基づき個別に検討して決定すべきものと考えております。

委員ご指摘のとおり、一部の市町村において定期接種の対象外となる方に対して独自に助成を行っている事例もあり、自治体の財政力等によって対応の差が生じている状況も見られております。

このような状況を踏まえまして、県としましては、予防接種の対象年齢の在り方や必要な財政措置につきまして、国において適切に検討されるべき課題であると考えておりまして、昨年の8月には、九州各県保健医療福祉主管部長会議から国に対して、定期接種の対象年齢の再検討や実施主体である市町に対するさらなる財政措置を要望してきたところです。

今後とも国の動向を注視するとともに、必要な働きかけを行ってまいります。

【前田委員】 次の質問に入ります。

先週の雨で、3日間、長崎市の場合は小学校が

休校になりました。警戒レベルが4になったら休校するという事で休校になったんですが、一方で、ちまたで見られたのは、保育園の休園は、それぞれの保育所の独自の判断ということで、大方、そのままこどもを預かっているという役割もある中で、通常どおりやっていたところもあると聞いております。

一般の方から見て、小学校と保育園でどうして扱いが違うんだということと併せて、市町によっても取扱いが違うということで、この際、県として、保育園、要は未就園に対する災害発生前に事前に決めておく事項というのは承知しておりますけれども、県がイニシアチブを取って一定の基準を設けるべきじゃないかということ、を、保育会も含めて意見として出ておりますので、この際、現状と今後の考え方についてお尋ねしたいと思います。

【中村こども未来課長】 ご指摘のとおり、今、保育園につきましては、厚生労働省の通知に基づきまして、各市町村が一定の基準を設けて、それに基づいて、各保育所で臨時休園、あるいは縮小した形での保育というものを決めている状況でございます。

保育というものは、先ほどお話があったとおり、こどもさんを預かるということで、市町村が責任を持って行うということが法律上に書いてある手前、やっぱり福祉的側面から、どうしても学校とは取扱いが違うという現状がございます。また、市町村においてもなかなか立地状況とか、山だったり、平地だったり、川だったり、そうした災害の発生要因の状況も異なりますので、なかなか都道府県レベルで統一感というものをどこまで持てるかというのは難しいかと思っておりますけれども、ご指摘を踏まえて、恐らく隣接した市町村の状況も今は知らないという

ようなところがあるかと思いますので、今回、市町を集めての会議を開催しますので、情報共有を図って、こういった形でお互いのレベル感が分かるかというのを、そういった部分についてはしっかり検討してまいりたいと思っております。

【前田委員】 まさしく言われたように、隣接する市町で違うところに、やっぱり一般の方も含めてどうしてという疑問があるんですね。保育園は親御さんがお仕事をしている共働き家庭が多くて、こどもを預かるという役割が違うということと、小学校と違って、通学じゃなくて、送迎をするからということも含めて、そういう判断になってるということで、市町ごとに対応基準が警戒レベルごとに違いますけども、そういうのも含めて一遍、学校関係者、もしくはそういった幼稚園とか保育園の関係者と少し密に協議をしてみて、できるならば県として一定の基準がある中で、それでも市町で少しケース・バイ・ケースで差があるのは構わないと思います。一般の方から見て、また、預けてる方から見て納得のいくような対応というものを今後検討してほしいということを要望しておきたいと思います。

歯科保健とがん検診の向上もあったんですけども、個人質問でも再質問するということでやり取りしてますから、後ほど、データの方でいただければなと思います。

質疑を終わります。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【堀江委員】 私は1点だけ、県民から寄せられた苦情に基づいて質問したいと思います。

長崎市内にあります長崎こども・女性・障害者支援センターの3階に、長崎県視覚障害者情報センターがございます。視覚障害者が主な利用

対象となります。利用された視覚障害者より、「歩いてセンターに行った。暑かった。職員にエアコンは節約している、辛抱してくれと言われた。」という声が届きました。利用した際に空調が入っていなかったという苦情なんですけれども、本日は、県議会委員会中継をお聞きされています。こうした苦情は障害福祉課に届いていると思いますが、指定管理者制度導入施設でもあるので、今後の対応も含め、見解を求めたいと思います。

【町田障害福祉課長】 視覚障害者情報センターの空調に関するご質問に対してご回答させていただきます。

委員ご指摘のとおり、同様のご意見が本課の方にも寄せられているところでございます。

そのため、速やかに視覚障害者情報センター及び建物の全体を管理しております長崎県こども・女性・障害者支援センターの両センターに当時の状況について確認をさせていただきました。

ご意見をされた方は、5月31日日曜日の午前中に、会議のため視覚障害者情報センターの会議室を利用しており、会議室自体には空調が入っていたものの、視覚障害者情報センター全体としての空調が入っていなかったことから、会議室を出たところ不快に感じられたということでございます。

当時、5月末ということで空調を入れるかどうか微妙な時期でございましたし、平日は、気温の上昇に伴い、個別に両センターで協議を行い、利用者の方が不快にならないよう、空調を入れているということでございましたが、当日は日曜日ということもあり、長崎こども・女性・障害者支援センターの職員が休みで協議ができなかったことから、空調を入れる判断が遅くなっ

たということでございました。

そのため、今後は土日や祝日の場合でも、気温や湿度の上昇などにより、不快に感じられる場合は、それぞれの判断で速やかに空調を入れることができるよう、両センターと調整し、改善を図ったところでございます。

【堀江委員】平日は不快にならないようにというふうな対応をしているんだけれども、たまたま日曜日であったということで、利用者が不快に取られたということで今後は改善しますという答弁だったんですが、指定管理者制度ということもあって、一定の財源も決められておりますし、いろんな状況の中で対応できない部分もあるかと思うんですけれども、言われましたように、改善されたということですので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

私がなぜこうした問題をわざわざ委員会で質疑をするかということ、やはり当事者の声というのはとても大事だというふうに思っておりますし、しかも、わざわざ市外から来られているんですよね、視覚障害の情報センターということで。長崎市内だけではなくて、県内から利用するセンターであるということも踏まえまして、やはりきちんと議会の上で一つの議題として上げていただいて、今後の対応を組織的に検討していただきたいと思ひまして質疑をしたところです。今後、改善の方向で検討するという内部的な協議も踏まえての答弁だと理解しておりますので、細かいことと思わずに、ぜひ対応していただきますように、現場の方にもよろしくお伝えをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【中島委員】1件だけですけども、ドクターヘリについてです。

12月から事業者が、運航業者が替わるということなんですけども、この業者選定において、入札には何社参加されたのか。そしてまた、総合評価一般競争入札ということでお聞きしています。どういった点を評価されて落札業者を決定されたのか、お伺いいたします。

【高見医療政策課長】まず、入札なんですけども、やはり全国的に操縦士とか整備士の確保が困難になってるということと、もう一点が、物価高によって機体の確保にも多大な経費が発生するということで、落札できない場合のリスクというのがやはり運航業者にもございますので、そういった事情から、結果的には1者のみの参加ということになってございます。

もう一点の入札でどういった点を評価したのかということで、技術評価点の評価においては、昨年度の整備士不足というところも踏まえまして、人員体制とか、あとは安全管理といった点を重点的に審査をしております。

人員体制につきましては、操縦士、それから整備士、運航管理担当者を十分に確保して、安全に運航できる体制が整備されているということです。

それから、安全管理につきましては、過去の不具合データの分析を基に、あらかじめ予備の部品をストックされて、故障が発生しても、早期に修理・復旧できる体制を整えられているという点なども評価をして落札業者を決定いたしました。

【中島委員】これまでの事業者が整備士を確保できていない、条件がそろっていなかったということで運休になった件が多々あったと思いますけども、その辺の確保ができるのかというのをちょっと確認したいんですけども。

【高見医療政策課長】新たな契約業者におきま

しては、先ほども部長からもご説明を差し上げたように、現在、九州5県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県の5県でドクターヘリを運航されておりますが、これまで整備士不足という状況は発生してございません。

今回の評価の中でも、体制については確認しておりますけれども、本県の運航に当たっても、3名程度の整備士というのを配置できる十分な人員体制となっていることを確認しております。

【中島委員】最後にしますけれども、2機目の運航業者がヒラタ学園ということなんですけれども、これまで、それこそ整備士不足ということで心配があったんですけれども、今の状況としてはどうなんでしょうか。

【高見医療政策課長】ヒラタ学園におかれましては、昨年度の整備士不足の状況を踏まえまして、令和8年度は、令和7年度10か所運航されていたところを、今年度は本県も含めまして6か所に運航箇所を見直しをされている状況でございます。

ですので、そういった中で、体制そのものは改善を図られた結果、1機目というのは今問題なく運航しておりますので、このたび2機目も、週1日ではありますけれども、運航が開始できたということでございます。

ただ、報道にもありますように、兵庫県のところは人員が厳しいという報道もありますので、その点は本県としまして、しっかり状況を確認しながら、より安定的に運航できるように働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

【中村(俊)委員長】ほかにございませんか。

【まきやま委員】前田委員の後でちょっとやりづらいんですけれども、带状疱疹なんですけれども、带状疱疹というものは、例えば、小さい頃に一

度かかった水ぼうそうが自分の免疫が落ちたときに動き出して発症するという理解をしているんですけれども、先ほど述べたように、新型コロナワクチンを何回も打つと、IgG4が出て、免疫が落ちます。

日本人は8割ワクチンを打っている中で、免疫が落ちた状況の中で、带状疱疹の生ワクチンを打つことが、逆に発症の原因になるのではないかと、今、私の知人のお医者さんもおっしゃっています。

そこで質問なんですけれども、第一に、長崎県における带状疱疹の患者数・受診者数は、コロナワクチン接種開始前後でどのように推移していますか。また、免疫力が落ちた中で生ワクチンを打つということの県としての意見を求めます。

【長谷川地域保健推進課長】県内の带状疱疹の患者数・受診者数の推移につきましては、把握をしておりません。

また、带状疱疹ワクチンの接種方法についてのご質問についてですが、この接種方法につきましては、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において検討がなされており、異なる種類のワクチンとの同時接種については、医師が必要と認めた場合に行うことができるとされております。

県としましては、専門的知見に基づく国の方針を踏まえて対応しており、安全性について県独自の検討・評価は行っておりません。

【まきやま委員】ワクチンを推奨する以上、患者数・受診者数の把握は行ってください。要望として上げておきます。

続きまして、診療記録（カルテ）の保存期間の延長についてです。

現行の医療法施行規則において、診療録（カ

ルテ）の保存期間は、最終記載から5年間と定められています。

しかし、ワクチン接種後の健康被害は数年にわたって症状が顕在化する場合があり、また、因果関係の検証・救済申請には、接種時の医療記録が不可欠です。5年という保存期間は、長期的な健康被害の検証・救済という観点からは不十分であり、特に、令和4年以降の超過死亡の原因の究明のためにも、診療記録の保全が急務です。

診療記録の保存期間について、現行の5年間から大幅に延長するよう、県として国に働きかける考えはありますか。

【高見医療政策課長】診療記録の保存期間につきましては、医療の安全性の確保ですとか、患者への適切な説明責任の観点から、その重要性については、私どもとしても十分認識をしているところでございます。

一方で、現行のこの保存期間につきましては、医師法等に基づき、国において全国一律で基準が定められている状況でございますので、県といたしましては、現時点で保存期間の大幅な延長と、そういったところに関する具体的な要望を行うというところは、そういう段階には至っていないのかなというふうに考えているところでございます。

【まきやま委員】現時点でそのような考えはないとおっしゃいましたが、今現時点で申請中が20件あつて状況です。そういったことは言えないと思うんですけども、いかがでしょうか。

【高見医療政策課長】県としましては、やはり医師法に基づいてしっかりと今は適切に運用していくことが重要かなと思っているところでございます。

【まきやま委員】全く答えになってませんが

も、ほかの自治体では30年に延ばしているところもありますけども、本県においては、例えば、10年とか、ほかの自治体に要請・指導する考えはありませんか。

【高見医療政策課長】繰り返して恐縮ですけども、やはりそこは規定に基づいてしっかり運用していくというところがまずあるかなと思っておりますので、今のところそういった指導については考えておりません。

【まきやま委員】救済制度というものは、国が進めた、例えば、ワクチンならワクチンで、接種して被害が出た場合に救済する制度です。これを救うためにはカルテ保存がないと申請すらできません。ほかの自治体では延ばしています。延ばしていただけるよう要望します。

続きまして、世界の動きに逆行した新型コロナワクチン定期接種継続の根拠についてです。

日本における新型コロナワクチンの累計接種回数は、令和5年度末までで最大7回、令和6年10月からの定期接種を加えると、8回に達する方が存在します。欧米主要国の多くは3回から5回程度で追加接種を事実上終了・縮小しており、年1回の定期接種として継続しているのは日本の特徴的な政策です。

複数の学術論文では、ワクチンの頻回接種によってIgG4抗体が上昇し、免疫抑制が起こる可能性が指摘されています。

世界各国が慎重な姿勢に転じる中、日本のみが継続する科学的根拠について、県民への説明が不十分と言わざるを得ません。

既に我が国でも、mRNAワクチンの中止を求める請願が議会を通過して国へ提出されているところが増えてきています。欧米主要国が追加接種を縮小・終了する中、日本が定期接種として継続している科学的根拠について、県として

国に説明を求めたことがあるか。また、県民に対して、接種継続の利益とリスクをどのように説明しているかお尋ねします。

【長谷川地域保健推進課長】 コロナワクチンの定期接種につきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、公表されている学術論文等から、その有効性・安全性に係る国内外の知見や諸外国の接種方針等について情報を収集し、専門家による議論が行われ、令和6年度から開始をされております。

また、令和7年10月以降の定期接種につきましても、令和7年9月に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においても最新情報を同様に収集をしており、コロナワクチンの有効性については、国内外の複数の報告において、入院等の重症化を予防する効果が示されており、安全性については、現時点で新たな懸念は認められていないと評価をされているところであり、県としては国に説明を求めたことはございません。

また、県民の皆様に対しましては、国や市町と連携しながら、ホームページ等を活用して、新型コロナワクチンについて、重症化予防効果等のメリットと副反応のリスク等のデメリットの双方の正しい知識を持っていただけるよう、各種情報の発信に取り組むとともに、健康被害救済制度の概要や申請窓口、副反応に関する相談先について案内を行っているところです。

【まきやま委員】 ありがとうございます。県民の命と健康を守る福祉保健部として、今回、様々要望しましたけども、前向きに動いていただくことを期待して質問を終わります。ありがとうございます。

【中村(俊)委員長】 ほかにございませんか。

【饗庭副委員長】 皆さん大変お疲れさまです。

簡潔に2点だけお伺いしたいというふうに思います。

最初に、スケッターについてお伺いします。

介護人材不足が深刻な中、介護人材を確保するために有償ボランティアを活用したスケッターが行われています。前回3月議会で、西海市が今行っているというところでしたけれども、現在、市町でどこまで拡充できているのかお伺いします。

【久間長寿社会課長】 スケッターでございますけれども、西海市の事業者グループさんが昨年度から、県の補助金を活用して、福祉介護専門の有償ボランティアグループのマッチングに取り組んでいるところでございます。

ほかの市町につきましては、県の事業、本年度実施する介護サポーターマッチング促進事業を活用しまして、他の市町にも呼びかけようというふうに考えておりまして、来月、再来月には市町等と実施をしたいというふうに考えているところでございます。

【饗庭副委員長】 これからかというふうに思いますけれども、その予算としては、何市町分あるのかお伺いします。

【久間長寿社会課長】 広く全体に募集をかける形となりますので、何市町分というところで決めているところではございません。

【饗庭副委員長】 有償ボランティアということですから、動く方にはお支払いをされるのかというふうに思いますけれども、有償ボランティアに、時給と言っていいのかあれなんですけれども、対価として発生するのはどれくらいなのかお伺いします。

【久間長寿社会課長】 雇用という形態ではなくボランティアになりますので、あくまで謝金という形になります。例えば、今実施する西海市

の例で言いますと、例えば、食器洗いとかお話し相手などの補助で3時間で3,000円とか、利用者の生活支援、見守りのお手伝いで2時間で2,000円とか、時間で1,000円ぐらいのところを設定されていて、それを直接、施設側からご本人さんにお渡しをするという、そういうやり方で行われております。

【饗庭副委員長】最低賃金よりは若干低いかなと思うんですけれども、隙間で仕事ができるというのもあるかと思いますので、今後、これが増えていくと、介護人材不足が少しでも軽減できるというふうに考えておられるのかお伺いします。

【久間長寿社会課長】この取組が直接的に介護人材の雇用につながるものではございませんけれども、掃除・洗濯などの周辺業務を切り出して、ボランティアの方などに担ってもらうということが、現場の負担を減らして、それが介護職員の専門性を発揮するということにつながるものになるというふうに思っております。

また、昨年度実施した西海市の事業所さんにお聞きをしたところ、スケッターを利用された方が実際に介護事業所での就職につながった、そういった例もあるというふうにお聞きをしているところでございます。

介護事業所さんの業務に触れたということで、介護の仕事の理解が進んだということで、就職につながったのではないかなというふうに考えておりますので、地域のみinnで介護を支えるという、そういう仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

【饗庭副委員長】就職にもつながったということですので、ここから少しでも介護人材不足が軽減されることを願っております。

もう一点、これまでも一般質問とか委員会で

ずっと質問させていただいている、自殺者ゼロを目指しての自殺防止というところでは、現在、自殺防止策でどのようなことに取り組んでおられるのかお伺いします。

【小田障害福祉課企画監】自殺者ゼロを目指して、障害福祉課では、先ほども申し上げました、保健所等での電話対面による相談支援、SNS相談支援を行っているところでございます。

このほか、令和7年度から、自殺未遂者に対する本人・家族のフォローアップを行う支援事業や、自殺予防週間・自殺対策強化月間における広報活動などに取り組んでいるところでございます。

【饗庭副委員長】様々な相談体制で取り組んでおられるということですが、その効果を、県としてはどのように把握しているのかお伺いします。

【小田障害福祉課企画監】人口動態統計によりますと、本県の自殺者数は、10年前の平成27年の232人から、令和7年には、概数ではございますが、151人と約35%減少しております。

また、人口10万人当たりの自殺死亡率につきましても、16.9人から12.4人と減少している状況から、部局横断的に取り組んだ結果、一定の効果を上げているものと認識しております。

一方で、自殺実態白書2013年という調査におきまして、自殺で亡くなられた方の約7割が、生前に専門機関等への何らかの相談をしていたという報告もなされており、今後とも現行の相談支援体制の着実な運用を図りながら、より実効性の高い自殺防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭副委員長】一定人数が減っているところには効果が見られているかというふうに思います。しかしながら、大事な命ですので、自殺者

はゼロにしていきたい。

それと、せっかく相談したけれども7割の方が自殺してしまったというところでは、やはり相談体制ももっともっと強化していくことが必要かというふうに思いますので、ぜひ今後とも、1人も自殺することがないように、自殺者ゼロを目指して取り組んでいただきたいことを要望して終わります。

【中村(俊)委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、そのほか質問がないようですので、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時46分 休憩 —

— 午後 3時46分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き委員間討議を行いますので、理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時46分 休憩 —

— 午後 3時48分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時48分 休憩 —

— 午後 3時49分 再開 —

【中村(俊)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(俊)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

— 午後 3時49分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和8年7月1日

文教厚生委員会委員長 中村 俊介

議長 徳永 達也 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 73 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 75 号 議 案	長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を 改正する条例	原 案 可 決

計 2 件（原案可決 2 件）

委員長 中村 俊介

副委員長 饗庭 敦子

署名委員 川崎 祥司

署名委員 松本 洋介

書記	濱下 優香
書記	松尾 義邦
速記	神戸綜合速記(株)